

JETRO

ユーロトレンド

EURO TREND

NO.49 2001・11

- Report 1 ●域内税制調和への取り組み (EU) / 2
Report 2 ●国家補助禁止規定と有害な租税競争 (EU) / 10
Report 3 ●改革の必要性に迫られる経済・財政・産業省 (フランス) / 17
Report 4 ●寡占化進む食品小売業 (英国) / 22
Report 5 ●高齢化社会への対応進む労働制度 (デンマーク) / 27
Report 6 ●高品質化と国際化で成長する林産業 (フィンランド) / 42
Report 7 ●中欧進出企業にみるビジネス環境の現状と今後の展望
(チェコ・ハンガリー・ポーランド) / 64
Report 8 ●西欧からの拠点移転が進むエレクトロニクス産業 (ハンガリー) / 70
クロノロジー● / 77
統計資料●主要経済指標 / 92
中・東欧ミニ情報●医療事情 / 94



域内税制調和への取り組み(EU)

～ 共通化・調整(協調)・競争～

海外調査部欧州課

92年末のEU市場統合完成、99年の通貨統合と、EUの深化が進む中、EUの税制統合については、2000年12月のEU機構改革の議論を経た後も、全会一致原則の対象分野であり、目立った進展はみられない。税制の変更は各国の歳入に直接影響を与えるものであり、加盟各国が税制の主権を維持しようとしているためである。一方、加盟各国の中には、他国に比べ有利な税制を提供することにより、企業誘致に力を入れている国がある。EUではこうした優遇税制の一部について、共同市場内の自由で公正な競争をかく乱する「有害」な税制として、2003年1月までに廃止するよう求めているが、これら優遇税制の廃止は、利用している日本企業に大きな影響を与えるものである。

本レポートは、日本企業が欧州に進出、もしくは欧州域内での企業組織再編を考える際の参考資料となるよう、ジェットロ欧州課が主催した研究会で、EU税制問題に長年取り組んでこられた関西大学法学部の村井正教授に基調講演を依頼し、その内容を取りまとめたものである。

1. 直接税の「共通化」と「調整」

本講演の演題には3つのキーワードを掲げた。すなわち、「共通化」、「調整(協調)」、「競争」である。発足当時のEC加盟6カ国は税制調和に関して、当初はかなり楽観的だった。法人税についても完全に調和できると考えていたが、結果は思うように進まなかった。この理由として、付加価値税など間接税の調和と異なり、法人税など直接税の調和には、欧州理事会(EU首脳会議)・EU閣僚理事会で全会一致の承認が必要であることが挙げら

れる。

税制調和が進まなかったため、EU^(注1)は85年頃から加盟国間の税制調和をやめ、国境を越えた場合の税制に絞って調和を進めた。これは、共通化できる制度は共通化し、できないものは「調整(coordination)」するという考え方に基づく。欧州委員会で税制を担当するのは第21局(現在は税制・関税同盟総局)であるが、同局の関係者も「税制の完全調和は無理、調整でよい」と認めている。

マーストリヒト条約には「補完性の原則(subsidiarity)」が盛り込まれた。同原則に

(注1) 本レポートでは、読者の円滑な理解を促すため、93年以前のEC時代も含めて「EU」と表記

.....

より、欧州委が税制の調和を行うことは、各国の政策に介入しすぎとの批判が加盟国からでた。この結果、欧州委は税制調和に消極的(anarchic subsidiarity)となり、その後、各国の租税競争は激しくなった。

2. ルディング報告

92年3月にルディング委員会は報告書を発表した。同報告書の特徴としては、従来の報告に比べ現実的なアプローチを取ったことだ。同報告書は、個人所得税をEU域内で統一し、法人税率を30%程度に調和することを提案した。当時の法人税は加盟国平均で約40%であった。EU域内の法人税率を日米よりも低くすることで、EUを多国籍企業にとって魅力的なものとし、直接投資の拡大を目指したものだ。同報告書にも、「日米」がライバルで、「共同体の利益は残りの世界の犠牲により得られる」と記述されている。

各国政府は同報告書に反対し、法人税の調和は閣僚理事会で否決された。結果として、ルディング報告は一部を除いて、採択されなかった。採択されたのは、「国境を越えた」取引に関する税制に関してのみである。先に述べた通り、税制について欧州委が各国政府よりもイニシアティブを取るのとは良くない、と考えられたのである。

3. 欧州裁判所の役割

「指令」ではなく、欧州裁判所の判決により、結果的に税制が共通化していく場合もある。欧州裁判所は、各国の税制が居住者と非居住者を差別しており、域内差別の撤廃を謳うローマ条約に反するとの判決を出す場合が多い。各国税制が非居住者を差別するのは考えてみれば当然のことである。なぜならば、各国の税制は元々EUを意識して作られてはいないからだ。各国の税制は通常、居住者と非居住者について、税法上の差別規定がある。一方で加盟各国の差別規定は、他の加盟国を

差別することになり、ローマ条約に反する。欧州裁判所の判決には強制力があり、結果的に各国の税制の収れんが進んだ一面がある。

4. 資金の流出国と流入国の争い

EU加盟国のなかには、金融取引に関する税を優遇し資金の流入を促している国がある一方で、資金の流出に悩む国がある。例えば、ドイツの企業や資金の流出は深刻だった。ドイツのワイゲル蔵相(当時)は97年、独シュピーゲル誌(97年33号)のインタビューに対し、次のように述べた。「EUに資金を拠出する最大の貢献国はドイツだ。一方でドイツからは企業や資本も流出していく。EUの一番の貢献国から資金が流出するのはおかしいのではないか。EUへのドイツの財政貢献と若干の国の租税ダンピングは、ドイツを窮地に陥れている(Die graben uns die Wasser ab.)」。

EU加盟国のなかには、税率を下げて投資を呼び込む国がある。例えば、アイルランドのダブリン・ドックやイタリア・トリエステのフリーゾーンなどの優遇税制がこれに該当する。特に金融部門の資金は逃げ足が早い。直接投資と間接投資を比べると、後者の方が税率に敏感だ。直接投資の場合は、税率以外に人件費や市場規模なども立地選択に影響を及ぼす。一方でオフショアの場合は、税率が立地選択のほとんどを占める。インセンティブによって税率が低下すれば、資金はそこに流れ込む。それは、水が高い場所から低い場所へ流れるのと似ている。

5. 租税競争に対するOECDの取り組み

EUより少し遅れて、OECDでも租税競争について議論が始まった。OECDは98年4月に「有害な租税競争に関する報告書」を閣僚理事会で採択した。同報告書が標的としたのは金融取引である。

スイスとルクセンブルクは同報告書に反対した。両国とも金融取引を租税優遇することで、金融立国としての地位を得てきたからだ。両国の反論は、「有害な租税競争の分野を、意図的になぜ産業上、商業上の活動を除外し、金融活動に限定するのか」ということだった。ルクセンブルクは、EUの加盟国であることに照らし、金融活動とりわけ貯蓄について、源泉徴収税か、情報提供義務かの共存方式が適用される為、選択の可能性が残されている。これに対し、OECDはそうした選択可能性を排除しており、同国はその点を批判している。

6. 欧州の税制調和に対する異なる視点

97年7月29日付のウォールストリート・ジャーナル・ヨーロッパ紙は、欧州税制を特集した。その中で、経済学者のブキャナン (James M. Buchanan) 氏、コロンビア大学のマンデル (Robert Mundell) 教授、経済学者のフリードマン (Milton Friedman) 氏が欧州の税制について、記述している。ブキャナンは、「EU加盟国は通貨を発行する権限をEUに委譲し、ユーロを導入する。加盟国はこれに加えて、課税権を委譲してはならない」と主張する。

マンデルは「EU加盟各国の政府歳出は対GDP比45~60%で、バラツキがある。まず政府歳出水準を調和することなしに、税率を調和することはありえない。加盟15カ国のうち12カ国が中道左派政権。いわば『ゆりかごから墓場まで』である。社会民主主義の国が共通税率を採用するとは思えない」とした。

ブキャナンとフリードマンは、域内税制の共通化は「一種のカルテルだ」と主張、税制は各国で競争することが正しい、とした。そして課税権は、EUに委譲してはならない、と付け加えた。その意味で税制共通化に対しては、アングロサクソンの経済学者は一般に消極的である。

他方、ルディング委員会のメンバーであるバニステンデル教授は、「欧州の課税権は侵食されている」とする。そして、「欧州司法裁判所の判決および市場力によって各国の税制は侵食されている。結局、税制が外部から侵食される位なら、いっそ課税権をEUに委譲した方がましだ。競争と自由貿易の枠内の課税権 (立法権) をEUへ委譲せよ」と主張している。

ただ、同教授の見方には出身国ベルギーのバイアスがある、と考えたほうが良いだろう。ベルギーはフランス語圏とオランダ語圏に分かれている為、国内でまとめることが難しい。その意味で、ベルギーではEUから直接指示を受けた方が、かえって国内では受け入れられやすいという背景がある。だから、課税権もEUに与えてしまった方が手っ取り早い。だが、他国、特に大国はベルギーのような訳にはいかないことを忘れるべきでなからう。

7. 租税競争に対する見方

97年に有害な租税競争についてのコミュニケーションが、欧州委から提出された。同コミュニケーションには5つの提言が含まれている。すなわち、単一市場の歪みの軽減、

有害な租税競争による資本流出国の税収大幅減少の防止、税制を媒介とする雇用促進、資金移動にみられる可動的課税ベースと比べた労働の租税負担増を逆転させること、エネルギー製品課税の枠組みの再構築である。

租税インセンティブを介した投資受け入れ競争は、税率がゼロになるまで続く。いわゆる「race to the bottom」である。欧州議会議員でドイツ社会民主党のRandzio-Plath議員は税制通として知られるが、同議員は同コミュニケーションを「張子の虎 (Tiger ohne Biß)」と批判している。

金融取引を中心とする投資優遇競争が域内で特に問題になっている。これは、可動性の高い活動に対する課税を軽減することによ

り、結果として可動性の低い活動（勤労所得、消費等）に対する相対的重課になるからである。この場合、問題なのは、専ら非居住者だけに適用される優遇措置だ。OECDは「非居住者を居住者と比べて不利益に扱う」措置を禁止する。従って、OECDも国連モデルも非居住者への租税優遇は禁止していない。つまり、EU加盟国が行う「非居住者への優遇措置」は、国際租税法上は、一般に認められてきたことになる。では何が問題なのか。EUは単一市場、いわば「ひとつの国」を目指している。「ひとつの国」内で、税制にバラツキがあると市場の歪みを生じる、これは単一市場にとって望ましくないという考え方である。

OECDにしてもEUにしても、租税競争は有害と考える。他方、金融のような特定分野に特化する小国にとって、優遇税制が禁止されることは致命的である。例えば、ルクセンブルクは金融立国以外で生きる道はない。だから、同国は前述のOECD報告書にもEUのコミュニケーションにも反対である。

オランダからキース・ファン・ラード教授が来日した際に研究会をもったことがある。オランダは多国籍企業と当局間で税取引をしているのは不透明だ、との意見が出た。教授はそれに対して、「オランダは人口1,500万人の小国であり、国内市場は極めて小さい。海外にどんどん企業が出て行くか、それとも海外からどんどん企業にきてもらうしか生きる道はない。その為には、オランダとしては租税優遇措置を講ずるほかはないのだ」と反論している。

一方で、資金が流出するドイツのような大国の立場も理解できる。私見では、税金を取るか取らないかは元来各国の自由である。ただ、世界の流れは有害な租税競争に反対であり、ルクセンブルクのような小国も最終的には大国の動きを見ながら立ち回らざるを得ないだろう。

8 . アイルランドの租税措置

アイルランドは、かつて栄えた造船業が現在ではさびれ、経済全体が衰退した。そこで同国政府は若年労働者の雇用創出のため、国際金融サービスセンター「ダブリン・ドック」を設立した。ダブリン・ドックは名前の通り、造船所があった地域に外国企業を誘致した。外国企業は優遇税率が適用されるダブリン・ドックに次々と進出した。その中には日本企業も多数含まれる。

EUはEC条約第87～89条で域内の競争を歪める、もしくは歪める恐れのある各国の国庫補助金（State Aide）を禁止している。ただ、アイルランドはダブリン・ドックを設立する前に、欧州委と協議をした上、特に他の加盟国の異議の申立もなく、欧州委も最終的に設立を許可している。アイルランドはその後、域内でも屈指の経済成長率を達成した。

大国はアイルランドの経済成長を目の当たりにし、ダブリン・ドックが「有害な税制に当たる」と態度を変えた。有害税制に当たる理由としては、同センターが非居住者のみを優遇しているためである。ダブリン・ドック導入の経緯にもかかわらず、アイルランドは結局ダブリン・ドックを将来的に廃止する予定である。その代わりとして、同政府は2003年に法人税率を12.5%に引き下げる（現在の法人税率は20%、2002年に16%に引き下げ予定）。税率引き下げ措置は当然、居住者にも適用されるので、本来は有害な税制にあたらぬはずである。同措置は、企業課税の行動要綱（code of conduct）には抵触しないはずだが、前述のパニステンデル教授は「抵触する」としている。

同措置が実施された場合、ダブリン・ドックが廃止されたとしても、法人税率は他国よりもはるかに有利である。よって、ダブリン・ドックにある統括会社は今後も、アイルランドにとどまる可能性が高いと思われる。

9. 企業課税の行動要綱とNotice

欧州裁の競争法と国庫補助金についての判例は多いが、租税競争と国庫補助金の判例は少ない。98年12月に直接税に対する国庫補助禁止規定の適用に関するNoticeが公表された。現在、同Noticeに従うべきか、企業課税の行動要綱に従うべきかが問題になっている。実際、EU加盟国間の税制はかなりバラツキがある。今後は域内各国政府が税制を設計、改廃の際のスクリーニングにおいて、「企業課税の行動要綱」がその基準となる。よって、「企業課税の行動要綱」は単なる有害税制の判別式に止まらず、今後の欧州税制の一般規範としての役割を果たす意味で重要である。

10. 利子課税

1989年2月に、利子所得に対する源泉徴収税に関する指令案が採択された。同指令は加盟国内で利子所得に源泉徴収税を課する国と課さない国があったため、源泉徴収課税に一本化することを目指すものであった。ドイツは、これに基づき、従来なかった源泉徴収制度の法制化を決定したが、改正前年の12月にドイツ国民が大挙して源泉徴収されないルクセンブルクに自身の口座を移し換える動きにでた。結局、89年に採択された指令案は多数の加盟国で評判が悪く失敗に終わった。

この失敗を踏まえて、欧州委は98年5月、新たな指令案を作成した。同指令案は、利子所得に対する課税について、指令採択後7年間は源泉地国で源泉課税か、源泉地国と居住地国間の情報交換に基づき、居住地国で課税か、のいずれかを選択できる柔軟な方式とした。同方式は共存方式 (co-existence model) と呼ばれる。7年後は、の情報交換に基づく居住地国での課税に一元化される。同指令案の内容については、2000年6月のEU首脳会議で合意が成立している。

利子の支払い・税務当局への報告者は、同指令では「支払い代理人」とされている。これには、本人、利子を支払った者、債務者が該当する。だが、主として金融機関が利子の支払い・情報提供の義務を負担する。これに英国は反対した。欧州資本市場が停滞することをおそれ、もし導入すればユーロ債・ゼロクーポン債などを含めた利子・金利の支払義務を負担と感じる金融機関が、そのような業務をロンドンから、例えばチューリッヒなどの域外に移転することも辞さないというのが、その理由である。日本企業との関連で重要なことは、EU域外国の居住者、例えば、日本の居住者がEU域内で利子を受け取った場合、当該EU加盟国の支払代理人は、源泉徴収義務・当局への情報提供をすることになるのであろうか。この場合は「義務づけられない」と思われる。EUは域外投資家がEUに投資することを歓迎しており、それを制限することはないだろうとの判断からである。欧州委のマリオ・モンティ元税制担当委員 (現競争政策担当) および同委員のアドバイザーは「義務付けられない」としており、ボルケシュタイン現委員 (税制・通関同盟担当) も、態度を明確にしていないが、同様だと思われる。

11. ユーロの影響

ユーロの導入は税制にどのような影響を及ぼしただろうか。単一通貨の導入で金融の国境がなくなった。単一市場を完成させるためには、域内の競争政策を同じにする必要があるが、通貨が統一された今、残っている課題は税制である。企業にとって、税制は投資先選択の大きな要因である。これまで、欧州企業は独、仏、英、伊などのそれぞれの国内市場で、戦略を練ってきた。ユーロ導入によりひとつの巨大市場ができ、通貨が統一されることで、各国税制の違いがより明確になる。結果として、金融ボーダーの撤廃で、税制も

.....

ある程度、共通化せざるを得なくなると思われる。例えば、フランスは依然として、徹底的な「テリトリーアリティー(属地主義)」をとる。21世紀の欧州税制のキーワードは国境を越えた「モビリティ」にあるといえる。ヒトもカネも域内を動き始め、従来の制度、方法では対応できなくなってくる。ユーロの導入は欧州税制の変化のきっかけとなるだろう。

12. 企業年金課税の調和に関する最近の動向

2001年6月、企業年金に関する税制の障害を取り除くことを目指す欧州委員会コミュニケーションが発表された。欧州委税制・関税同盟総局C2課(租税政策)のヘッドであるファーマー氏に確認したところ、これに関して2001年10月頃にはこのコミュニケーションのフォローアップへの動きが見られるもようだ。労働者の移動の問題は特にベネルクス3国、ドイツ、オランダの国境周辺で頻繁に起こる。居住地国と勤労地国が異なるフロンティア・ワーカーが、その地域に多いからである。

労働者の移動の問題として、例えば、シューマッカー事件が挙げられる。シューマッカー氏はベルギーに居住し、ドイツで勤労するフロンティア・ワーカーである。ドイツ所得税法は居住者と非居住者との扱いを異にしており、非居住者には、夫婦所得2分2乗方式が適用されないため年末調整による還付が受けられなかった。このため、シューマッカー氏は、非居住者に適用されないドイツの2分2乗方式は人の自由移動を規定したEC条約に反する、として欧州裁判所に訴えた。これに対し欧州裁判所は、そのような居住者と非居住者の差別税制はEC条約に反する、として原告の訴えを認容した。このシューマッカ

ー判決を受けてドイツは、その所得の大部分をドイツ国内で稼得する非居住者には、居住者と同様に2分2乗方式を適用するように所得税法を改正した。

また別の事例として、バハマン事件がある。バハマン氏はドイツからベルギーに転勤した労働者であり、ドイツの生命保険会社と生命保険契約を結んでいた。ベルギーの所得税法によると、ベルギーの保険会社との生命保険契約の掛金は所得控除できるが、他の加盟国の保険会社との保険契約の保険料の控除は認められていなかった。バハマン氏は、生命保険を契約した企業の国籍によって扱いが異なることは、域内の人の自由移動を規定するEC条約に反するとして、欧州裁判所に訴えた。

欧州裁判所は、これに対し、ベルギー所得税法の取り扱いは人の自由移動には反するが、「税制の首尾一貫性」により正当化されるとの判決を下した。ベルギーでは生命保険に対し、通常、一定の要件を充足する場合は、拠出時でなく受領時点で課税する。例えば、バハマン氏が拠出時にベルギーで所得税の控除を認められたとしても、バハマン氏が保険金受領時にドイツに帰国していれば、ベルギーが課税できる保証はない。拠出時に控除を認めるなら、受領時に課税も認められなければいけないというのが、「国内税制の首尾一貫性」であるが、バハマン氏に控除を認めることは、それに反するとしたのである。だがバハマン氏以後の一連の事件において欧州裁判所は、バハマン判決を変更した。その理由は、欧州裁判所が「労働の自由移動」を「税制の首尾一貫性」に優先させたからである。

2001年6月発表のコミュニケーションに話を戻す。年金課税にはEET型^(注2)とETT型とTEE型がある。TEE型は年金の拠出時に

(注2) 例えば、EETは、Exempt contributions, Exempt investment income and capital gains of the pension institution, Taxed benefits のことである。即ち、これは、拠出段階は非課税、運用段階は非課税、受領段階は課税を意味する。

課税し、運用時、受領時には課税しないのに対し、ETT型は、拠出段階で課税せず、運用段階、および受領段階で課税する。EU加盟国をみると、EET型は11カ国、ETT型は3カ国、TEE型は1カ国で採用されている。例えば、TEE型の国で勤労していた労働者が、EET型の国に移動したとすると、二重課税になる。逆にEET型からTEE型に移行した労働者は二重免除となる。

欧州委のボルケスタイン委員は、2000年2月29日、ロンドン・チャタム・ハウス（王立国際問題研究所）での演説の中で、「EU域内では高齢化が進み、従来の方式では年金原資をカバーできない。今後は年金ファンドを推進すべきだ」と主張した。大陸諸国は間接金融から直接金融への転換を進めつつある。現在の年金基金の原資をどのように運用するのかなど、年金制度の再編成を考えると共に、同時に資本市場を活性化させるための制度整備が必要であることをボルケスタインは強調した。

多国籍企業は、かねてから汎欧州年金ファンド制度を導入しようと目論んでいる。同制度については、2001年6月のコミュニケーションでも公式に触れられている。ただし、このファンドがどのようなスキームになるのかは、今のところ不明である。年金の掛け金がどこで拠出されたとしても、年金資産に対する課税は転職先の国の税制に従う。各加盟国の年金税制そのものは、共通化しないで、何らかのかたちで調整がなされるはずである。

同制度に対する反応について、EU加盟国すべてが同案に賛成するかは今のところ不明である。ただ、フィナンシャルタイムズ紙に

よると、ドイツの社民党が同案に好意的だという。社民党は現在の確定給付型年金の体制ではシステムが機能しないため、確定拠出型が必要と考えているようである。現在、税制担当のボルケスタイン委員はアングロサクソン型の考え方に理解を示している。よって、このファンドの後押しをする可能性もある。上述の通り、2001年10月に動きがあるという情報を入手しているので、今後の動向を見守りたい。

13. EUと租税条約

EU加盟国はそれぞれが域外国と租税条約を締結している。租税条約を締結する場合、EUとではなく2国間で租税条約を結ぶため、これがローマ条約に抵触する可能性がある。

例えば、89年に改訂された米独租税条約では、条約便益制限条項である外国所有テスト^(注3)が、ローマ条約に抵触する恐れがあるとの疑義が提出された。米独租税条約の外国所有テストは同26条で規定しており、「その受益権益の50%超が本条約に便益を享受する適格を有する者またはアメリカ合衆国の市民である者によって直接または間接に所有されている者」でない場合をいい、この場合は条約便益の享受適格をもたない。同外国所有テストを自動的に適用すると、域内の企業買収の事例については、条約便益の適格性が排除され、条約適格法人とのインバランスが生じる。これは、ローマ条約に反する恐れがある。

このため、その後締結された米蘭租税条約では、同テストの適用にはEUの規定に留意する旨が定められた。例えば子会社の条約適格については、3社以下のオランダまたは米の公開会社による50%以上の保有のほか、蘭

(注3) 二国間租税条約の便益を享受できない法人を確定するためのテスト。例えば、米蘭租税条約の場合は当該企業が米国かオランダ籍でないことを確定するテストで、「条約漁り」を避けるためのもの。ただそうした持ち株割合で当該条約の適格要件を定めると、ローマ条約の開業の自由、資本移動の自由と抵触するおそれが生じる。特に米蘭租税条約では、派生的便益の条項が導入され、域外の国との租税条約においてEUの存在が考慮されたことは、重要である。

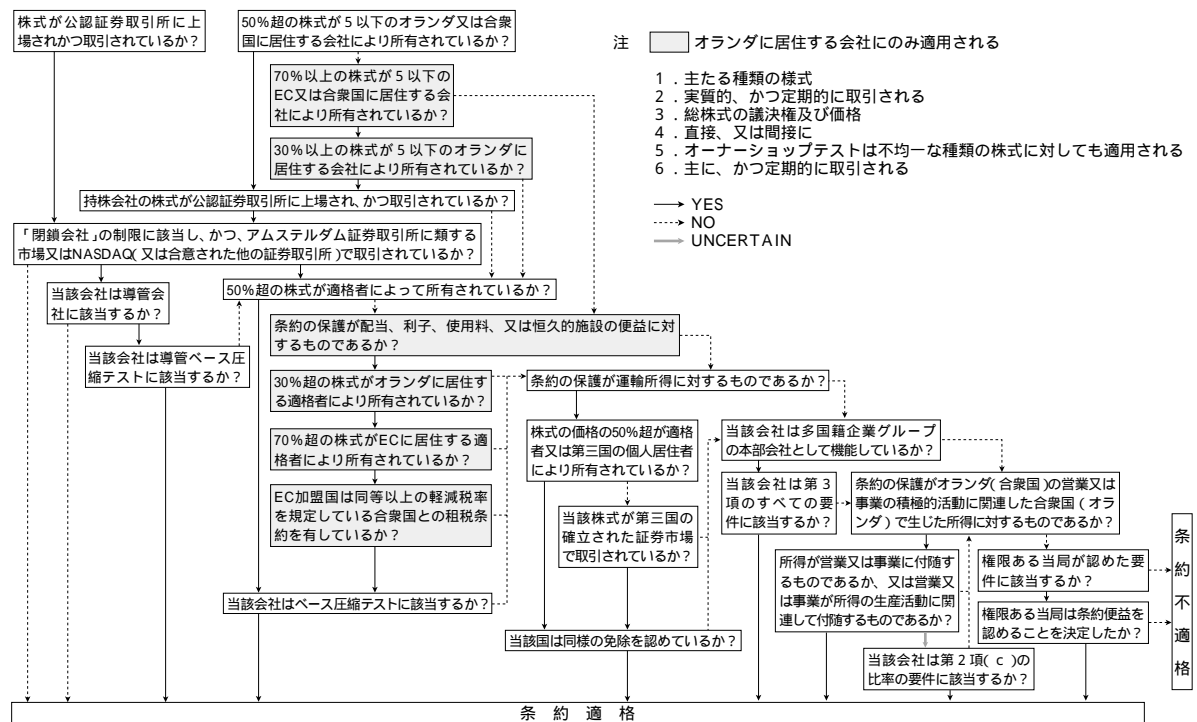
法人については、5社以下の公開会社による30%以上の保有、5社以下の公開会社による70%以上の保有というテストが設けられた。

米国とオランダは両国とも税制が非常に発達しており、結果として、92年12月に署名された米蘭租税条約は非常に複雑になった。特に第26条は何ページにも及ぶ長文のものになっている（図1参照）。域外の国との租税条約が複雑になるため、前述のパニステンデル教授はEU加盟国に対し、租税条約の締結

はEU自体が行うことを薦めている。これは、確かに理解できる。だが、これも前述の通り、同教授の出身がベルギーということも考慮しておくことが必要となろう。

以上、EUの税制の現状を駆け足で見てきた。EUでは直接税の調整に関しては、全会一致でないと可決しない。ユーロのように、一部の国で先行するのも一案だろうと考える。

図1 米蘭租税条約26条による外国所有テスト



国家補助禁止規定と有害な租税競争 (EU)

海外調査部欧州課

近年、租税に対する国際的な協調が模索されており、EUでも「有害な租税競争」の排除が試みられている。欧州理事会は97年、「企業課税のための行動要綱」を採択した。同要綱は加盟国の租税措置の一部がEC条約で定められた国家補助禁止規定に該当するとした。その上で欧州理事会は、どの租税優遇措置が国家補助禁止規定に該当するかを示すガイドラインの作成を欧州委員会に依頼した。欧州委は98年、直接税に対する国家補助禁止規定の適用に対するガイドラインである「Notice」を公表した。「Notice」ではEC条約が国家補助金として規定する4つの条件に該当する租税措置が示されている。

EUに進出した日系企業のなかには、進出国から租税優遇措置を受けている企業もある。優遇措置が補助金と判断された場合、補助金分の返還など、企業に甚大な影響を及ぼす。このため、企業は「Notice」の内容を把握しておく必要がある。本レポートは、関西大学大学院・法学研究科の森真成氏にEC条約における国家補助禁止規定と「Notice」について解説をお願いしたものである。

1. はじめに

各国が雇用の確保などの観点から金融その他のサービス産業といった、いわゆる「足の速い」経済活動を国外から租税優遇措置を競って導入した結果、可動性の低い労働や消費に対する重課というかたちで課税の公平性、中立性が損なわれ、資本の移転や経済活動に歪みが生じるといった観点から、租税競争に

対する国際的な協調が、近年問題となっている。前述のような結果を引き起こす「有害な租税競争」を排除するために、EUにおいては、97年に、企業課税のための行動要綱（以下「行動要綱」）、貯蓄所得課税および法人間における利子・ロイヤルティーの支払いに対する源泉課税の共通化を柱とする「欧州連合における有害な租税競争に対抗するためのパッケージ」^(注1)が欧州理事会によって採択

(注1) "Commission of the European Communities, Communication from the Council and the European Parliament A package to tackle harmful tax competition in the European Union", 05.11.1997COM(97) 564 final.

.....

された^(注2)。また、OECDにおいては、98年に「有害な租税競争」と題する報告書が提出され^(注3)、それぞれ有害な租税競争と見られる租税優遇措置の基準およびその対処の方法について明らかにしている^(注4)。

上記パッケージにEU法上の根拠を与えるために、欧州委は、貯蓄所得課税および利子・ロイヤルティーの源泉徴収について、それぞれ「共同体内の利息支払の形式をとる貯蓄所得の最低限の実効課税を確保する理事会指令案」^(注5)および「異なったEU加盟国の関連会社間でなされた利子およびロイヤルティーの支払に適用される共通税制に関する理事会指令案」^(注6)を欧州理事会に提出した。行動要綱については、J項において、欧州理事会は、本行動要綱が対象とする租税措置のいくつかがEC条約上の国家補助禁止規定の範囲に該当することを認識し、欧州委に対し

て直接税に関する国家補助禁止規定の適用についてガイドラインを作成するよう要請した。また、この際、本行動要綱の適用に照らして、国家補助の消極的な効果を考慮に入れ、国家補助禁止規定の厳格な適用を公約することも併せて要請した。同項の要請を受けて、欧州委は、98年12月10日に直接税に対する国家補助禁止規定の適用に対するNotice（以下「Notice」）^(注7)を公表し、加盟国の租税優遇措置とEC条約における国家補助禁止規定との関連について、初めてEU側の考えを明らかにした。行動要綱と国家補助禁止規定は異なる制度であるが、有害な租税競争を抑制するという共通の目的のために、EUは両者の首尾一貫した適用を目指している。

以下、国家補助禁止規定と「Notice」の検討を中心に、EUにおいて有害と見なされる租税競争がEUの競争法上どのように規制さ

(注2) "CONCLUSIONS OF THE ECOFIN COUNCIL OF MEETING on 1 December 1997 concerning taxation policy - Resolution of the Council and the Representative of the Governments of the Member States, meeting within the Council of 1 December 1997 on a code of conduct for business taxation - Taxation of saving", OJ 1998 C 2, p.1

(注3) OECD, "Harmful tax Competition, an Emerging Global Issue", 1998

(注4) EU行動要綱については、1999年11月に欧州理事会の委託を受けた専門家グループ（いわゆるプリマロロ・グループ）が有害と見られる租税優遇措置をリストアップした（see, EUROPEAN TAXATION SEPTEMBER 2000, p.426 - p.439）が、一部加盟国の強い反対により、停止されるべき有害な租税優遇措置は、未だ公式に特定されていない。一方、OECDは、2000年6月に「有害な租税慣行の特定と撤廃の前進」（OECD, Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices, June 2000）と題する報告書を公表し、「潜在的に有害」と見られる加盟国の租税優遇措置およびタックス・ヘイブンを認定される地域を特定している。

(注5) "Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE to ensure a minimum of effective taxation of saving income in the form of interest payments within the Community", 20.05.1998, COM (295) final

(注6) "Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on a common system of taxation applicable to interest and royalty payments made between associated companies of different Member States", 04.03.1998, COM (1998) 67 final.

(注7) "Commission notice on the application of the State aid rules to measures relating to direct business taxation", OJ1998C384/3

本「Notice」および租税優遇措置と国家補助禁止規定の関係について論じた文献としては、Carlo Pint, " EC State Aid Rules and Tax Incentives: A U-Turn in Commission Policy ? ", EUROPEAN TAXATION August 1999, p.295, Jens Blumenberg & Martin Lausterer, " Staatliche Beihilfen der direkten Unternehmensbesteuerung ", " Steuerrecht und Europäische Integration (Festschrift für Albert J. Radler zum 65. Geburtstag) ", p.1-p.32, 1999, Raymond H. C. Luja, " WTO Agreements versus the EC Fiscal Aid Regime : Impact on Direct Taxation ", Intertax, Volume 27 Issue 6-7, 1999, p.207; Klass - Jan Visser, " Commission express its view on the relation between state aid and tax measures ", EC TAX REVIEW 1999/4, p.224, 森 真成 「 EUにおける租税優遇措置と EC条約における国家補助禁止規定との抵触問題 」、関西大学法学ジャーナル第69号（2000年）160頁 - 201頁等を参照。

れるかを見ていくことにする。

2. EC条約における国家補助禁止規定

EC条約第87条1項は、次の4つの条件すべてに該当する政府の措置を、国家補助として禁止している。

- (1) 企業に対して与えられる便益であること
- (2) 国家を根源として与えられるものであること
- (3) 競争を歪め、域内の通商に影響を与えるものであること
- (4) 特定の企業あるいは特定の物に関する選択的な便益であること

また、上記の国家補助のうち、例外的に認められるものは、第87条2項および3項に定められている。

「Notice」は、上記の基準に合致する租税措置について、次のように定めている。

(1) の基準について

課税ベースの軽減、税額の全部あるいは部分的軽減、課税の繰延べ、課税の取消、あるいはそれに相当する特別な税負担の繰延べなどの措置を通じて受益者の予算から通常生じる義務を軽減する便益を与えること。(para.9)

(2) の基準について

租税収入の減少は、財政支出の形態をとった国家予算(地方自治体を含む)の減少と同義である。さらに、国家の補助は、租税当局の慣行を通じるのと同じ程度に、立法、準則あるいは行政上の性質をもった租税規定を通じて提供されうる。(para.10)

(3) の基準について

受益者である企業が加盟国間取引を必要とする取引を行っていれば合致する。(para.11)

(4) の基準について

選択的な便益とは、「立法、準則若しくは行政上の性質を持った租税規定の例外あるいは租税当局側の恣意的な慣行」からも

たらされる。ただし、租税措置の選択的な性質は「制度の本質あるいは一般的な体系」によって正当化されうる。(para.12)

正当化されるべき一般的な措置とは、加盟国内で経済活動を営むすべてのものに対して開かれている租税措置であり、具体的には 純粋に技術的性質を持つ租税措置(例えば、税率の設定、減価償却の方法、損失の繰越の方法、二重課税および租税回避の防止規定)、特定の生産コストに関する税負担の軽減を通じて一般的な経済政策の目的を達成する措置(研究開発、環境、訓練、雇用)などがある。(para.13)

さらに、「Notice」は、コーディネーション、仲介、企業内サービスといった活動に対する特別な租税措置が特定の企業や特定の生産を優遇する限り、それは国家補助を構成しうると規定しており(para.20) 非居住者である企業が居住者である企業よりも有利に扱われたり、あるいはグループ内における特定のサービス(例えば、金融サービス)を提供する企業に対して租税上の便益を与えたりする場合は、一般的な措置として正当化することは困難であると述べている(para.26)。これらの規定は、明らかにベルギーのコーディネーション・センターやオランダの国際融資活動のような企業内活動に対する優遇税制を念頭に置いている。グループ内で特定のサービスを行う企業に対する特別な税制は、特定の企業、あるいは企業の事業活動における特定の機能にその適用が限定され、最終的にコーディネーション活動や金融活動を行う適用資格のある実体を他のグループ内活動を行う実体よりも優遇することになるので、特異性あるいは選択性の基準を満たし、従って、国家補助に該当する。さらに、これらの制度は主として本社および国外多国籍法人の特定の機能にのみ適用されるので、税制の本質あるいは一般的な体系から正当化することは難しいであろう。

.....

欧州委は、2001年7月、ベルギーのコーディネーション・センターを含む4加盟国における4つの租税優遇措置について制度の停止を提案し、オランダの国際融資活動を含む8加盟国における11の租税優遇措置について、国家補助禁止規定に抵触する疑いがあるとして調査を開始した^(注8)。

また、行動要綱が国家補助禁止規定の厳格な適用を要求していることから、地域経済の開発のための補助に対する例外を認めた第87条3項(a)および(c)の規定の適用につき、「Notice」は、同規定の適用を受けるためには、地域の開発および雇用に積極的な効果を与えること、地域の不利を改善する可能性があること、他の国の経済に重大な歪みを与えることなく共同体に積極的な効果をもたらすこと、といった条件を満たすことが必要であるとしている(para.33)。さらに、オフショア・センターの設立や金融活動に対するインセンティブが地域の経済に与える積極的な効果について、「Notice」は否定的な見

解を示している(同)。このことから、マディラやカナリヤ諸島に代表されるタックス・フリーゾーンは今後国家補助禁止規定に抵触する可能性が高いと思われるが、欧州委は、カナリヤ諸島については、2000年1月、1%であった法人税率を5%まで段階的に引き上げる、優遇措置から得られる補助の額について一定の上限を設けるといった改正を受けた新しい優遇措置を、2006年12月31日まで承認した^(注9)(マディラ・フリーゾーンについては、欧州委は2000年6月に調査を開始した)^(注10)。

原則として、国家補助禁止規定と行動要綱は独立した存在であるが、国家補助禁止規定は政治的コミットメントである行動要綱に法的根拠を与える重要な要素である。租税優遇措置に国家補助禁止規定が適切な制限を加えることができなければ、有害な租税競争の防止という目的に大きな抜け穴を作ることになる。

(注8) Press Release ; IP: 01/982

Tax provision for which the Commission has decided to open the formal State aid investigation procedure :

Germany Special Fiscal Regime for Control and Co-ordination Centres of Foreign Companies

Spain Special Fiscal Regime for Bizkaia Co-ordination Centres

France Headquarters and Logistics Centres Regime

Regime des Centrales de tresorerie

Ireland Tax exemption on Foreign Income

Luxembourg Co-ordination Centres Regime

Finance Companies Regime

The Netherlands Special Fiscal Regime for International Financing Activities

Finland Aaland Island Captive Insurance Regime

United Kingdom Gibraltar Qualifying Offshore Companies Rules

Gibraltar Exempt Offshore Companies Rules

Tax provisions for which the Commission is proposing Member States appropriate measures in order to put an end to their incompatibility with state aid rules:

Belgium Fiscal regime of Co-ordination Centres

Greece Fiscal regime for offices of Foreign Companies

Italy Tax incentives linked to the Trieste Financial Services and Insurance Centre

Sweden Foreign Insurance Companies Taxation Regime

(注9) Press Release ; IP : 00/40

(注10) Press Release ; IP : 00/674

3. 有害な租税競争の防止における 国家補助禁止規定の限界

行動要綱J項は、国家補助禁止規定に該当しない租税優遇措置が有害な租税競争に該当する場合があることを明記している。例として、アイルランドが2003年度から導入を予定している一般税率（事業所得に対して12.5%、非事業所得に対して25%）が挙げられるであろう。この低税率は、選択性あるいは特定性の観点から鑑みて、欧州委は、国家補助を構成するとは考えていない^(注11)。しかし、欧州税制の権威であるパニスタンデル教授は、アイルランドのような一般的な優遇措置は、特別措置以上に近隣窮乏化の効果をもつため、特別措置のみを規制する国家補助禁止規定のようなアプローチでは、有害な租税競争の制限という目標達成には不十分であると指摘している^(注12)。行動要綱において、A項において共同体内における事業活動の配分に重大な影響を与えるか、与える租税措置を適用範囲としているので、アイルランドのような加盟国全体の平均よりも著しく低い一般税率が投資の場所の決定に重大な影響を与えている場合には、潜在的に有害であると目される可能性がある。行動要綱のこのような規定は、資本輸出中立性に立脚している。資本

輸出中立性は、多国籍企業の基地（設立場所）の決定・選択に税が影響を与えないことを最終的な目的としており、原則的に投資の場所を歪めるさまざまな政策を否定する^(注13)。一般税率が資本輸出中立性を歪めているとすれば、それは域内市場の適切な機能を妨げる要因となりうる^(注14)。

このような一般的措置について、「Notice」は、EC条約第94条（法令の接近）並びに第96条（法令の差異の是正）および第97条（不均衡の是正勧告）の適用を示唆している（para. 6）。しかしながら、これらの規定を用いて一般的措置を是正することは、現実には非常に困難であろう。第94条による法令の接近を用いる場合には、ルディング報告^(注15)の勧告の一つであった法人税率に対する最低レベルの設定や最低限の課税ベースの共通ルールの設定が目標となるであろうが、加盟国が課税主権を放棄せず、全会一致の原則を改正できないでいる現状では、実現は困難であろう。また、第96条および第97条は非常に微妙な政治的問題を含んでおり、これらの規定を行動要綱の法的根拠とすることは、かえって行動要綱の円滑な執行を阻害するおそれがある^(注16)。

他の例としては、免除方式や税額控除方式といった二重課税排除の方式の差異が原因で、ある国（特に免除方式を採用する国）の

(注11) Press Release ; IP : 98/691

(注12) Frans Vanistendael, "Fiscal support measures and harmful tax competition", EC TAX REVIEW 2000/3, p.152

(注13) 占部裕典「海外取引にかかる優遇税制の問題点」水野忠恒編『国際課税の理論と課題（改訂版）』（1999年）177頁 - 201頁、178頁

(注14) ただし、行動要綱B項は、租税措置が有害であるか否かの基準として、便益が非居住者に対してのみ与えられるか、便益が国内市場から遮断されているか、当該便益が実際の経済活動がなくても認められるか、利益確定のルールが国際的に受け入れられたルールに従っているか、租税措置が透明性を欠いているか、という基準を設定している。これらの基準から見た場合、一般的措置が問題となるのは、またはの基準であると思われる。例えば、アイルランドの一般税率の場合、単なるペーパーカンパニーに低税率の便益が認められる場合や、事業所得と非事業取引の区分に不透明な慣行が確認された場合には、行動要綱との抵触が問題となるであろう。

(注15) Report of the Committee of Independent Experts on Company Taxation, 1992

(注16) Carlo Pint, "EU and OECD to Fight Harmful TAX Competition: Has the Right Path Been Undertaken?", INTERTAX, Volume 26, Issue 12, p.386 - p.411, p.407

.....

企業が別の国の企業よりも有利な便益を受け
る場合が考えられる。「Notice」は二重課税
の防止規定を正当化されるべき一般的な措置
として適用対象から除外しているため、この
ような場合には国家補助禁止規定との抵触は
問題とならない。ただし、OECDは、前出98
年報告書において、有害な租税優遇措置を通
じてこのような便益が生じている場合には、
免除方式の適用を制限するよう勧告している。

4. おわりに－EUにおける租税政策と通商政策の接近

国家補助禁止規定と行動要綱を矛盾なく適
用するという必要性は、一面で、EUにおい
て租税政策と通商政策を接近させる必要性が
生じていることを意味する。「Notice」に代
表される租税政策と通商政策の接近は、主と
して、EU競争法に租税法固有の概念を取り
込むことで進められている。とりわけ重要な
ものは、国家補助禁止規定において「租税支
出」の概念が明確に取り入れられたことであ
る。「租税支出」の概念は、一般に次のよう
に説明される^(注17)。

「租税支出の概念は、租税法において、租
税制度が概念的なものと機能的なものが織り
交ざりながらも明白に二つの成分を含んでい
ることを認識する。一つの成分は規範的な税
構造を実施するために必要な規定を含んでお
り、他方はその機能および効果が政府の歳出
プログラムを実施するとされる規定を含んで

いる。」

また、規範的な税構造は次の問題の一つに
応答しているかどうかにより判断される^(注18)。

- (1) その規定が税の基本的性質に従って規範
的に定義された課税のベースを決定するた
めに必要かどうか
- (2) その規定が一般に適用される税率の構造
の一部であるか
- (3) その規定が納税義務を持つ課税単位の決
定に必要かどうか
- (4) その規定が税を課するために選択された
期間内に税が決定されることを保障するの
に必要なものかどうか
- (5) その規定が国際取引に課税をするのに必
要かどうか
- (6) その規定が税を施行するのに必要かどうか
このような租税支出は、国内においては
「隠れた補助金」として政府の歳出の面から
統制の対象となるが、国際取引の面からは、
国際的な通商を歪める国家補助（あるいは輸
出補助金）として制限を受ける^(注19)。この意
味で「Notice」は、どのような租税優遇措置
が租税支出を構成し、禁止される国家補助に
該当するのかを明確にした点で、注目に値す
る^(注20)。

自由な投資や貿易を阻害する要因となる有
害な租税措置を除去するという点で、租税政
策と通商政策は共通の目的を持つ。EUのみ
ならず、世界レベルにおいても、租税政策と
通商政策の接点は重要性を増している^(注21)。

(注17) S. S. Surrey & P. R. McDaniel, "International Aspects of Tax Expenditures" (1985) p.9

(注18) Ibid.

(注19) 「租税優遇措置」と「租税支出」の関連を取り上げた文献としては、占部 前掲13の他、P. R. McDaniel, "The Impact of Trade Agreement on Tax Systems", in Paul Kirchhof et al. Ed., Staaten und Steuern : Festshirift für Klaus Vogel zum 70. Geburtstag 1105 (2000)

(注20) Surrey教授らは早くから、EC条約の国家補助禁止規定の適切な適用には、規定の適用除外となる規範的な税制度と国家補助を構成する規範から乖離した税制度を区別する基準が必要であると主張してきた。S. S. Surrey & P. R. McDaniel, "Tax Expenditures" (1985) p.177

(注21) 増井良啓「租税政策と通商政策」、Alvin C. Warren, Jr., "Income Tax Discrimination Against International Commerce", 44 Tax Law Review 131 (2001) p.131参照。

Report 2

WTOルールにおいても、禁止される輸出補助金の中に直接税の軽減を含めており、そこには租税支出の概念が見て取れる^(注22)が、適用除外とされる一般的な租税措置に関する定義が曖昧なため、租税優遇措置に対する

WTOルールの適用には困難が伴う^(注23)。その意味で、「Notice」における租税特別措置の検討は、よりワールドワイドなレベルで拡大する可能性を持っている。

(注22)「補助金および相殺措置に関する協定」第1条は、政府がその収入となるべきものを放棄し、または徴集しない場合には、補助金が存在すると規定している。また、禁止される輸出補助金を例示した同協定附属書(e)において、輸出に関連する直接税の免除、軽減または繰延べが挙げられている(ただし、同規定は、加盟国が自国または他の加盟国の企業の外国源泉所得に対する二重課税を防止するための措置をとることを制限するものではない)。

(注23)例えば、WTO協定が締結される以前、GATT小委員会は1976年にフランス・オランダ・ベルギーの法人税が採用する国外所得免除方式が輸出補助金に該当すると判断して、当該国の反発を招いたことがある。また、GATTおよびWTOの小委員会は、米国が採用する輸出促進税制に対して何度か輸出補助金に該当するという判断を下したが、米国はその都度その理由に対応する部分を修正してさらに国内立法をつくり、優遇税制を継続してきた。このような実際上の困難にかんがみて、課税の基本原則にかかわる一定の領域については、WTO協定からの適用除外規定を設けることが望ましいとする意見もある(増井 前掲注21、533頁)。

改革の必要性に迫られる 経済・財政・産業省 (フランス)

海外調査部欧州課

本レポートは、経済・財政・産業省(MINEFI)での著者の勤務経験(97年8月~2000年7月)をもとに、同省の組織体制の変遷、役割、改革の概要について解説したものである。とりわけ、改革についてみると、99年以降、同省は組織改革に着手し、組織の簡素化、雇用促進と産業集約の促進強化、中小企業の貿易促進、IT化に対応するためのインフラ強化などを打ち出している。

世界の国民国家の中で最も典型的な中央集権国家といわれてきたフランス。その国家主導の経済運営の実験を担ってきたのがパリ市東部ベルシーにある経済・財政・産業省である。しかし今、同省には大きな転換期が訪れている。

1. 19万人の巨大官庁

経済・財政・産業省は、経済・財政・産業の3省と予算、通商、商業・中小企業、工業の4庁から成り、全部で36の局(sous-direction)からなる巨大な官庁である。その他、在外公館・大使館などを通じてほぼ全世界の国々、フランスの地方都市にはりめぐらされた各局の出先機関、政府系機関としての国立統計経済研究所(INSEE)、経済計画庁、パリ国立高等鉱山学院などを抱えている。

現在のジョスパン内閣では、この官庁を国務大臣1人と長官4人が所掌している。職員数は19万4,201人で、その内訳は経済・財政

省が18万8,061人、産業省が6,140人(99年時点)となっている。

職員の格付別構成は次の通りである。

	経済・財政省	産業省
カテゴリ-A(キャリア)	19.0%	31.3%
カテゴリ-B(ノンキャリア)	30.1%	15.1%
カテゴリ-C(その他)	49.9%	39.8%
長期契約	1.0%	13.8%

2. 複合インテリジェント・ビル

経済・財政・産業省は、パリ市東部副都心開発部の12区リュ・ド・ベルシー139番地にあるベルシー庁舎(89年6月に改築)にルーブル宮リシュリュウ翼から中央省庁として移転した。ミッテラン大統領自ら採択したといわれる、ロシア系フランス人のシュミノフとウイドプロの両建築家のプロジェクトに基づいた典型的なポストモダン建築である。セーヌ川とリヨン駅に接合する戦艦のような巨大

ビルは公共空間との共存と同化を意識したものである。大臣庁舎、国際会議場、コルベール、ポバン、シュリー、ネッカーの4庁舎で仕切られた中央官庁には約9,000人の職員が勤務している。経済・財政・産業省の建物全体が都市の中の都市という印象で、銀行、郵便、レストランなどを備えた複合インテリジェント・ビルの集積空間である。屋上にはヘリコプター、セーヌ川の足場には船の発着場がそれぞれ設けられ、大臣が非常時に機動的な移動ができるように配慮されている。省内各所にはテレビ情報コーナー、書類運送用のベルトコンベアー、地下4階まである駐車場、ユーロ導入を控え電子掲示版などが設置され、中央官庁としての機能を最大限発揮できるようなテクノストラクチャーが眼を見張る。

97年社会党を中心とする左翼勢力が率いるジョスパン内閣のストロスカール経済・財政・産業相（当時）は、パリ7区にあった産業省の物理的な移転と機能的統合を強く推進した。この結果、産業省のパリにおける機能もすべてベルシー周辺に移転したので、文字通り経済、財政、産業をひとつの行政組織に統合したスーパー官庁が誕生したのである。ストロスカール経済・財政・産業相は、特に日本のかつての通産省に倣った強力な官庁の創設を志向したと言われる。頭文字もMITIにならってMEFIと呼ばれる。仏語で「警戒」という意味のスペルなのでMINEFIともいう。

3 . 沿革 1464年に嚆矢

経済・財政・産業省の歴史は、1464年にルイ11世が国王財務室（Poste Royale）を設置した時に始まる。1523年に財政、1588年に商業の王室の制度が発足した。17世紀のコルベール宰相時代（1619～1683年）財政と鉱業の双方を司る行政機構が発足した。その後18～19世紀に、呼称は変わるがそれが制度として定着していった。

20世紀に入り以下のような経緯を辿って、

現在の経済・財政・産業省が出来上がっていった。

- ・ 1936年 6月 人民戦線第一次内閣の時に今日の産業省所掌の鉱業、電力、郵政、電話などの部門所管の経済省が誕生した。
- ・ 1944年 ビッシー政府の工業生産省を引き継いで国民経済省が編成された。経済省と財政省の統合の必要性の議論高まる。
- ・ 1945年 マンデス・フランス辞任で経済省が解散。
- ・ 1997年 6月11日 経済・財政・産業相令により経済・財政・商業・工業の4省庁機構を統合することを決定。これにエネルギー、郵政、電信の省庁部門も追加。
- ・ 1997年 8月27日 ストロスカール経済・財政・産業相は ピエール・ブワソン鉱業行政官、ジャン・クロード・ミルロンINSEE総裁の2人に国民と企業のニーズに応えるサービスの簡素化と改善のための省内の組織改善案に関する報告書作成を要請。
- ・ 1998年 2月 改革の大方針案の発表。各局内部と局間の機構改革、人事・管理局と省労組連合との調整スタート。
- ・ 1998年 3月 財政、産業両省の予算の財政法編成統一化へ。
- ・ 1998年 6月 両省の社会保障労使協調（7労組）につき協議。統合・新設組織案の発表。
- ・ 1998年 7月 国務院提出のため機構改革案の全容の発表。

- ・1998年秋 官報にて公示。財政法での統一
予算化の議会承認。
- ・1999年 行政改革に着手。
- ・2000年 法人税局の創設、租税申告手続き
の簡素化

4 . 組織改革とベルシー

政府の行政改革の一貫として経済・財政・産業相の組織改革が求められており、同省は以下のような改革内容を打ち出している。従前以上に財政と産業の2省に分散している機能を集約させることが当座の目標である。

雇用促進と産業集約の促進。

5局、4室、6部の廃止。

横断的組織の3つの局（コミュニケーション、法務、人事）および2つの戦略的局（商工手工業、産業戦略・郵政・通信）の創設。

5局のリストラ：公共財務局、国税総局、公庫局、競争・消費局、エネルギー・一次産品局

* 仏革命以来、関税局を含め租税だけで3局も存在、全国に3,860個所の税務署がある。

地方組織の簡素化：ひとつの地方に10の中央官庁出先が配置されている：広報、人事、商業、消費・競争、公庫、貿易、関税・間接税、INSEE（国立統計経済研究所）、産業、直接税。

中小企業の貿易促進の窓口一本化：現状は3つの組織が併存DREE（経済・財政・産業省対外経済関係局）、DRIE（地方産業雇用局）、COFACE（フランス貿易保険会社）。

中期重点共通目標：過疎対策、脱税対策、企業へのサービス強化、情報公開など。

情報インフラ強化：インターネット、イントラネット、E-MAIL

* 情報処理体制の遅れを懸念（先進国の情報化関連平均予算は予算全体の2割、

仏は1割）。

99年11月、ストロスカーン氏の後を継いだソテール経済・財政・産業相は2000年3月、連日の労組との交渉に失敗すると同時に、国会での予算収支説明に答弁の不備を露呈し、ファビウス氏に交替した。この結果、改革路線がやや踊り場にさしかかっている。

ベルシー勤務の官僚が最近、よく口にする言葉として「ベルシー症候群」（"syndrome de siège social"）という言い方がある。これは次のような意味である。

「多くの重要決定がベルシーの外の世界でなされる。ベルシーの内部の思考、行動様式が現実のフランス社会の実態とかけ離れ、ずれが生じて遊離していくことへの自戒の念（ブワソンINSEE総裁）」これには以下の時代背景が影響していると言われる。

- ・欧州統合によるブリュッセルへの権限委譲
- ・地方分権化による地方への権限委譲
- ・市場開放
- ・規制緩和による権限の減少
- ・グローバル化の影響
- ・国際会議などでの意志決定など。

5 . 官僚の役割の変化

最近の動きとして、ますます増える官僚の民間部門への流出が目される。官僚に対する批判として次の3点がよく引き合いに出される。

(1) 処理能力の欠如

国立行政学院（ENA）の養成が硬直的かつ理論的で非効率となっている。また、教育方針がゼネラリスト育成と書類を通じての取りまとめ能力に重点が置かれすぎている。ここでは議論も実践も余りしない。また専門性を欠くなかで経済諸問題（失業、財政など）に十分な適応ができていない。

(2) 政財官の癒着関係ネットワーク「天下り」

フランスの上位200企業の経営者の3分の1以上の43%が高級官僚、31%が資本所有者、20%がはえぬきという構成になっている。前2者の増加傾向が続く。とくにグラン・ゼコール・デタ(3大国家機構:会計院、国務院、財務院)出身の民間企業天下りがこのところ定着しつつある。すなわち、ENA 入省大臣官房 天下り「パントウフラージュ」^(注)(pantouflage)というコースである。1945年から98年まででENA卒業生は約5,100人にのぼるが、そのうち4,434人(98年現在)が行政官で、そのうち600人弱が天下りしている。

このようなENAを中心とする学閥形成、株の持合、役員員の兼職などがフランス型護送船団方式ネットワーク網を形成して、フランス資本主義の市場メカニズム機能を阻害し弊害となっているとの指摘も多い。

(3) 責任感の欠如

責任感を知らないエリート意識が批判されている。クレデイ・リヨネ銀行の1,500億フランの不良債権がその典型例とされる。

このところENA志願者の減少が顕著である。95年の1,374人から99年に995人に減る。また同時にENA準備大学校であるパリ政治学院(シアンスポ)への志願者も減少しており89年の1,000人から99年には200人になっている。問題はその卒業生の就職先で99年にはなんと80%が民間企業を希望し、官庁にはわずか13%しか希望していない。

6. 政府の役割はどうなる

現在の経済・財政・産業省(MINEFI)の役割を資本主義体制モデルというものから考えてみると、まず第4共和制下に見られた行政・大企業・議会方式から第5共和制下では大統領・行政・大企業方式というネットワー

クに移行して、行政府としてのMINEFIの立場は内外の市場経済化の流れを反映してより一層「装飾的」でソフトな性格なものとなったと言える。ジョスパン方式と呼ばれる専門家・有識者による「勸告」、「報告書」、「ヒアリング」、「TV討論」などを駆使した対話路線は、その役割が官主導ではないことを如実に示すものである。産業部門では市場メカニズムを通じてその供給を行うことが困難となるような公共財や受益者負担を前提とする社会資本のような準公共財の産業以外では、政府の産業部門への介入は供給サイドではほぼみられなくなった。つぎにEUは92年市場統合に合わせて1,459にのぼる市場統合指令を出し、各国の規格、規則、障壁の簡素化、自由化、標準化などを促し8分の7は実施に移されたとされている。また82年の地方分権法の成立で地域開発は州の権限下に置かれ、地方自治体予算は開発援助を中心に著しく増加した。

筆者がこうした傾向を経済・財政・産業省の outgoing (97~2000年)に強く感じたのは、シアトルでのWTOラウンドやフランスのEU議長国時のDREE(経済・財政・産業省・対外経済関係局)としての力の入れ方であった。経済分野の意志決定が今やフランスの国家という座標軸から移動しているということの証左であろう。

ジョスパン内閣の閣僚配置をもっと子細にみると、経済・財政・産業省と並んで雇用・連帯省が人員、予算とも重視されていることがわかる。確かに同棲者もカップルと認める連帯協約法や公職男女均等法、週35時間労働制などの社会政策の重視をみると経済の市場化は進めても、社会システムはそれとは違う流れとなっている。

しかし市場化の流れが大きな方向とはいえ、公庫局を中心に経済運営に深いかかわり

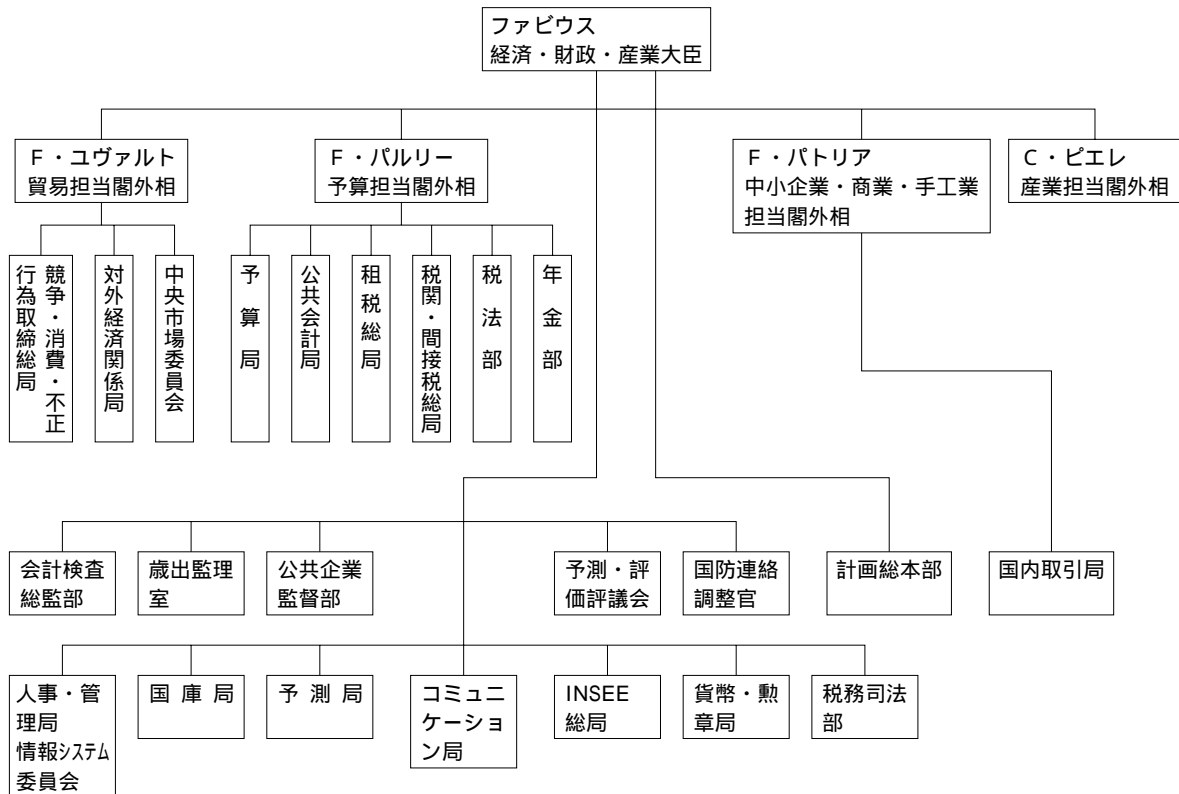
(注) 天下りのこと。これは「違約金を払い公務員にならず私企業に就職すること」を意味する。

を依然として有していることは事実。アルチュイ元経済・財政相は現在の状況を次のように評している。「管理するというより指導・

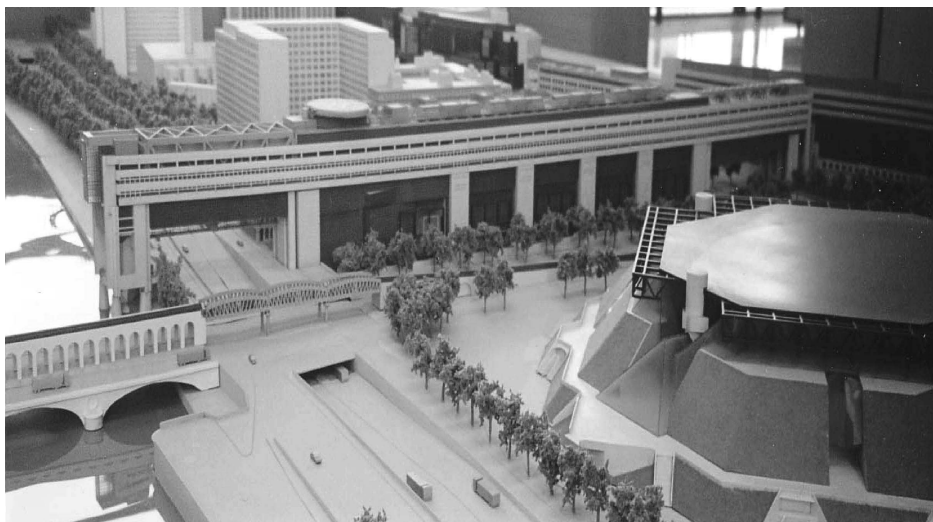
調整する」(En somme, conseiller et réguler plutôt qu'administrer) と。

(瀬藤 澄彦)

仏の経済・財政・産業省組織図



仏の経済・財政・産業省の模型



寡占化進む食品小売業 (英国)

ロンドン・センター

英国の食品小売業界は、大手食品スーパー上位5社で同国の食料・飲料市場の過半、上位10社で市場の60%以上を占めている。これらは、高い市場占有率を背景に高い利益率をあげており、最大手のテスコ(Tesco)社は豊富な資金を背景に、中・東欧やアジアなどへ積極的に進出を図っている。

1. 食品小売が半分を占める英国小売業

英国小売業の売上高は、全体で1,932億ポンド(約34兆円、1ポンド=約177円)となっており、これは日本(約150兆円)の約4分の1の規模にあたる。

また、小売業の売上高の約半分は食品小売業が占めており、日本と比べ、食品小売業の占める割合が高い(日本の食品小売額は46兆円で、小売業全体の約3分の1(表1))

食品小売業のうち、食品専門店(八百屋、魚屋など)は、店舗数で全小売業の23%を占めているにもかかわらず、売上高では7.5%

表1 英国小売業の概要(96年)

	企業数		店舗数		売上高	
		(%)		(%)	(100万ポンド)	(%)
食品小売業	80,478	38.9	111,690	34.8	86,534	44.8
衣料	15,274	7.4	33,133	10.3	24,398	12.6
家電・ラジオ・TV	7,447	3.6	13,245	4.1	8,280	4.3
薬剤・美容	7,321	3.5	13,789	4.3	7,375	3.8
家具・雑貨	9,941	4.8	14,616	4.6	6,764	3.5
本・文房具	9,590	4.6	16,650	5.2	4,542	2.4
非専門店(食品以外)	15,402	7.4	21,953	6.8	17,687	9.2
中古品店	5,146	2.5	7,014	0.2	1,511	0.8
修理業	2,005	1.0	2,649	0.8	438	0.2
全小売業	206,964	100.0	320,624	100.0	193,236	100.0

出所: Retailing, Office for National Statistics

にとどまるなど、零細化が進んでいる。

他方、食品非専門店（食品スーパーマーケット）は、全小売業の売上高の4分の1を占めており、英国小売業の中で大きな地位を占めている（表2）。

2. 寡占化が進む英国食品小売業

(1) 品目および業態別売上高の推移

英国の食品専門店の脆弱化は近年急速に進んでおり、91年から97年の間、各専門店の売上高は、魚介類専門店が4割、肉製品専門店が3割、果実・野菜店が1割の減少となった。

他方、食品非専門店（スーパーマーケッ

ト）の売上高は着実に上昇しており、91年から97年の間で50%以上の伸びとなっている（表3）。

(2) 大手食品スーパーの市場占有率

食品非専門店について、英国では、大手食品スーパーマーケット・チェーンのシェアが急速に拡大してきており、現在では、上位5社で英国の食料・飲料市場の過半、上位10社で市場の60%以上を占めるに至っている。

日本では、スーパーマーケット大手5社の食料・飲料市場における占拠率は7%程度と言われている。このことから英国における

表2 英国食品小売業の概要（96年）

	企業数		店舗数		売上高	
		(%)		(%)	(100万ポンド)	(%)
食品小売業	80,478	38.9	111,690	34.8	86,534	44.8
食品専門店	58,321	(28.2)	74,134	(23.1)	14,566	(7.5)
果実・野菜	6,841		8,979		1,279	
肉製品	10,662		12,459		2,464	
魚介類	1,997		2,551		245	
パン・菓子類等	4,931		9,506		1,463	
アルコール飲料等	6,313		11,172		3,773	
タバコ製品	17,127		18,537		3,940	
その他	10,450		10,931		1,400	
食品非専門店	22,157	(10.7)	37,556	(11.7)	71,968	(37.2)
全小売業	206,964	100.0	320,624	100.0	193,236	100.0

出所：Retailing, Office for National Statistics

表3 販売主要品目別にみた業態別売上高の推移（英国）

（単位：10億ポンド）

	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	97年の対 91年伸び率
専門店								(%)
果実・野菜	1.48	1.39	1.31	1.26	1.28	1.28	1.31	11.5
肉製品	3.24	3.07	2.92	2.69	2.52	2.44	2.31	28.7
魚介類	0.39	0.34	0.33	0.29	0.27	0.25	0.24	38.5
パン・菓子類等	1.71	1.78	1.83	1.83	1.80	1.80	1.85	8.2
アルコール飲料等	2.89	3.05	3.05	3.08	3.21	3.24	3.34	15.6
タバコ製品	4.02	4.26	4.30	4.18	3.94	3.94	4.06	1.0
その他	1.40	1.36	1.43	1.36	1.30	1.26	1.30	7.1
非専門店（食品）	45.45	49.09	52.72	56.36	60.60	64.84	68.48	50.7
総計	60.08	64.20	67.50	70.72	74.91	78.88	82.93	38.0
（参考）全小売業	140.18	145.51	153.35	160.51	166.68	175.68	186.68	33.2

出所：Business Monitor SD M28, Office for National Statistics

表4 英国大手食品スーパーの食料・飲料市場におけるシェアの推移(%)

社名	国内グロサリー市場占拠率							
	90年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	2000年度
Tesco	9.7	11.4	13.4	14.2	14.8	15.2	15.6	15.8
セインズベリー	11.0	12.3	12.2	12.2	12.4	12.2	11.8	11.7
アスタ	6.8	6.7	7.2	7.8	8.3	8.4	9.1	9.3
セーフウェイ	7.1	7.6	7.3	7.6	7.6	7.6	7.4	7.5
ソマーフィールド	5.0	4.4	4.2	4.0	3.8	6.9	6.2	5.7
クイックセーブ	2.7	4.0	4.2	4.1	3.5	-	-	-
マークス&スペンサー	3.4	3.1	3.0	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9
モリソンズ	1.4	2.2	2.4	2.5	2.5	2.6	3.0	3.1
ウェイトローズ	1.7	1.6	1.7	1.8	1.8	1.8	1.9	2.0
アイランド	1.2	1.7	1.7	1.7	1.6	1.7	1.9	2.0
上位10社合計	50.0	54.9	57.3	58.9	59.5	59.4	59.8	60.0
コープ	8.2	6.6	6.5	6.1	5.7	5.5	5.5	-
市場規模(10億ポンド)	59.9	76.0	80.4	85.0	88.9	93.3	96.6	97.9

(注) 2000年は99年7月～2000年6月までの合計。その他は1月～12月。市場規模には、税金、食品売上が50%以上の小売、30%以上のコンビニなどが含まれ、マークス&スペンサーの被服などが除かれる。

出所: Institute of Grocery Distribution

表5 英国主要大手スーパーの最近の経営状況

(単位: 100万ポンド)

社名	98/99年		99/2000年		2000/2001年度	
	売上額	税前利益	売上額	税前利益	売上額	税前利益
Tesco	18,546	881	20,358	955	22,773	1,070
セインズベリー	16,378	755	17,414	580	18,441	549
アスタ	8,198	423	-	-	-	-
セーフウェイ	7,926	334	8,328	236	8,937	315
ソマーフィールド	5,898	218	5,466	71	(17%)	(136%)
マークス&スペンサー	8,224	546	8,196	418	8,076	146

(注) 決算時期は、Tescoは2月末、セインズベリーは3月末、アスタは4月末、セーフウェイは3月末、ソマーフィールド4月末、マークス&スペンサーは3月末。

出所: 各社のAnnual report

大手スーパーチェーンの寡占率の高さがうかがえる(表4)。

3. 高収益を上げる大手スーパーマーケット・チェーン

(1) 大手スーパーの経営状況

英国の大手スーパーマーケットは、高い市場占拠率を背景に大きな利益を上げてきた。

最近では、価格競争の激化により、一部のスーパーで利益率の低下が見られるものの、業界最大手のスーパーであるTesco社は昨年度11億ポンド(約2000億円弱)の利益を上げるなど、日本の大手スーパーに比べると高い利益率を誇っている。Tesco社では、これら

の豊富な資金を背景に積極的な海外進出を図っており、日本への進出も検討中であるとされている(表5、6)。

表6 Tesco社の国内および海外店舗数(2000年2月時点)

国	店
英国内	659
アイルランド	75
フランス	1
ハンガリー	39
ポーランド	34
チェコ	10
スロバキア	8
韓国	2
タイ	17
合計	845

その他 マレーシア、中国、日本について進出を検討中
出所: Tesco社ホームページ(www.tesco.com)

表7 英国の代表的な大手食品スーパー

各大手スーパー	概 略
Tesco Tesco	1932年創設。英国最大手の食品スーパー。ロイヤリティカード、Tesco銀行、24時間営業、オンラインショッピング等の新機軸で近年も業績は好調。M & Aにより英国内のみならず、最近ではアイルランド、中・東欧、タイ、韓国にも進出。日本への参入も検討中。
Sainsbury Sainsbury	1869年創設。95年にTescoに売上高で抜かれるまでは英国最大手。スーパー以外にもDIY部門（ホームベース）に300店舗を有する。銀行業務に最も早く取り組むなど多角化に努めてきたが、近年、Tesco、Asdaの低価格路線の影響でシェア、収益ともに伸び悩む。
Asda Asda	1965年創設。TescoやSainsburyと比べれば後発のディスカウンターとして成長。99年秋、米国ウォールマート社に買収されて以来、低価格路線に拍車がかかり、同業他社の脅威とされている。現在も業績は好調。
Safeway Safeway	1962年に米国系の同社が英国に進出。1987年英国内の他社を買収しシェアを一挙に向上。米国式の販売手法を英国に導入したパイオニアとされているが、近年、シェア・収益ともに伸び悩む。
M & S M & S	1884年創設。衣料店として発展し、戦後食品分野へも進出。衣料と食品を同規模で販売。レディーミールの開発・販売を最も早く開始し、食品市場に大きな影響を与えたものの、近年、衣料部門の不振により収益が大きく低下しており、その建て直しが急務。
Waitrose Waitrose	百貨店ジョンルイスの子会社。他のスーパーに比べ市場シェア、店舗数が小さいが、高所得者層からは支持。

表8 英国大手食品スーパーの規模別店舗数

社 名	スーパーマーケット (280 ~ 2,333㎡)	スーパーストア (2,333㎡以上)	合 計 +	大規模比率 (+)
Tesco	333	289	622	46%
Sainsbury	129	281	410	69%
Asda	17	222	239	93%
Safeway	310	181	491	37%
Somerfield	1256	27	1283	2%
M & S	291	0	291	0%
Morrisons	10	89	99	90%
Waitrose	111	7	118	6%
Aldi	763	0	763	0%

(注) マークス&スペンサーについては食品売り場のみ。
出所：Institute of Grocery Distribution

(2) 高収益の要因

英国の大手スーパーマーケットが高い収益を上げている要因としては、第一に市場寡占による食料・飲料価格の高止まりが指摘されている。ただし、英国公正取引局が99年に行った調査によれば、英国内の食料・飲料が他のEU諸国よりも2割程度高いのは、土地、店舗開設コストの差異などによるものとされ、市場寡占によって大手スーパーチェーンが不法に利益を得ているという指摘は当たらないとしている。

ないとしている。

このほか、大手スーパーの利益率が高い要因としては、利益率が高いスーパーの独自ブランド（プライベート・ブランド）が商品の4割以上にのぼっていること、大手スーパーのほとんどが、卸を通さない食品メーカーとの直接取引により流通マージンを節減していることなどが挙げられている（表9、10）。

（松尾 浩則）

表9 英国主要大手スーパーにおけるプライベート・ブランド比率の推移

(%)

スーパー名	96年	97年	98年
テスコ	45.4	44.9	43.3
セインズベリー	52.1	49.6	46.7
アスダ	42.5	46.0	46.0
セーフウェイ	41.1	41.6	40.3
アイスランド	50.1	47.5	46.2

(注) マークス&スペンサーは100%

出所: Taylor Nelson AGB Retailer Share Track

表10 英国食料・飲料市場の卸売・小売規模

(単位: 10億ポンド、%)

	90年	92年	94年	96年	98年	99年
食品卸	10.7	11.8	13.6	14.5	14.8	15.1
デリバリー	2.8	3.1	4.4	4.9	5.5	5.8
C & C	7.9	8.6	9.2	9.6	9.3	9.3
食品小売	59.9	69.2	76.0	85.0	93.3	96.0
/	18%	17%	18%	17%	16%	16%

出所: IGD

高齢化社会への対応進む労働制度 (デンマーク)

コペンハーゲン事務所

デンマークの労働制度は、柔軟性が高いうえ、女性の社会進出や高齢者の就業への支援策が充実している。そのため、スウェーデンと並んで高齢化社会への対応が最も進んでいると言われている。少子・高齢化の進む日本にとって、これらの問題に早くから対応してきた同国の労働制度は参考となる面が多い。以下にその概要を解説する。

1. 概要

2001年3月にストックホルムで開催されたEU首脳会談前の欧州委員会の発表によれば、デンマークは、スウェーデンと並んで高齢化社会への対応が最も進んでいると評価されている。その理由としては、第1に失業率が構造的失業率に近いレベル(2000年平均4.7%)となっている点、第2に女性と高齢者の就業率がスウェーデンと並んで高い点、第3に高齢者の早期退職を防ぐための改革や年金などの改革を既に行っている点あげられる。

70年～80年代のデンマークは「ヨーロッパの病人」とまで評されたが、政府・使用者・労働者の三者が労働市場改革の必要性に対する認識を一つにし、協調して労働市場改革を進めた。その結果、財政支出削減とインフレに配慮し経済的バランスを損なうことなく、今日の状況を達成した。欧州委の評価には、このような背景もあるものと考えられる。

デンマークの労働制度の特色としては、第

1に最低賃金、労働時間などが法律ではなく労働協約または個別の労働契約により定められることができる点、第2に失業補償制度が整備されていることから、労働契約の終了が容易で労働市場の流動性が確保されている点、第3に育児休暇などの女性の社会進出を支える制度が整備されていることがあげられる。

(1) 柔軟な労働市場

デンマークの労働力人口は、287万人。男性は154万人、女性は133万人(99年現在)。他の北欧諸国と同様、女性の社会参加が活発なことで知られており、労働力人口に占める女性の割合は46%と高い数値を示している。

「家族に優しい職場」や「奥行きのある労働市場：rummelig arbejdsmarked」などをスローガンに整備されてきたデンマークの労働制度の特徴としては、第1に三者協力(使用者団体、労働組合、政府)、第2に強力な使用者団体と労働組合、第3に労働時間などを法

律ではなく労使協約により決定する点があげられる

三者協力について

デンマークの労働市場における課題は、三者の協力により解決することが原則とされ、労使が独自に問題を解決できる限り、政府は労働条件に関しては法律による規制をしない。「問題の核心が何か」を熟知しているのは当事者である使用者と労働者であり、両者は独自に締結した取り決めを尊重しながら、個々の業界の取り決めや企業独自の規定を迅速かつ適切に調整するというのが伝統的なデンマーク方式である。

1800年代の後期、強力な労働組合・使用者団体が結成されたことにより、労使組織は世界で最も葛藤の少ない労働市場を有した福祉国家を構築した。労使協約は、基本的には法律によって規制される一部の分野(労働環境、職業紹介、労働市場教育、失業保険)も含め、労働行政の中に統合された重要な要素となっている。労働制度にかかわる法案は、国会での審議・採決に先立ち、労使両者のヒアリングにかけられるが、中央あるいは地域レベルの労使の話し合いにより、多くの分野における多数の事項が実質的に決定されるといっても過言ではない。

労働組合、使用者団体、組織率について

労組の組織率が高いこともデンマークの特徴で、賃金労働者(以下、労働者)の労組の組織率は75%となっている。労働組合は職能別全国労組として組織されており、これらの単一産業別組合(以下、単産)およびその上部組織のメンバーとなっている。使用者団体も労組と同様、全国的な団体として組織されている。

中央の組織としては、LO(Landsorganisationen i Danmark、主としてブルーカラー) FTF(Funktionærernes og Tjenestemændenes

Fællesråd、主としてホワイトカラーおよび公務員) AC(Akademikernes Centralorganisation、主として大卒者)などがある一方、経営者側の最大の中央組織はDA(Dansk Arbejdsgiverforening、デンマーク経営者協会)である。

近年、労働組合および使用者団体は、より強力な組織づくりを目指し、労組の統合・合併を推進し、大型化する傾向にある。これはどの業界についても該当することだが、特に工業界において顕著な傾向である。92年、一連の使用者団体および工業界の団体がデンマーク産業連盟(DI:Dansk Industri)として統合。DIはデンマーク経営者協会(DA)の傘下で最大の団体となった。DIが担当する労使協約は、労働者の50%をカバーしている。一方、これに対抗して労働者側は個々の単産をメンバーとした「連合体」を結成。民間分野における最大の連合体には「COインダストリー」(Centralorganisationen at industriansatte i Danmark)がある。

公共セクターは、他の北欧諸国と同様、極めて大規模な部門となっており、労働人口の36%を雇用(98年現在)している。

労使協約について

労使協約は、労働市場の80%をカバーする重要な取り決めであり、一人ひとりの労働者の労働条件について規定したものである。なお、基本的なルールとして、使用者は企業内の労働者のうち、非組合員に対しても労使協約が掲げる規定を守ることが義務づけられている。

このようにデンマークの労働制度は、労使が合意に達した事項を取り決めとして締結することが特徴である。労働組合および使用者団体はそれぞれ会員の利益を代弁することを重要な任務とするが、個々の労働者は個人的な事案を労働裁判所に持ちこむこともできる。

使用者団体は、労使協約が締結されている

.....

職場に非組合員が雇用されたことで、組合員の労働条件が低下することを望んでいない。使用者団体に加入していない経営者の大多数は、「任意の労使協約」を結び、当該分野における労使協約に準じることが義務として課されており、労使協約は極めて多くの労働者にかかわっていることが分かる。このように、デンマークでは基本的には政府の介入なしに労使間の協議により賃金や労働条件などを決定するのが通例で、他の多くのEU諸国に見られるような「国家レベルで制定された法律に準じ、各業界で協定を締結する制度」とは基本的に異なっている。

つまり、労使間の協定は、労働法にかかわる事項についても最も重要な「法的ソース」とされている。ただし、労働法では、労使間の意見の違いを仲介する調停機関や労使協約に違反があったかを審理する労働裁判所の設立を掲げている。そこで、労使協約の解釈に関する案件については、通常、当事者（労使）が同意・選択した人物による仲裁裁判により審理される。なお、労働裁判所における審理には職業裁判官および労使の代表者が関与するとされている。

労使間交渉について

業界レベルおよび企業レベルで行われる労使間交渉は、95年に至るまで奇数の年次に隔年で行われていたが、同年以降は3年あるいは4年ごとに実施されるようになってきた。また、民間部門の労使協約の期限は通常、3月1日までとされるが、公共部門においては4月1日までとなっている。

民間部門におけるベースアップ、時短、休暇などの一般的な事項に関する労使間交渉は、まず中央の上部組織であるDA（使用者側）およびLO（労働者側）により行われ、その後、より特殊な要求について個々の業界の使用者団体と労組の単産が協議するのがこれまでの通例であった。しかし、近年では大

規模な使用者団体と労働組合連合がこれらの交渉を担当するようになった。例えば、DIとCOインダストリーの労使間交渉は、デンマークの労働市場全体に大きな影響を与えるようになると見られている。同時に、労使協約は「枠組みに関する取り決め」の傾向が一段と強くなり、詳細については個々の企業（職場）における労使の交渉により決定される傾向にある。

近年、従来の公務員制度が見直され、公務員の数が増えている。特別公務員年金制度やスト権の制限などを掲げた公務員法に基づき雇用されている職員グループは依然として存在するが、公共部門の職員の大多数は、中央の労使協約の規定に準じて雇用されるようになり、これらの者の労働条件は労使協約により規定されている。国家公務員については、大蔵大臣がCFU（Centralorganisationernes Fællesudvalg、中央公務員労働組合連合）と交渉し、決定する。また、地方自治体の労使交渉は、全国自治体連合代表と地方自治体の職員組合連合（Kommunale Tjenestemænd og Overenskomstansatte、KTO）により行われる。

(2) 女性の社会進出を支援する制度

90年以降、デンマークの労働時間は、週37時間（年約1,600時間）。79年に施行された休暇法により、年5週間の有給休暇が保障されるようになったが、2000年の法改正により、2001年から従来の休暇に3日が加えられ、合わせて5週+3日となった。なお、休暇年度は5月2日から翌年の5月1日とされる。

労働力化率（16～66歳）をみると、男性の労働力化率は過去30年間低下傾向を示しているのに対し、女性の労働力化率は年々上昇の傾向をみせており、対可働年齢人口比（16～66歳）で73.3%（98年現在）となっており、特に若い女性の労働力化率は、この30年間に倍増した。さらに、60年代には比較的少なか

ったフルタイムで働く女性は、近年では子どもの有無にかかわらず、若年層を中心に増加しており、女性の就労状況は既婚・未婚による違いはほとんど見られず、「家庭の主婦」という概念は、もはや過去のものになりつつある。

このような女性の職場進出に伴ない、家族にやさしい職場づくり・奥行きのある労働市場などをスローガンに、保育施設の更なる整備、労働時間の短縮、フレックスタイム・在宅勤務制度などの導入、さらに男性に対する産休保障、育児休業・教育休業制度の導入など、社会環境の整備が積極的に推進されている。

(3) 過度の失業補償から、労働意欲・労働能力を向上させる制度へ

デンマークの労働政策は、70年代の半ば以降、失業率の低下と雇用の拡大を主眼に推進されてきた。中でも、「積極的な労働市場政策」をスローガンに、職業訓練、再教育プログラム、休業制度（ジョブ・ローテーション）などを骨子として制定された改正労働市場法（94年）の目的は、従来の失業保険制度および職業紹介制度に加えて、失業対策事業を活性化することであった。

同改正法は、失業者1人ひとりの需要に応じた雇用促進計画の作成・実行を掲げ、失業期間が3カ月を超える60歳未満の者については、職業紹介所と相談の上、雇用目標と目的達成のための手段（通常、職業訓練、研修など）を明記した「個別行動計画」を作成することを定めている。この「行動計画」の作成を怠った場合は、失業保険（日割り失業手当）の支給は停止される。このような施策の背景には、失業保険や生活保護の「機械的な給付」は受給者の労働意欲の喪失につながるケースが多いという、従来の施策のあり方に対する反省があった。

<改正労働市場法の諸施策>

職業訓練

過去15カ月の失業期間が12カ月を超える60歳未満の者の雇用に対し、職業訓練費として1時間当たり43デンマーク・クローネ（以下クローネ、1クローネ＝約15円）の公的な賃金援助を支給して雇用を確保する制度。（4・失業補償制度参照）

再教育プログラム

転職または新規就労に際して、最高2年間まで「再教育プログラムまたは研修プログラム」を実施する制度。このプログラムに参加する25歳以上の者に対し日割り失業手当の満額、また25歳未満の者に対しては日割り失業手当の50%に相当する額が当該期間中、支給される（4・失業補償制度参照）。

休業制度

休業制度は、ジョブローテーションの考え方（休業中の労働者に代わって失業者を臨時雇用すること）に基づき制定された。一方、育児休業の場合で使用者が代替労働者を雇用することを決定した場合、使用者の通知に基づき、職業紹介所は適切な失業者を紹介することとなっている。

(4) 高齢者雇用促進に関する制度

デンマークの失業率の動向をみると、70年代前半までは1%程度であったが、第一次石油ショック後の75年に5.1%へ急上昇した後、上昇傾向となり、93年には12.4%となった。その後は好景気が続いたことから失業率は低下傾向となり、2000年には5.3%（EU基準では4.7%）となった。

70年代後半からの失業率の急上昇により、高齢労働者を若い労働者と交代させること、疲弊した労働者に早期退職の可能性を付与することが求められた。このため、70年代後半以降の政府の雇用政策は、他の多くのOECD

.....

諸国と同様に早期の退職を奨励するものとなり、部分年金制度、早期退職手当制度などが導入された。一方で、50歳超の者に対する雇用政策は重視されず、高齢者を労働資源として活用するという考えは全くなかった。

その後、労働力人口の高齢化への対応と景気の好転に伴う雇用の増大の必要性が認識されるようになり、積極的な高齢者向けの労働市場政策と、高齢者が労働市場にとどまることを奨励する経済的インセンティブの強化が考えられるようになった。その結果、90年代半ば以降、労働省、国家労働委員会、高齢者雇用啓発委員会などが、さまざまな高齢者雇用政策を講じることとなった。具体的な政策は次のとおり。

高齢の長期失業者に対する過渡期特別手当（年金）制度は廃止することとなった。一方、早期退職手当制度は、できるだけ退職を遅らせる制度に改められ、退職を62歳超まで遅らせた者は税額控除などの特典を受けられることとした。

労働省は、97年に高齢者雇用啓発委員会を発足させ、98年には高齢者雇用基金を創設した。これら機関により、各企業レベルでのノウハウが加われば効果があると考えられる一連のパイロットプロジェクトや啓発措置が実施された。また、2000年には、高齢者の自己啓発活動促進のための新たな基金も設置した。

各地の職業紹介所は、98年、99年に、高齢労働者に対する再教育の可能性についての助言、ニュースレター、テレビなどを通じた高齢者雇用についての広報、高齢者雇用促進のための労働市場の変遷についての分析などを実施した。また現在、50歳超の者に焦点を当て、企業、市当局などと高齢者雇用のための地域ネットワークを確立している。

政府は市当局の協会と、高齢長期失業者に対して多数の職を確保することで合意し

た。また、労働組合と経営者団体も高齢者雇用政策について合意書を締結した。

2．雇用者と被雇用者の基本関係に関する制度

(1) ホワイトカラーに関する法律 (Funktionærloven)

ホワイトカラーに関する最初の法律は、38年に制定された。同法はその後何度か改正され、使用者と労働者の法的関係を規定した現行の法律（第622号）は、99年7月20日に施行されたものである。

同法律の適用範囲となる職業分野は、商業（店員）、事務職、倉庫管理分野、技術・医療サービス分野（手工業・生産業を除く）に加え、使用者に代わり労務管理をする者などである。なお、労働者の週当たり労働時間が15時間以上であることも適用条件とされる。

同法は、使用者側からの解雇予告は最高6カ月前まで、労働者側からの辞職予告期限を1カ月前と定め、不当な解雇を予防すると共に、勤続年数が長い労働者が「一時金」を取得する権利を掲げている。また、同法は、労働者が不当に雇用された場合の規定、特定の条件下における疾病時の賃金、兵役に関する規定、妊娠中の賃金に関する規定、死亡した労働者の配偶者（家族）に関する規定などを定めている。

(2) ブルーカラーに関する制度

ブルーカラーに関する制度は、民間を代表する労働団体であるLO（1898年結成）と民間を代表する使用者団体であるDA（1896年結成）により締結された協約に規定されている。LOとDAは、1899年9月5日に最初の取り決めを締結（通称「9月協約」）。その後、この協約は、1960年、73年、81年、87年、93年に改定され、現行の制度は93年、LOとDAの間で取り交わされた「主協約：hovedaftalen」に基づくものである。

主協約は、労使が取り交わした取り決めであり、DAとLAがカバーする分野外の領域でも“コピー”されている。同協約は、使用者および労働者が「組合」に加入する権利、平和の義務（労使協約が効力を発揮する期間中、当該協約に規定された事項を不満として、ストライキあるいはロックアウトを予告したり、またはこれらを実施しない義務）、ストライキ・ロックアウトの予告手順、不当解雇、解雇審議委員会、共同会議、組合員代表、労務管理者、企業の共同所有、雇用者の権利などについて規定している。

LOあるいはDAにすべての労働者・企業（経営者）が加入している訳ではないが、労働条件の決定などに関してLOおよびDAは極めて大きな影響力をもっている。2000年現在、LO傘下の各種労組に加入する組合員数は145万8,742人、対労働力人口比で50.7%となっている。

他の上部組織として、FTF（ブルーカラー・公務員など。対労働力人口比：12%）、

管理職の中央労組（対労働力人口比：2.7%）、AC（大卒者の労組。対労働力人口比：5.2%）、その他の労組（対労働力人口比：4.7%）があり、全体の組織率は75%となっている。（2000年現在、2001年デンマーク統計年鑑）

（3）休暇についての制度

休暇は、休暇に関する法律（Feri Lov：以下、休暇法）により規定されている。この法律は、目的および適用領域、休暇の権利取得、休暇の取り方、休暇中の賃金、追加休暇手当および休暇手当、休暇手当の入金および支払い、失効および補償、情報の入手、権限と不服申し立て、労働市場休暇準備基金、賞罰に関する規定、施行および過渡期に関する条項、により構成されている。

休暇法では、すべての雇用労働者（以下、

労働者）は休暇を取得する権利があり、休暇手当または休暇中の賃金と追加休暇手当を取得する権利があることを規定している。同法は、国家公務員、小中学校教員、国教会で働く者、特別の労働法が適用される農業従事者などを除くすべての労働者に適用される。また、兵役の義務に就く者や航海中の者については、別途に規定が定められている。

（4）労働環境に関する法律

労働環境は、労働環境法（Bekendtgørelse af lov om arbejdsmiljø）（1998年6月29日第497号、改正法1999年3月30日第187号）により規定されている。

この法律は、目的および適用領域、各企業の安全および健康維持に関する任務、業界別労働環境審議会、一般的な義務、労働の実施、職場の整備、技術上の補助機器など、原材料および素材、休憩期間および休日、18歳未満の若年者、医師による検診その他、労働環境審議会、関係者の労働環境に関する業務の資金供給など、労働基準監督局、労働環境研究所、不服申し立て、賞罰、法の施行その他により構成されている。

労働環境法の目的は、技術的・社会的発展と常に安全で健康な労働環境を整備するための努力を鼓舞すること、労働市場の組織・団体からの指導および労働基準監督局の指導・監督により、事業場（民間企業および公共機関。以下、事業場）がそれぞれ安全・健康に関する諸問題を解決できる基盤を築くことを鼓舞することである。

3．女性の社会進出促進に関する制度

（1）男女平等に関する法律

デンマークの男女平等に関する法律は、男女賃金平等法（76年制定）、男女処遇平等法（78年制定）、国家機関の委員会にお

ける男女参加平等法（85年制定）、男女平等法（88年制定）、国家機関の理事会における男女参加平等法（90年制定）により構成されるが、これらの法律はその後幾度か改正・廃止され、今日ではA）男女処遇平等法（94年10月17日制定）、B）男女賃金平等法（76年の法律を改正したもの。92年7月17日制定）、C）男女平等法（2000年6月1日制定）により構成されている。中でも中核をなすのは男女平等法である。

各法の概要は以下の通りである。

男女処遇平等法（職業、出産休業その他に関する男女処遇平等に関する法律）

この法律では、男女の性による差別を禁止し、妊娠を理由にあるいは家庭内で直接的・間接的に男女が差別されないことを規定している。例えば同法は、使用者は雇用・異動・昇進、職業指導・職業教育および研修・再教育などへの参加、労働条件および解雇について男女を同等に処遇しなければならないこと、また、性を指定した求人広告を禁じている。さらに、同法は、妊娠・出産・養子縁組に際して、女性だけでなく男性も休業する権利を持つことを定めている。

機会均等評議会は、男女処遇平等法の規定を逸脱した特別措置を許可することができるが、これはあくまで男女の処遇平等を促進することが目的である場合に限る。また、業務の性格上、従事者が特定の性に限られる場合にも、同法の規定は適用されない。

男女平等処遇を要求して解雇されるなど権利を侵害された場合、当該本人は雇用者から補償を得ることができる。また、同法が定める雇用に関する規定に違反した場合には、罰金が課せられる。機会均等評議会は、独自にもしくは要求に応じ、同法に関する状況を調査することができる。一方、使用者、労働者および関係組織・機関は、要請に応じ、機会均等評議会の活動に必要な情報を機会均等評

議会に提供しなければならない。

男女賃金平等法

使用者は、男女同一の条件で同一の賃金を支払わなければならない。同一賃金や同等の給与を要求したことを理由に当該本人を解雇することはできない。ここでも、機会均等評議会は、独自にあるいは要請に応じ、同法に関する状況を調査することができ、使用者、労働者および関係組織・機関は、要求に応じて必要な情報を同評議会に提供しなければならない。この規定を遵守しなかった場合には、罰金が課せられる。雇用者は、同法が遵守されているかを評価するために必要な情報を同評議会に提出しなければならない。雇用者が同一賃金若しくは同等の給与に関する義務を怠った場合、被雇用者は当該事実の審理を裁判に委ねることができる。男女の賃金が異なる場合、使用者はその仕事が同一の価値を持つものでないことを証明しなければならない。

男女平等法

この法律の目的は、男女が人間として同等の価値を持つという理念に基づき、社会のあらゆる機能分野において、男女が同等の可能性を有するよう両性間の機会均等を促進すると同時に、直接的・間接的な性別による差別処遇や性的いやがらせを認めないことである。男女はすべての領域において平等に処遇されなければならない。この権利を侵害された者は、賠償（金）を請求することができる。

「職業・出産休業その他に関する男女処遇平等に関する法律（男女処遇平等法）」、「男女賃金平等法」、「労働に関する各種保障制度に係わる男女平等処遇法」は、これらの法律がカバーする領域で適用される。

公的機関の義務に関する規定では、省庁、国家機関・組織などは男女の機会均等に関する年次報告書を作成すること（2001年より実施）の他、公的機関、公共組織・団体に対し

て、要請に応じて機会均等に関する年次報告書、将来に向けての企画・行動計画などを作成するために必要な情報を提供することを義務付けている。

委員会および管理運営委員会に関する規定では、条項の決定や社会的意義を持つ企画業務などについて省庁（大臣）が設置する公的委員会、国の行政機関における各種理事会や代表委員会などの成員は、男女同数でなければならないことを定めている。国が大部分の経費負担・資金援助をする組織・団体などについては、管理職の男女比率はできる限り同等にする。

男女の機会均等に関する議論を活性化すると共に、政策策定、計画作成、管理運営などを支援し、知識や情報を広く一般に提供するために「機会均等情報センター」が設置されている。同センターの活動内容には、機会均等についての議論が多角的かつ確実に行われることを促すために必要とされる調査・研究・分析などのニーズを指摘・実施したり、ディベート・フォーラムを設置することなども含まれる。このディベート・フォーラムは、機会均等問題に係わる機関・組織、研究者、個人および団体の主張、知識、関心などが十分に反映されるよう考慮されており、男女同数の参加者により構成される。

機会均等審議会は、3年毎に指名される審査委員長（1人、初期任期は4年）とその他2人（法律家で一方は男女機会均等に関する知識を有する者、他方は労働市場の状況・制度、その他に関する知識を有する者）により構成され、性別による差別処遇に関する案件、賃金所得者により申し立てられた賃金に関する労使協約違反の訴えなどを審査。当事者双方は、審議会の決定を裁判所の審理に委ねることもできる。審議会は、年次活動報告を作成。

(2) 疾病もしくは出産時の日割り手当に関する法律

「疾病若しくは出産時の日割り手当に関する法律」（2000年3月2日、第147号）は、受給の一般要件、労働者（被雇用者）に対する疾病日割り手当、届出および書類、日割り手当の取り消し、日割り手当の金額、自営業者に対する疾病日割り手当、労働者および自営業者に対する妊娠・出産・養子縁組時の日割り手当、支給条件、任意保険、労働傷害時の日割り手当、期限およびフォローアップ、資金供給および払い戻し、ATP負担金、不服申し立ておよびその他、管理運営、その他（法律の制定・施行・改正など）に関する規定により構成されている。

(3) 育児休業法

現行の育児休業法（2000年5月31日402号）の対象となるのは、疾病および出産日割り手当に関する法律第2条、第6条で規定されている受給資格を有する労働者および自営業者、日割り失業手当の受給資格を有する者、現金扶助受給者で過去3年間に就労実績があり、疾病日割り手当の受給資格をもつ、あるいは18カ月の活性化プログラムを消化した者である。そのうち、9歳未満の子どもを持つ親に対しては、育児休業が認められており、当該休業中には手当が支給される。育児休業は、子ども1人に対し1回と規定されている。

失業者の場合、育児休業期間中は完全失業が条件とされ、補足日割り手当の受給は認められない。一方、自営業者の場合は、当該休業中、失業保険基金あるいはコムーネ（デンマークの基礎自治体で日本の市町村に近い）に対し、事業を停止することを宣言しなければならない。

また、育児休業をする保護者の子どもが3歳未満の場合、公立の保育施設を利用することはできない。ただし、育児休業終了前2週

間についてはこの限りではない。さらに、子どもが3～8歳までの場合は、半日を限度に保育施設の利用が認められている。

労働者には、8週間～13週間の育児休業（ただし、育児休業開始時点において子どもが1歳未満の場合は、最高26週間まで）が権利として保障されている。当該期間を超える休業（最高52週まで）については、雇用者との合意が必要。育児休業を申請する場合、通常、4週間前までに雇用者にその旨を通知しなければならない。なお、育児休業の権利は、本人が雇用された後、早くとも3カ月後に効力を発する。

失業者および現金扶助受給者の育児休業制度は、26週間までは賃金所得者と同様とされ、26週間を超える（最高52週）失業者の場合は、職業紹介所が労働市場の需要を鑑みて決定。自営業者の育児休業は、最低13週間までは権利として保障されているが、最高52週間まで。

また、育児休業に関する労使間の合意は書面に明記すると同時に、職場復帰の条件を詳細に記載することが義務づけられている他、育児休業制度を利用する労働者を解雇してはならないことが定められている。

育児休業手当は、失業日割り手当満額の60%に相当。現金扶助受給者の場合は、失業日割り手当満額の60%を限度として、現金扶助に相当する額が支給される。

失業保険基金の加入者には、当該基金から休業手当が支給される。現金扶助受給者および失業保険非加入者に対しては、コムーネが同手当を支給する。

休業手当は、育児休業中の本人に支給されるのが通例だが、雇用者が休業中の被雇用者に正規の給与を支払う場合、当該手当は雇用者に支給される。この場合、給与が休業手当を上回ることが条件とされる。

職業紹介所は、休業制度を管理・運営すると共に、失業保険基金あるいはコムーネに休業手当支払いに関する事案を報告することが

義務付けられている。休業の申請は休業の是非を決定する職業紹介所に提出するとされるが、職業紹介所は休業に関する合意や休業者の代替雇用について使用者を支援することができる。

4．失業補償制度、労働能力向上などに関する制度

(1) 失業補償制度（失業補償に関する法律 2000年7月19日712号による）

失業にあたっての補償制度には、失業保険基金の加入者に対する所得保障である失業日割り手当と、日割り失業手当の受給資格を持たない者に対する所得保障である現金扶助および社会復帰訓練給付がある。

日割り失業手当の受給資格を有する者に対する所得保障

自己の加入する失業保険基金を通じて、日割り失業手当が支給される。

失業保険基金（A-kasse）は、職能別に組織され、職能別労働組合の代表者によって運営される任意の認可法人である。労働組合への加入も失業保険基金（99年現在36）への加入も任意であるが、労働組合の組織率が極めて高い（75%）ため、失業保険基金加入率も対労働人口比で83%（99年現在）と高い。しかし、失業保険基金への加入は、労働組合員であることを条件とするものではない。

自営業者を対象とした失業保険基金には、ASE（A-kassen for selvstaendige erhversdrivende）とDANA（Danmarks naeringsdrivendes arbejdsloeshedskassen）がある。加入の条件は、デンマークにおいて本業として自営業を営んでいることである。失業日割り手当を受給するためには、最低1年間失業保険基金に加入していること、事業を中止し、職業紹介所に求職登録を行い、職の紹介があった翌日から就労が可能であること、過去3年間に最低52週事業を営んでいたことなどの

条件を満たさなくてはならない。

給付額は、過去5年間の内、最も所得が多かった会計年度2年の平均値として算出。ただし、一日当たりの最高限度額は、588クローネとされる。

* 失業者は、余暇活動や各種組織や団体が実施する無償の活動に参加することが認められている。

日割り失業手当の受給資格を持たない者に対する所得保障

a. 生活保護

生活保護は、失業や長期的な病気、妊娠および出産、離婚、扶養者の喪失など、予想できなかった「事件」が原因で、収入が得られなかったり、財産を持たなかったり、保険などをかけていなかったりする者への最低生活保障制度である。受給にあたっては、本人の能力を活用することが要求され、職や労働能力向上のための支援を拒否した場合には受給資格を失う。

特に生活保護受給中の25歳未満の若年失業者に対しては、生活保護受給開始時点から起算して13週間以内に、何らかの雇用促進プロジェクトの申し込みを受けることが義務付けられている。

b. 社会復帰訓練給付

社会復帰訓練は、軽度な身体的、精神的、社会的な障害が理由で就労が困難な者に対し、教育・訓練、再教育などを通じて社会復帰のためのリハビリテーションを実施することを意味する。具体的に対象となるのは、疾病日割り手当を受給する者で職場復帰が困難な者、身体的あるいは精神的障害を持つ者、シングル・ペアレントで社会的に孤立している者、教育機関を途中で放棄する可能性がある者（学業成績が不振などの理由）、長期にわたって労働市場とかわかっていない者などである。

社会復帰訓練の内容は、公的機関あるいは

民間企業における実習（テスト労働）あるいは技量を向上するための訓練、教育・研修または起業援助などである。

リハビリテーションの申請は、コムーネに提出。申請を受理すると、コムーネは本人との協力の下、どのような職に就くことが目標か、目標達成のためのタイムスケジュールなどを掲げた「職業計画」を作成。その後、この職業計画に基づき、社会復帰訓練施設でのテスト労働、現場での実習、国民高等学校や職業紹介コースや成人教育コースに参加するなど社会復帰を目指した訓練が行われる。

(2) 主な雇用促進制度および労働能力向上についての制度

94年に施行された「改正労働市場法」は、職業訓練、再教育プログラム、起業家に対する援助、休業制度（ジョブ・ローテーション）の4つを柱としているが、その目的は失業保険制度、職業紹介制度、コムーネによる失業対策などを活性化することにあった。

また、同改正法は、失業者1人ひとりのニーズに即した雇用促進計画の作成および実行を掲げ、失業期間が3カ月を超える60歳未満の者については、職業紹介所と協力し、雇用目標と目標達成のための手段を明記した「個別行動計画」を作成することを定めた。この行動計画の作成を怠った場合は、失業日割り手当の受給資格を失う。

このような措置の背景には、失業保険や生活保護の給付の機械的な支給は受給者の労働意欲の喪失につながる場合が多いという従来の方針のあり方に対する反省があった。

職業訓練（Jobtræning）

職業訓練は、失業者が公的機関あるいは民間企業で働く制度で、雇用者には職業訓練費として賃金補助が支給される（1時間当たり43クローネ）。職業訓練中、本人に支給される「給与」は、25歳以上の者は日割り手当の限

.....

度額（588クローネ＝2001年1月1日現在）、25歳未満の者は、日割り手当限度額の82%（482クローネ＝2001年1月1日現在）となっている。

日割り失業手当の受給期間中は、職業訓練が受けられるのは最高1年まで。一方、活性化期間中は全期間を通じて訓練を受けることができる。訓練期間は、同一の民間企業で行う場合は6カ月間、公的機関では3年間とされている。また、職業訓練は、教育・研修と組み合わせたり、正規雇用を目指した「仮雇用」として実施することもできる。なお、職業訓練に先立ち、コムーネおよび職業紹介所は、雇用者と訓練の内容や期間などについて文書による取り決めを交わすこととされている。

職業実習（Arbejdspraktik）

職業実習は、失業者が2週間から4週間フルタイムで民間企業において実習を行う制度で、2000年度予算に計上された。職業実習の目的は、現場で実習生の能力を評価すると同時に、受け入れ先企業での雇用を確保するために必要な再教育・研修などのニーズあるいは雇用の可能性を明らかにすることである。民間企業での正規雇用を「射程距離」に入れたより積極的・実質的な訓練であり、実習期間中、当該実習生が受給資格を有する失業日割り手当に相当する活性化補助金が支給される。

雇用促進活動

2001年、活性化対策事業として2つのタイプの就職活動・雇用促進活動が実施された。うち一方は、失業者が職業紹介所と緊密に連絡を取りながら8週間継続して行う雇用確保を目指した集中的な相談・指導サービスで、職業紹介所における面談を柱としている。面談の席上、職業紹介所は、短期の雇用促進コースへの参加を提唱することもある。もう一方は、失業者が職に就くことや民間企業での

職業訓練に参加することを目的に職業紹介所が民間企業と密接にタイアップして、連絡、職業斡旋、指導など行う職業紹介活動で、期間は最高10週間。これらの活性化プログラムに参加する失業者には、失業日割り手当に相当する活性化手当（補助金）が支給される。

教育および研修

転職または新規就労に際して、最高2年間まで、再教育または研修プログラムを実施する制度。このプログラムに参加する期間中は、25歳未満の者に対して日割り失業手当満額の50%に相当する額を支給。25歳以上の者に対しては満額を支給。

失業日割り手当は、賃金収入の欠損を補填するものであるとの考え方から、教育を受ける者に対して失業日割り手当は通常支給されない。つまり、失業日割り手当の受給者は、正規の生徒・学生として教育を受けることができないのが一般原則である。ただし、このコースに参加するという形で教育・研修を受けることは認められている。

2001年1月より、卒後教育を希望する就労者および失業者を対象とした、国の成人教育支援制度が導入された。これは教育休業制度をより積極的に支援することを目的としており、同制度利用者は、失業日割り手当受給期間中、手当を受給しながら特定の研修や授業に参加することができる。

ジョブ・ローテーション

ジョブ・ローテーションは、育児休業などで1人あるいは複数の労働者が休業中、失業者に就労の機会を提供することを目的とした制度である。この制度を利用するには、使用者との合意が必要である。

失業者は、就職の可能性を高めるために、研修コースの参加費用などについて資金援助を受けたり受入先企業で教育実習を行ったりすることもできる。

なお、教育休業制度は、2000年末に廃止、2001年より上記の成人教育支援制度が導入され、25歳未満の就労者の場合については、「教育期間中、当該休業者に代わって失業者を雇用する」ことが同制度利用の条件とされた。

現金扶助受給者に対する起業援助

失業保険基金に加入せず、日割り手当を受給していない失業者も新規事業を開始するに当たり援助を受けることができる。同手当の受給要件は、生活保護受給開始後、最低9カ月を経過したとされる。起業手当は、最後に支給された現金扶助(月額)の半額だが、最長2年半まで受給することができる。なお、事業収入は、これを控除されない。事業計画について産業振興局の認可を受ける必要はないが、コムーネは予算や消費税清算などに関する書類の提出を要求することができる。

(3) その他の雇用促進についての制度

生産専門学校

生産専門学校は、職業専門教育を受けていない130歳未満の若年失業者を対象とした教育機関である。授業は、実践的な仕事、生産、理論に関する科目から成り、試験はない。同校に通学する生徒には、仕度金および生活保護が支給される。なお、授業料は無料。

昼間の国民高等学校(ダウ・ホイスコーレ)

国民高等学校(ホイスコーレ)は、通常、生徒が学校に寄宿するのが原則だが、全日制の国民高等学校であるダウ・ホイスコーレでは、18歳以上の失業者にさまざまなサービスを提供している。授業科目は、人文・社会学系の各種専門科目、情報処理、コンピュータ、音楽、美術など、広範にわたるが、再教育や

就職に関する進路指導なども行っている。授業時間は、一日最低5時間。失業者の場合、授業料は無料。

5. 高齢者雇用促進に関する制度

(1) 部分年金

満60歳から66歳までの者が就労時間を減らして職場に止まることを希望する場合に、減給分の一部を補填することを定めた制度で、年金受給開始時の生活形態の激変緩和のため年金受給開始前に仕事をフルタイムからパートタイムへ移行した者の収入減少の補填を行う制度として、87年(労働者)、89年(自営業者)に導入された。その後、99年の法改正に伴い、年齢の上限が従来の66歳から64歳に引き下げられ、対象者は満60歳から64歳までとなった。ただし、39年7月1日以前に生まれた者は従来どおり66歳まで。

(2) 早期退職手当

79年、満60歳に達した後、国民年金の受給資格を得る満67歳までの間に退職を希望する者の所得を保障するために導入された制度で、もともとは高齢労働者の退職を促進するための制度であった。同制度導入後、利用者は年々増加の傾向をみせ、94年12月末日の利用者数は11万3,000人で、60~66歳人口の約3分の1に相当。2000年デンマーク統計年鑑によると、98年には約14万人に増加、対象年齢人口の69.1%(ただし、50~59歳の「過渡期待特別手当(年金)受給者」^(注1)を含む)と極めて高い数値を示している。

一方、失業率の低下、労働力人口の高齢化などに伴い、高齢者の雇用を促進することが必要となっていたことから、国民議会は98年12月、国民年金の支給開始年齢をそれまで

(注1) 92年に導入された一種の「早期退職手当での先取り制度」。それまで、高齢の長期失業者は、職を紹介されても不満に思うことが多かったが、職業紹介所から斡旋された職に付く代わりに、過渡期待手当(年金)を受給することが可能になった。対象は、50~59歳の長期失業者。しかし、高齢者雇用を促進する必要性に鑑み、同制度の新規適用は96年以降停止となり、2006年には廃止されることが決まっている。

.....

の満67歳から65歳に引き下げること、早期退職手当の給付期間を満60歳から満65歳までに短縮すると同時に、同手当の受給を延期し、より長く労働市場にとどまる者に対するボーナス制度などを定めた改正法案を採択。同法は、99年7月1日に施行された。

(3) 自営業者の場合

自営業者の場合、まず、早期退職手当受給開始前、最低3年間フルタイムで事業を行っていたことが受給要件となり、週労働時間に応じて次の要件が加わる。

a) 週当たり労働時間を正確に「18.5時間」にする場合（配偶者を含め、他に従業員がいる場合）

事業主本人の週当たり労働時間を「18.5時間」にし、当該事実を失業保険基金に対して証明（従前当該本人がしていた仕事の一部を従業員に任ず、あるいは本人が担当していた仕事の一部を削除するなど）すること。この場合、18.5時間分の労働により得られる所得額に加えて、受給資格を持つ早期退職手当の50%が支給される。

b) 年間の労働時間を962時間以下に限定する場合（事業主および配偶者により経営される事業場）

事業主本人の年間労働時間を962時間以下にする（営業時間を短縮、事業の一部を売却、閉鎖など）と同時に、課税所得を従前3年間の課税所得平均の50%にすること。この場合、受給資格を持つ早期退職手当額の50%が支給される。

年間労働時間が962時間を超えた場合、早期退職手当の支給が停止されると同時に、失業保険基金は手当の過剰支払分の払戻しを請求することができる。

課税所得が所定の額を上回った場合、超過分に相当する額を払い戻さなければならない。

配偶者については、過去3年間に事業主

の仕事に「広範囲に援助していたこと」を条件に、当該事業主の早期退職手当受給開始後においても、当該事業場での労働を継続することができる。

(4) シニア・プール（Seniorpuljen：高齢者雇用基金）

98年、労働省は高齢者が職場にとどまることや他の何らかの方法で雇用を確保することを目的としたパイロット的なプロジェクトのために、向こう3年間の予算として2,500万クローネを計上。高齢者の労働能力向上や雇用創出を目指したプロジェクトの費用の内、86%は補助金としてこのシニア・プール（高齢者雇用基金）から交付されることとなった。

高齢者雇用啓発委員会がまとめた報告書によると、シニア・プールからの補助金に基づいて実施されたプロジェクトの内、高齢者が職場にとどまることを鼓舞することを目的としたものが49%、高齢失業者を対象としたものが12%、とのコンビネーションが39%となっている。

一方、プロジェクトの実施主体をみると、労働組合などの団体が18%、地方自治体（市）が14%、教育機関が14%、県の行政機関が13%、民間企業が11%、失業高齢者の団体が10%、産業推進団体およびコンサルティング機関が14%、国家機関・高齢者団体・企業ネットワークが5%、その他となっている。

具体的なプロジェクトとしては、次のようなものがあげられる。

旅行会社のスターツアー社では、以前は若い従業員が優先されていたが、年配の旅行者の増加に対処するため高齢従業員の役割が見直されている。

スーパーマーケットのネット社は、高齢従業員のみにより運営され、年配者向けに専門的に商品を販売する店舗を設置し、会社に対する評価・イメージを上げた（ただし、その後は各店舗に高齢従業員を配置す

る戦略に転換)。

ブレッドストロップ病院は、積極的な高齢者雇用促進策を講じ、「良い病院かつ魅力的な職場」との名声を確立している。

ヴィーボー県で、高齢者自らが「職業紹介所」を開設し、パートタイムではなく、フルタイムの職に高齢者を斡旋することに成功している。

オーフス市の道路下水処理公社が、管理職と従業員と一緒に高齢者雇用政策の実現に取り組み、強固な信頼関係を構築するプロジェクトに参加した。

デンマーク農業化学食料会社で、高齢労働者自らが年金などを含めたきめ細かなカウンセリングを企画・実施し、早期退職制度を選択した従業員に対してパートタイム職を確保している。

労働省はその後、この政策をフォローするために、同様の目的(高齢者の雇用促進)で高齢者雇用基金を再度予算計上した。これにより、高齢失業者の労働市場への参入(統合)を目指したさまざまなプロジェクト(新たな人材開発戦略、高齢勤労者の「クオリティーや価値」を新たに提示など)に対して、向こう3年間で計2,300万クローネ(2001年および2002年は各900万クローネ、2003年は500万クローネ)の補助金が支給されることとされている。

また労働省は、高齢者の「自己啓発グループ」が独自に展開する雇用促進活動をより積極的に支援するため、「高齢者自己啓発活動基金」を設置。特に高齢失業者(50歳以上)の雇用促進を目指した、求職・職業紹介のネットワークづくり、各種プロジェクト、研修・職業訓練、知識・経験などの情報提供、新たな雇用分野創出を目指したプロジェクトなどに対して、向こう5年間(2000~2004年)で総額2,700万クローネの補助金が支給される。

(5) 高齢者政策コンサルティング制度

労働省および高齢者雇用啓発委員会は98年、高齢者政策の開発を図るため、事業場(公共部門・民間部門)に対して、試験的に無償のコンサルティングサービスを提供する試みをスタートした。同制度は、事業場に対して5時間の相談サービスを提供するというものだが、このサービスを利用した事業場は320を数えた。

同相談サービスは、大手のコンサルタント会社が担当、コンサルティング費用は労働省が負担した。相談サービスの内容は、高齢者政策に関するプロジェクト、高齢者政策の開発・調整、高齢者人材の確保、高齢者の教育・研修、高齢者政策に関する企業ネットワークの設立、情報交換などであった。

99年夏に公表された報告書によると、同制度を利用した事業者の内訳は、民間企業が67%、公的機関が21%、非利益団体(NPO)が12%であった。また、同制度を利用した事業場の平均従業員・職員数は、600人強。そのうち、規模が最も小さな事業場の雇用者は165人であった。また、同制度に対する満足度についてのアンケート調査の結果は、とても満足:31%、かなり満足:34%、満足:26%、あまり満足していない:5%、不満:2%、未回答:2%となっている。

また、コンサルティング制度(相談サービス)プロジェクトに参加した事業場の半数は、プロジェクト終了後も高齢者対策を実施したり、新規雇用を実施したとされる。参加事業場の内、40%は高齢者と個人面談を実施、また高齢者政策作業グループを設置した事業場は38%を数えた。さらに、参加事業場の82%は、プロジェクト参加後、高齢者の雇用促進に関してより積極的な活動を始めた。

このように、労働省および高齢者雇用啓発委員会が98年から99年にかけて試験的に実施した企業に対する無償の相談サービスが極めて好評だったことから、労働省は2000年8月

.....

より再びこの制度を継続して実施することを決定した。

(6) 職業紹介所 (AF, Arbejdsformidlingen)

による高齢者雇用促進施策

98年現在、50歳以上の失業者は、失業者人口の20%を占めていた。そこで、全国各地の職業紹介所は、公的機関や民間企業がより積極的に高齢労働者の職場を確保すること、高齢者に対して卒後教育・研修を実施することを奨励、また職業紹介所が主体となり再度の教育・研修相談サービスを提供するなど、高齢者の活性化を促進する事業に力を入れた。

2000年現在においても職業紹介所は、民間企業や公的機関に対する卒後教育や研修に関する相談サービスやキャンペーンおよびセミナーなどを実施し、高齢者の雇用促進を積極的に啓発。また、全国各地に職業紹介所、民間企業、公的機関の参画によるネットワークが続々と設立されており、情報交換や高齢者の人材確保のために重要な役割を果たしている。

高齢失業者 (50歳以上) に対する雇用促進

サービスは、他の失業者に対して提供される活性化サービスと大方変わりがなく、本人の労働能力、資格、希望などをベースに再教育などの活性化プログラムが提供される。

効果的な活性化プログラムの一例として、ジョブ・ローテーション・プログラムがあげられる。これは、研修などの卒後教育に参加する勤労者に代わって当該期間中、高齢失業者を臨時雇用する制度だが、このような施策がバネとなり、高齢者が再び労働市場に参入する可能性が高まると共に、職場での高齢者に対する「偏見」を取り払うことにもつながると見られている。

(7) サービス・ジョブ制度

労働省は、2001年1月から2002年12月までの試験的な制度として、公的機関 (国、県、市、認可施設・団体、人道的活動を行う組織など) が社会福祉・保健、児童・青年、公園・緑地管理などの分野に「サービス・ジョブ職」として48歳以上の長期高齢失業者を雇用した場合、使用者に補助金を支給する制度 (サービス・ジョブ制度) を導入した。

高品質化と国際化で成長する林産業 (フィンランド)

ヘルシンキ事務所

林産業はフィンランドの代表的な産業であり、輸出に占める割合は3割に近い。関連企業は森林クラスターと呼ばれる産業集団を形成し、互いに緊密な関係を維持することで資源の効率的な利用を図っている。過去40年間の生産状況を見ると、ほぼ横ばいの板類に対し、パルプと紙類の生産が飛躍的に増加しており、近年は特に印刷・筆記用の上質紙が世界市場の4分の1を占めている。

90年代半ばから業界の再編成が活発となり、合併によって現在の大手3社への統合が進んだ。また国外進出が積極的に行われたため、2000年では林産業の年間総売上の半分が国外で達成されている。今後も林産業では堅調な需要増が見込まれ、特に情報化の進展に伴い、印刷・筆記用紙の需要が強まると見られている。今後のフィンランド林産業の発展は、高成長の続くアジア・南米市場への進出がカギになると考えられる。

1. 歴史的背景

スウェーデン統治下の1400年代から、フィンランドの原木はバルト諸国向けに丸太や桧角（そまかく）として輸出され、1500年代になると中欧の造船業の需要を満たすために板材や厚板が輸出された。さらに1600年代頃から木タールの生産と水力利用の製材業が盛んとなり、木材加工の先駆けとなった。

1800年代中期の産業革命後、製材業では蒸気機関が動力として広く使われ出し、本格化していった。またほぼ同じ頃、工業的に木質繊維から紙を製造する技術が発明された。

製材業の生産拡大と平行して、紙・板紙・パルプ産業が勃興し、急速に発展し始めた。

その後、製材業は第一次世界大戦まで、輸出産業のなかでも最大であったが、1917年のフィンランド独立後、約20年間に紙・板紙・パルプ産業が急成長した。

1930年代後半になると製材に代わり、新聞用紙が最大輸出品目となった。それから今日に至るまで林産業全体で製造過程での加工度・付加価値が大幅に高められ、1960年代から特に印刷用上質紙の生産・輸出に重点が移ってきた。

なお、通信機器大手のノキア社は、1865年の設立当初は機械パルプ製造業であった。その後同社は、電力技術や石油化学技術を習得、事業の多角化を進めた後、1990年代に入り通信機器企業へと特化した。

2. 林産業の概要

フィンランドにおいては戦略的な産業政策上の概念として、関連産業の集まりをクラスターという言葉で表すことが多い。最も代表的な産業クラスターは森林クラスターである。森林資源を根幹として発展してきた一連の産業集団であり、林業、紙・板紙・パルプ産業、製材加工業のほか、林業用大型高性能機械産業、製紙機械産業、水質保全産業、エネルギー産業、コンサルタント業などまで含むものである。歴史的には、フィンランドが第二次大戦後ソ連への債務の返済として、機械類や森林産業製品を納入したことから、今日の森林クラスターの基盤が創設され、現在広範な分野で世界を主導する地位に至っている。

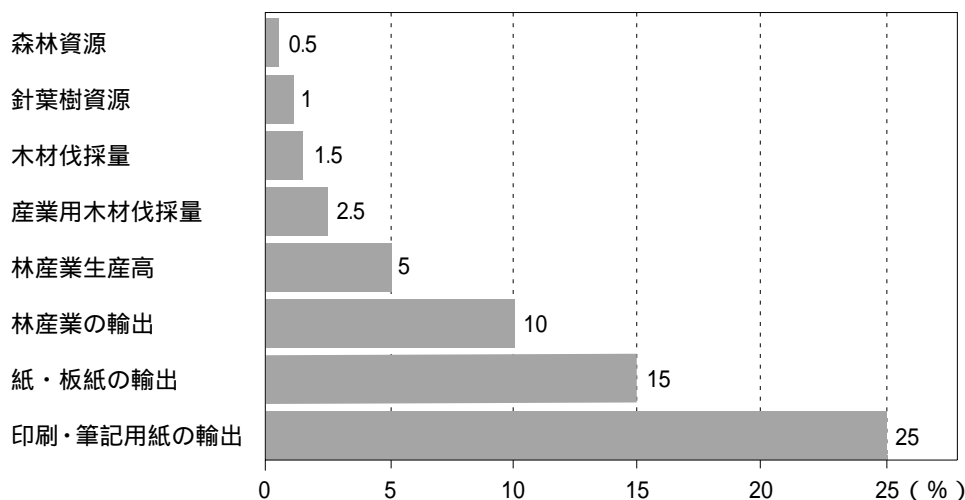
食品加工業に応用された例としては、まずシラカバから抽出、製品化された虫歯予防の甘味料キシリトール。さらに血液中のコレステロール値を低下させる効果のある植物性スタノールがマツから抽出され、これを添加したマーガリンが商品化された。これらも森林クラスターの成果である。

フィンランドの国土の3分の2以上は森林で覆われ、国民1人当たりの森林面積は4.6ヘクタールにも及ぶ。世界の森林資源、針葉樹資源のうちフィンランドが占める割合は非常に小さいが、林産業の生産高、輸出ともフィンランドが占める割合は大きく、特に印刷・筆記用上質紙の輸出国としては国際的シェアの4分の1を占めている。

先進工業国の中で、国民1人当たりの林産業の輸出額、林産業からの輸出が全輸出に占める割合とも最多である。

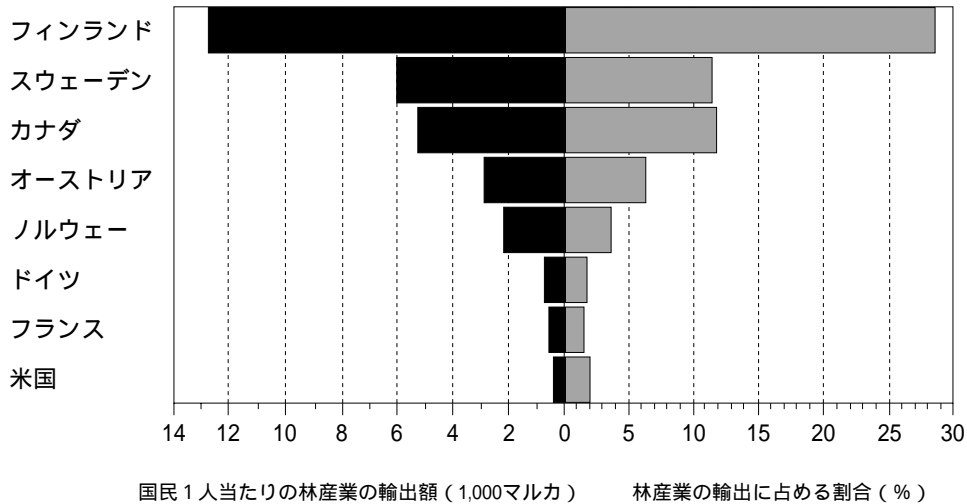
フィンランドに自生している樹種は種類が限られ、林産業用原木として利用されているのは3つの郷土樹種、ヨーロッパアカマツ、ヨーロッパトウヒ、シラカバ(2種)である。ヨーロッパアカマツの太丸太は製材用に、シラカバの太丸太は合板用に、またヨーロッパトウヒの太丸太は両方の用途に適する。ヨーロッパアカマツとシラカバの梢端部と枝条、そして間伐材などの細丸太、さらに製材工程の副産物として生じるチップや製材屑・端材は化学パルプの原料となる。ヨーロッパトウヒの同部分は機械パルプの原料となる。

図1 フィンランド林産業の国際的シェア(2000年)



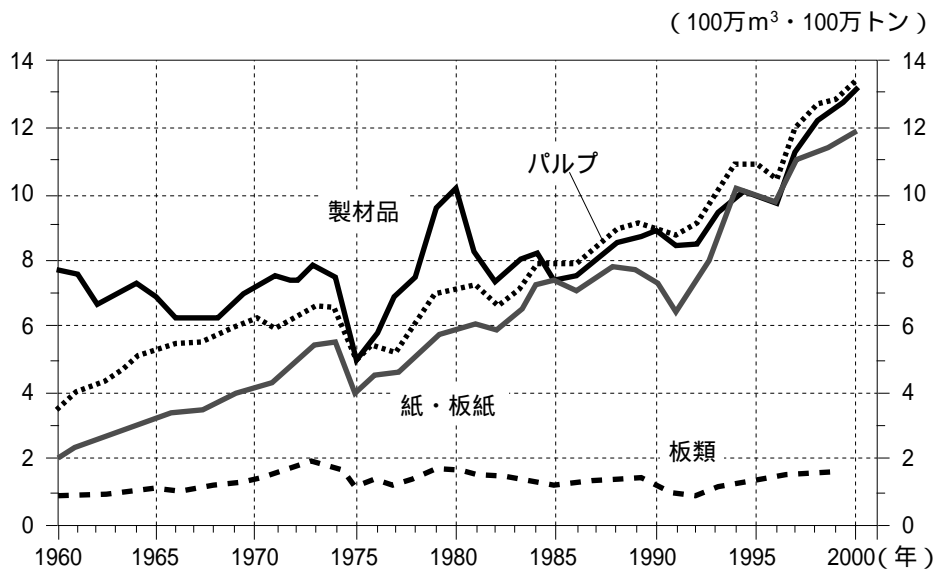
出所：林産工業連合会

図2 フィンランドの林産業の輸出貢献度（2000年）



出所：林産工業連合会

図3 フィンランドの林産業製品生産高（1960～2000年）



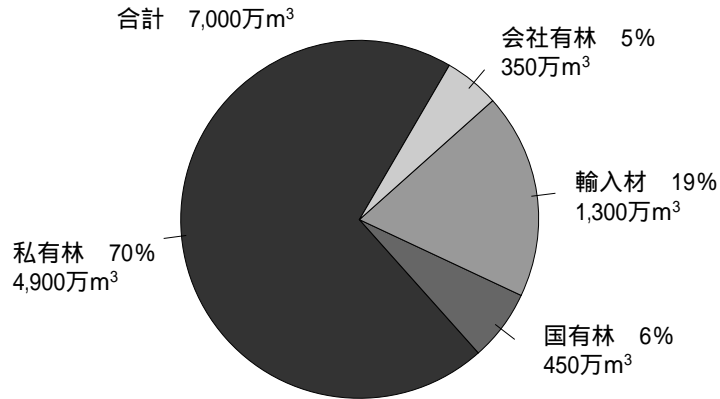
出所：林産工業連合会

フィンランドの森林蓄積の推移をみると、50年代と60年代には伐採・自然枯死量が年材積成長量を上回って過伐となった時期があったが、この30年間はずっと年材積成長量が伐採・自然枯死量を上回り、森林総蓄積量は年毎に増加している。また、現在7,830万立方メートルの年材積成長量のうち、産業用原木も含めた年間伐採量は約90%を占めている。

林産業製品の生産高は、板類を除いては60年以降増加傾向にある。中でもとりわけ、紙・板紙の生産高は60年の200万トンから2000年の1,350万トンへと急激に伸びている。最近では全品目にわたる年平均成長率は2.5%強で、紙・板紙とパルプでは4.5%となっている。

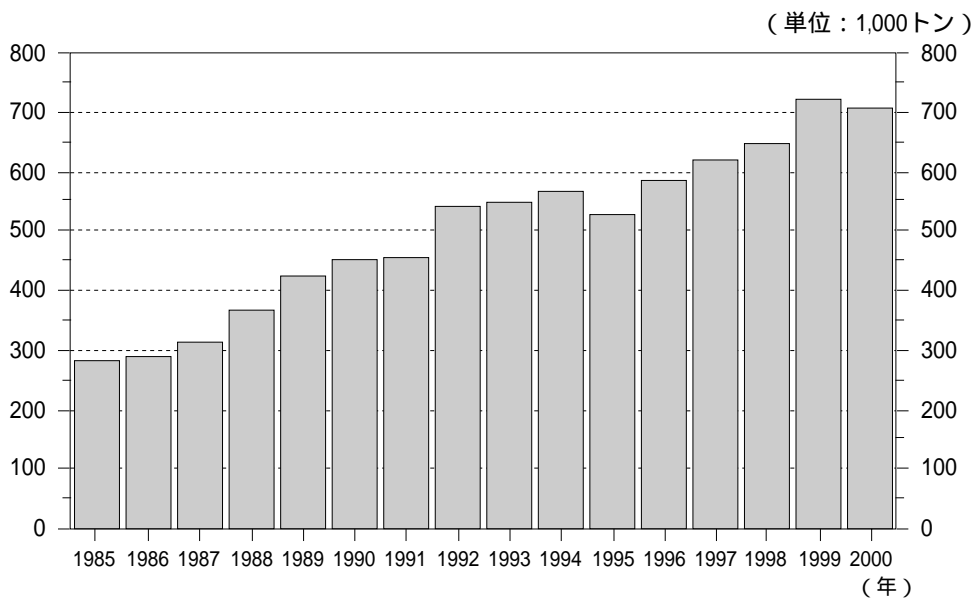
林産業全体の直接雇用者数は99年で約5万

図4 所有者別のフィンランドの林産業用原木（2000年）



出所：森林総研森林統計

図5 フィンランドの再生紙・板紙使用量（1985～2000年）



出所：パペリンケラウス社

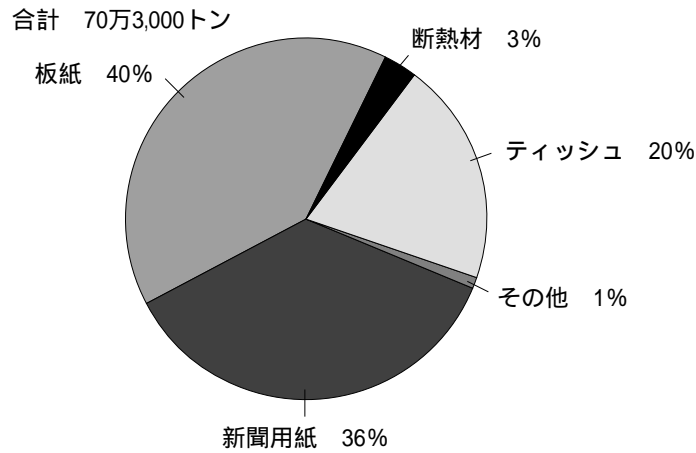
2,000人であった。そのうち製紙産業に3万5,000人、木材工業に1万3,000人、林業に4,000人が雇用されていた。また、林産業の間接雇用者数は約20万人にのぼり、機械製作部門、輸送・流通部門、エネルギー部門、化学部門などの関連産業に従事している。

林産業が1年間に使う原木の量はこの10年間で2,000万立方メートル増加し、2000年では7,000万立方メートルに達している。その

うち19%にあたる1,300万立方メートルが輸入材で、近年はその割合が増加している。また、輸入材の60%近くが国内では供給が不十分な、パルプ用のシラカバを中心とする広葉樹材である。一方、国産材のうち、86%近くが私有林で伐採されたものだった。

林産業用原木のうち、輸入材は、約85%がロシア産、約10%がバルト三国産である。フィンランドからの原木輸出はスウェーデン向

図6 フィンランドの再生紙・板紙使用内訳（2000年）



出所：パペリンケラウス社

けがほとんどで、国境周辺の森林から原木が伐採される。

古紙の収集は、林産業会社が共同で出資・設立したパペリンケラウス（Paperinkeräys）社が一手に取り扱っている。99年のフィンランド国内の紙・板紙の古紙回収率は65%に達し、国土が広く人口密度が低いという条件にもかかわらず、西欧でも高い水準にある。

再生紙・板紙使用量はこの15年間一様に増加傾向を示しており、2010年頃には古紙が世界の紙製造の原料として半分近くを占めるとの予測もある。

2000年に林産業で再生された古紙の総量は約70万トンで、主として国内向けの板紙、新聞用紙、ティッシュに加工されている。また、同産業は中欧に製紙工場を所有しており、現地で収集された古紙を原料として使用している。国内の工場ではバージンの木質繊維を主原料として上質紙を製造しているが、同時に中欧から使用済み液体包装パックを輸入し、丈夫なロール状の製紙の芯として再生している。

3．大手企業

林産業の大手企業は、ストウラ・エンソ（Stora Enso）社、ユーピーエム・キュンメネ（UPM-Kymmene）社、メツァリート（Metsäliitto）グループである。その他に、アールストローム（Ahlstrom）社、ミュルコスキ（Myllykoski）社があり、ミュルコスキ社はメツァリートグループ翼下のエム・リアル（M-real）社と業務提携をしている。

印刷・筆記用紙、板紙、その他の紙の生産を行っている企業、もしくは企業グループは9つあり、うち3企業グループはパルプ生産を行っている。過去20年間に業界再編が急速に進み、現在3つの企業グループ（ストウラ・エンソ、ユーピーエム・キュンメネ、エム・リアル・ミュルコスキ）が国内の紙・板紙の生産の98%を占める。

製材・木製品の製造分野では、紙・板紙ほど寡占化は進行していないが、大手企業はかなり市場占有率を増やしてきている。国内には現在130ほどの大・中規模の製材工場があり、大手3社の系列製材工場は、国内における製材製品の生産の半分近くを占める。

フィンランドの林産業の企業・企業グループでは、合併・吸収によっていくつかの連続した生産工程を統合し、生産工程全体を取得することが一般的である。こうした生産工程の中で、パルプ・製紙工場、もしくは製材工場が連携して稼働し、効率的な原料とエネルギーの利用や経済的な生産を図っている。

次に2000年の売上高による欧州と世界の林産企業上位10社を見ると、欧州内の順位は、ストウラ・エンソ社が1位、ユーピーエム・キュンメネ社が2位、メッツァリートグループが5位、そしてアールストローム社が9位だった。世界ランキングでは、ストウラ・エンソ社が5位、ユーピーエム・キュンメネ社が8位にくだっている。

4. 紙・板紙・パルプ産業

製紙業の発展と紙類生産量の増加は著しく、林産物輸出拡大の中軸をなしてきた。そしてこれが国家経済を支えてきたといっても決して過言ではない。その一方で国内の木材伐採量は長期間にわたってほぼ横ばいで推移しており、大幅に増大する需要との間に開きが生じている。しかし、製材屑や端材の有効

利用や外国からの安価な材料輸入、上質紙の材料となる添加物の増量などで国産パルプ用材の消費量が抑えられている。

フィンランドの紙・パルプ産業は製材業とも深く関わり合いながら、主に国内の間伐材を利用して、生産性の高い大規模な製紙工場の上質の印刷用紙を中心に生産し、西欧市場に輸出してきた。そしてその生産量の飛躍的な増加によって、フィンランドの基幹産業としての地位を形成した。

99年における世界の主要な紙・板紙生産国のなかで、フィンランドは第6位に位置している。

ところが紙・板紙の輸出国としては、紙・板紙の生産量のうち89%を輸出しており、カナダに次ぐ第2位に浮上する。

2000年の国内の化学パルプ工場は、年間生産量30万トン以上の大規模工場が13工場あり、年間生産量20万トン以下の小規模工場はわずか3工場しかない。

2000年における国内の製紙工場は、年間生産量50万トン以上の巨大規模工場が6工場あり、雑誌用紙や上質紙を生産している。一方、年間生産量10万トン以下の小規模工場は10工場

表1 欧州と世界の林産企業上位10社（2000年売上高）

欧州	100万ドル	世界	100万ドル
1. ストウラ・エンソ	11,899	1. インターナショナル・ペーパー	28,180
2. ユーピーエム・キュンメネ	8,760	2. ジョージア・パシフィック	22,076
3. SCA	7,307	3. ウェイヤー	16,000
4. アルジョ・ウィギンス・アップルトン	5,445	4. キンバリー・クラーク	13,982
5. メッツァリート	5,391	5. ストウラ・エンソ	11,899
6. ジェファーソン・スマーフィット・グループ	4,173	6. 王子製紙	10,584
7. ノルスケ・スコーク	3,017	7. スマーフィット・ストーン・コンテナ	8,796
8. カッパ+アッシドメーン・コンテナボード（注）	2,872	8. ユーピーエム・キュンメネ	8,760
9. アールストローム	1,932	9. 日本製紙	7,955
10. ハイन्दル	1,760	10. SCA	7,307

（注）2000年時点で合併未完了
出所：林産工業連合会

図7 世界の主要な紙・板紙生産国（1999年）

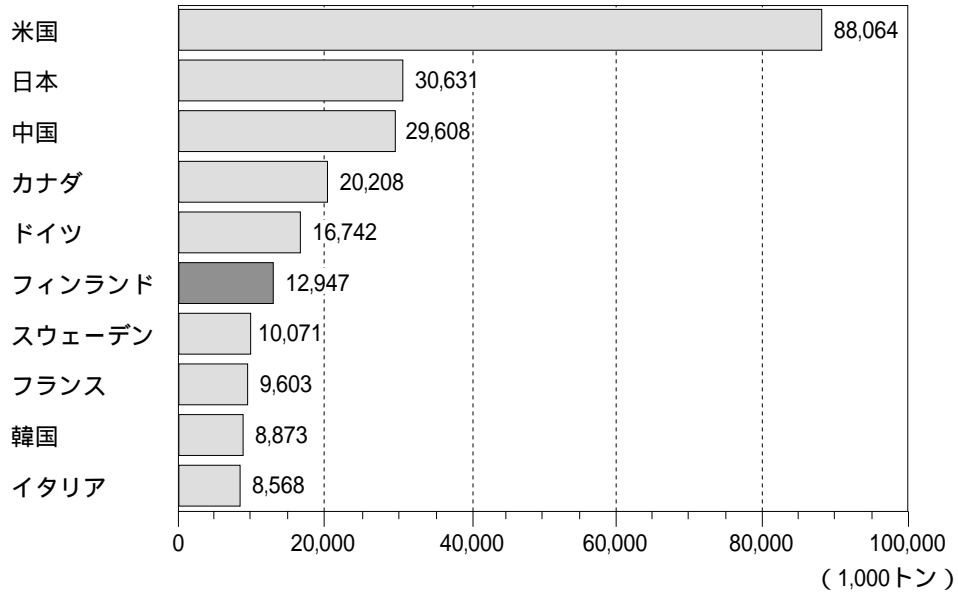
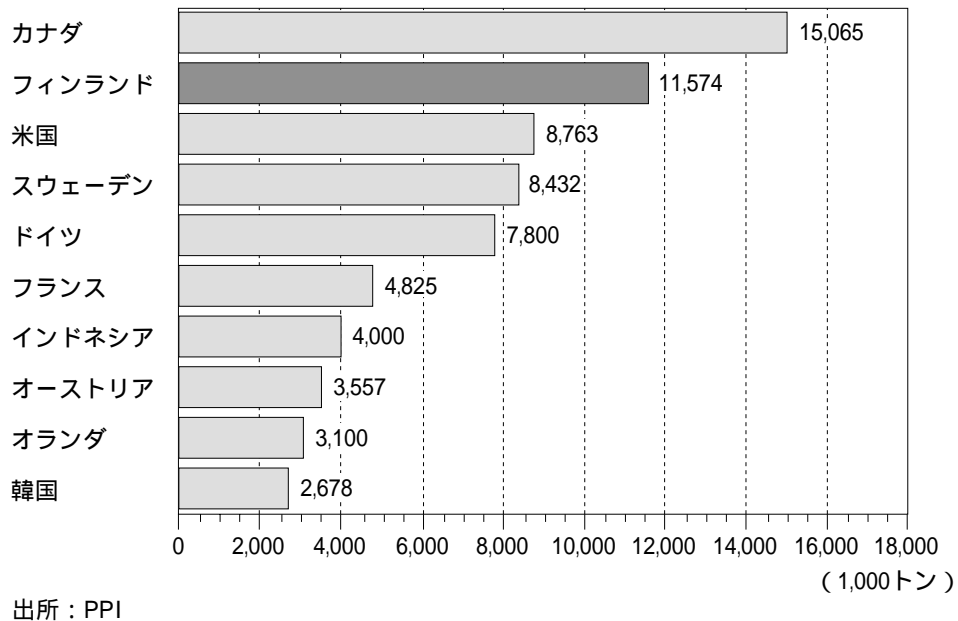


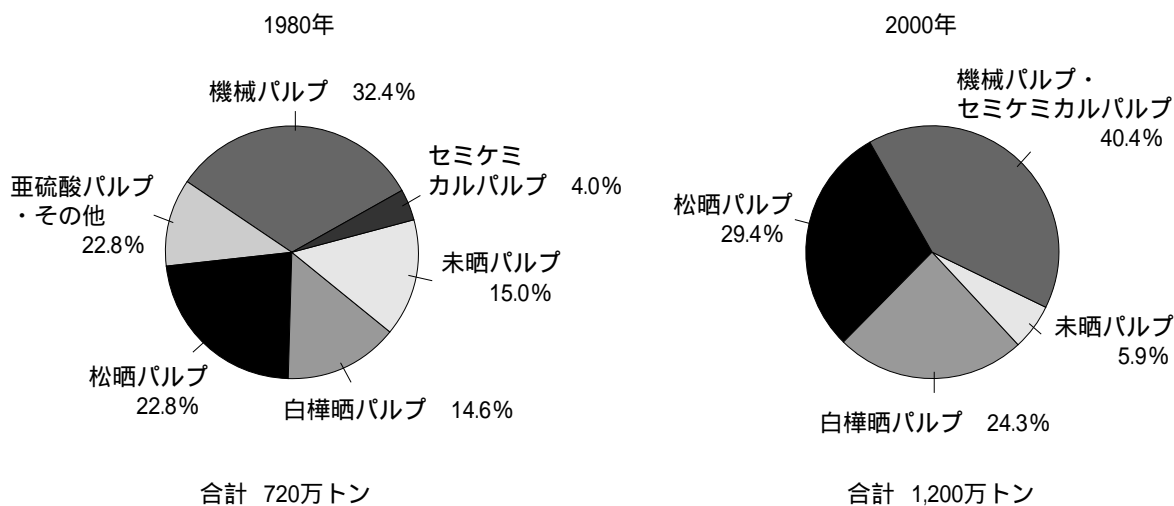
図8 世界の主要な紙・板紙輸出国（1999年）



で、そのほとんどが特殊紙専用の工場である。
 1980年と2000年のフィンランドの品種別パルプ生産高を比較すると、生産高全体は720万トンから1,200万トンに増加しているが、未晒パルプの生産高は減少している。80年当時まだ生産されていた亜硫酸パルプやその他

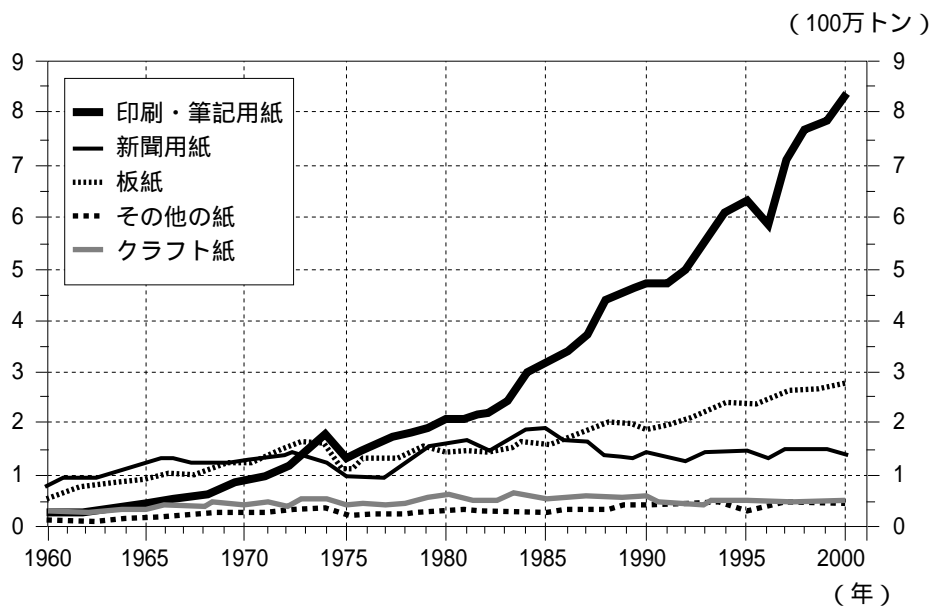
のパルプは2000年には全く生産されていない。逆に増加したのは、松晒パルプ、白樺晒パルプ、機械パルプとセミケミカルパルプの合計である。
 1960～2000年にかけての紙・板紙生産高の推移では、印刷・筆記用紙、中でも上質紙の

図9 フィンランドの品種別パルプ生産高（1980・2000年）



出所：林産工業連合会

図10 フィンランドの紙・板紙生産高（1960～2000年）



出所：林産工業連合会

増加が顕著である。それ以外、板紙が漸増傾向にあることを除けば、新聞用紙、クラフト紙、特殊紙の生産高はこの40年間ほぼ横ばい状態が続いている。

5．製材業

世界の主要な針葉樹製材品生産国のなかで、フィンランドは99年で第7位となっている。

ところが針葉樹製材品の輸出国としては、98年においてカナダ、スウェーデンに次いで第3位であり、同年において針葉樹製材品の

図11 世界の主要な針葉樹製材品生産国（1999年）

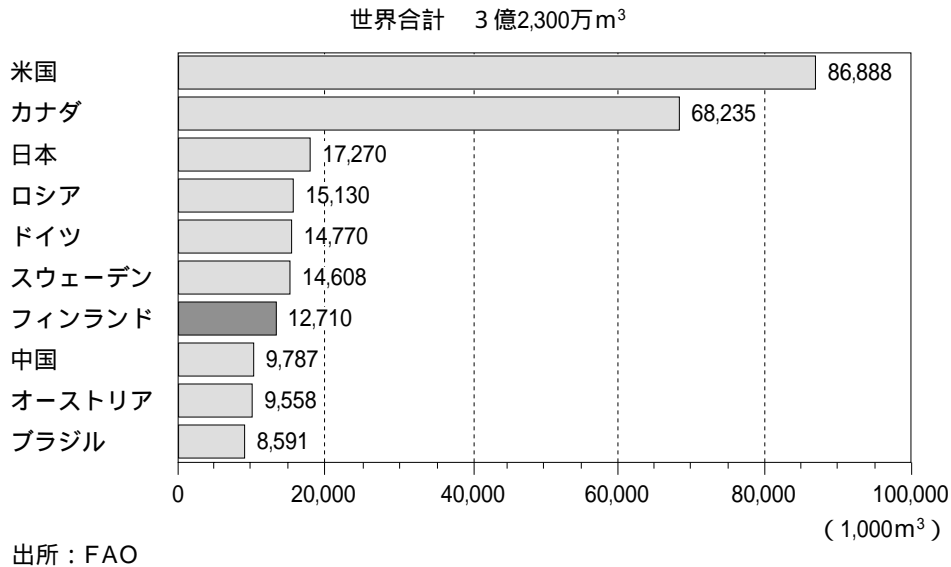
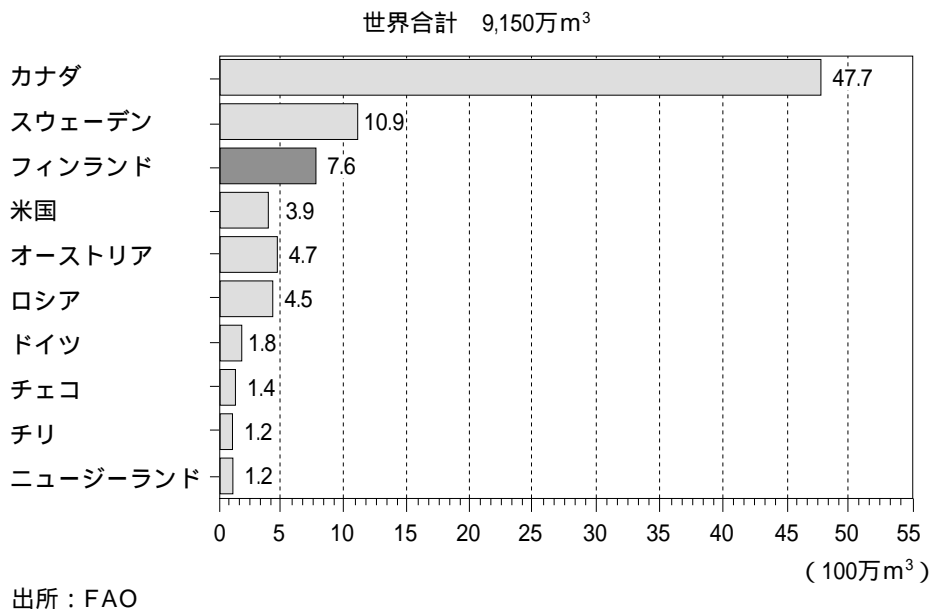


図12 世界の主要な針葉樹製材品輸出国（1998年）



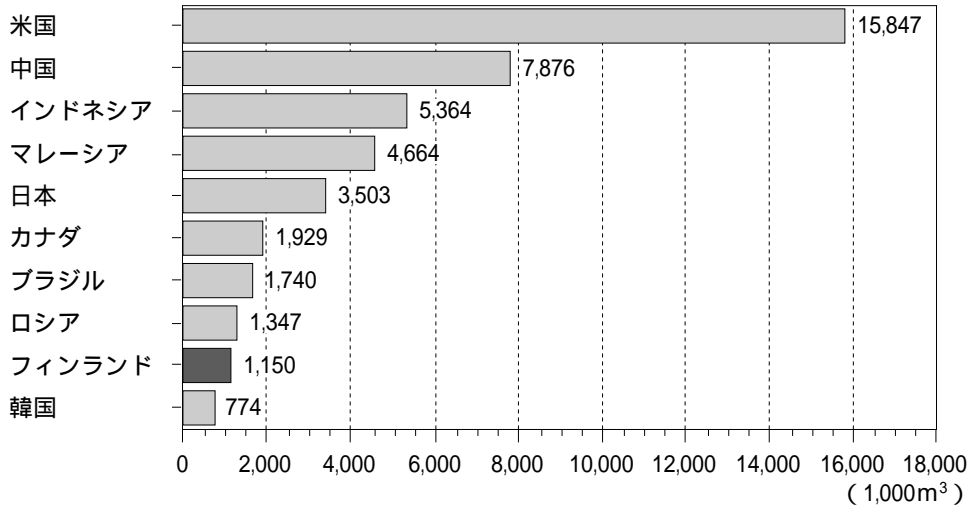
生産量のうち67%を輸出している。

合板についても同様で、生産国としては、99年で第9位であるが、輸出国としては、98年においてインドネシア、マレーシア、カナダに次いで第4位となっており、生産量のほぼ90%を輸出している。

国内には現在およそ5,000余りの製材所・製材工場があり、そのほとんどは年間製材生産能力が1万立方メートル未満の小規模製材所で、輸出よりもむしろ国内向けの製材品を生産している。これに対し、年間製材生産能力が1万立方メートル以上のいわゆる大・中

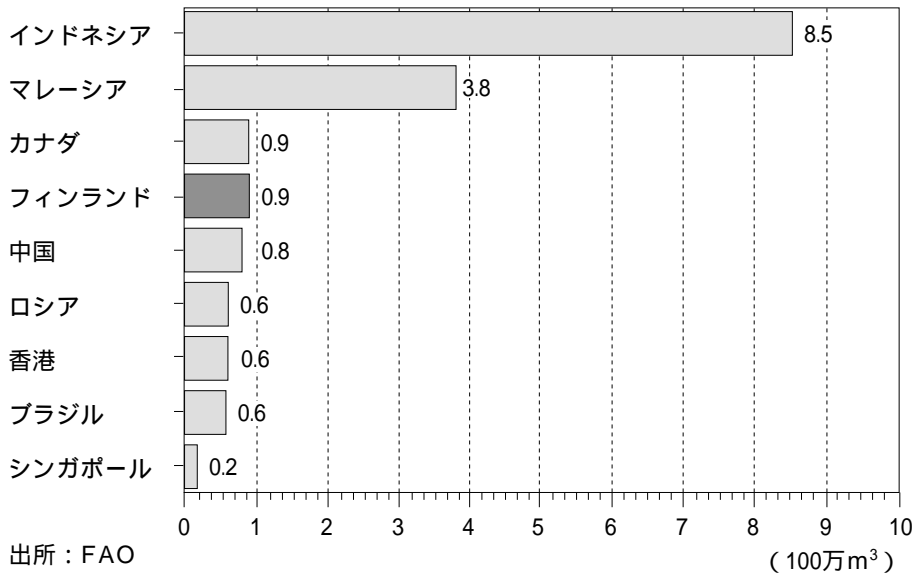
図13 世界の主要な合板生産国（1999年）

世界合計 5,450万m³



出所：FAO

図14 世界の主要な合板輸出国（1998年）



出所：FAO

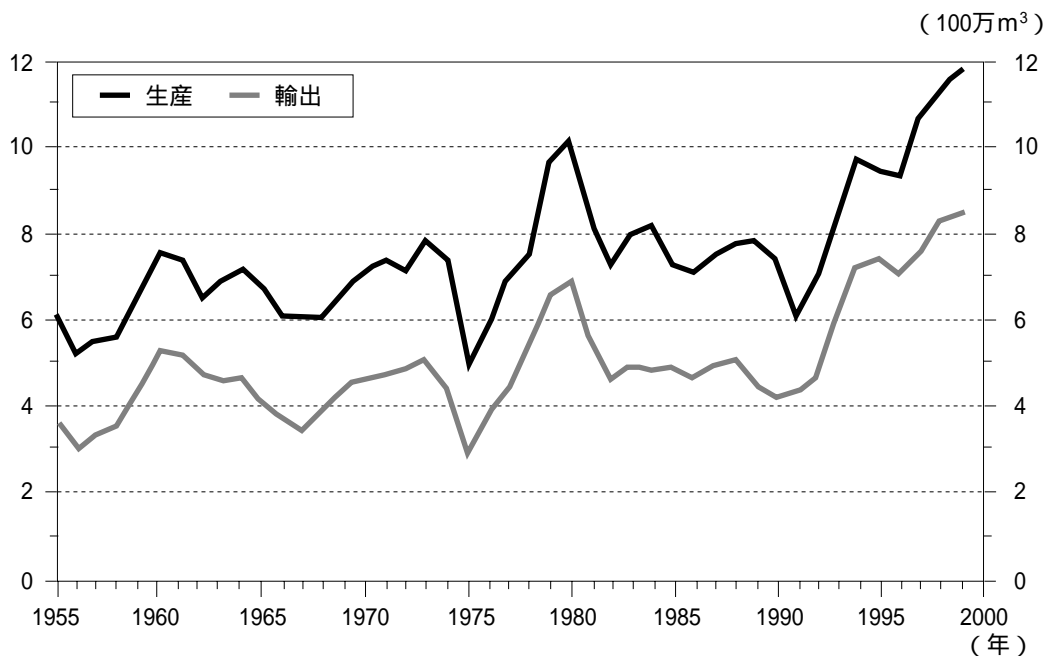
規模工場は130～170ほどで、生産した製材品の多くを輸出している。国内最大規模の製材工場は、メツァリートグループ翼下のフィンフォレスト（Finnforest）社のヴィルップラ（Vilppula）製材工場で、年間製材生産能力は55万～60万立方メートルである。

また、現在国内には合板工場が16、パーテ

ィクルボード工場が3、ファイバーボード工場が2つある。国内大手3社の系列合板工場は、フィンランド国内における合板の生産のうち約90%を占める。

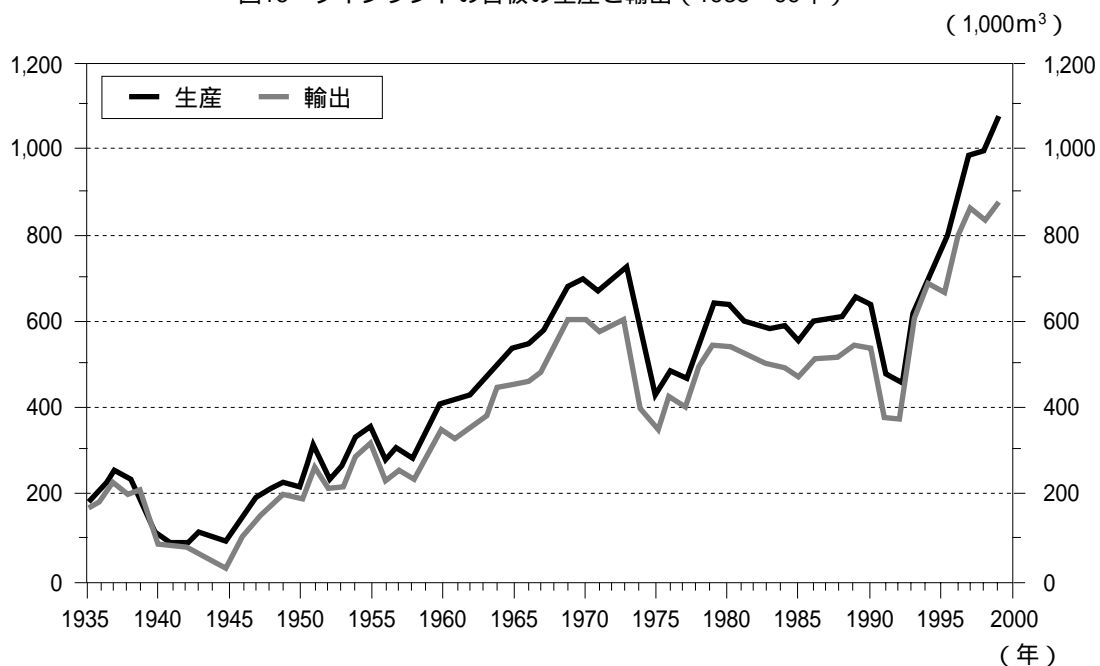
フィンランドの針葉樹製材品（ヨーロッパアカマツとヨーロッパトウヒ）の生産と輸出は、90年代に入って上昇傾向にある。これは

図15 フィンランドの針葉樹製材品の生産と輸出（1955～99年）



出所：林産工業連合会

図16 フィンランドの合板の生産と輸出（1935～99年）



出所：林産工業連合会

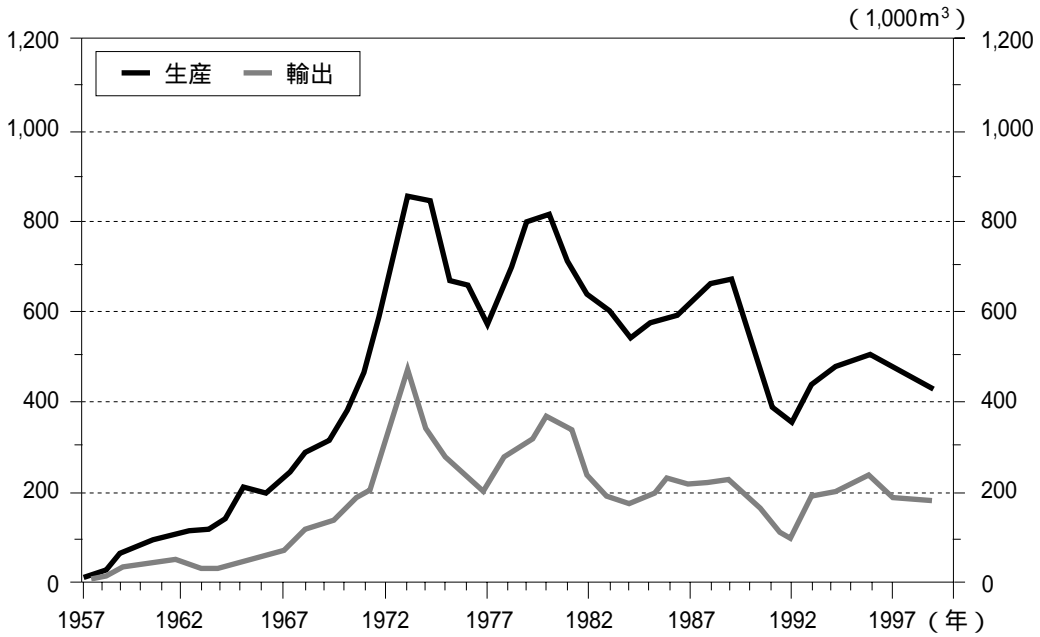
最近の国内の建設ブームと西欧市場での針葉樹製材品に対する需要が伸びたため、樹種別には、過去10年間ヨーロッパウヒ製材品生産がヨーロッパアカマツ製材品生産をわず

かに上回っている。

また、合板の生産と輸出も西欧市場での大幅な需要増により、92年以降急上昇している。

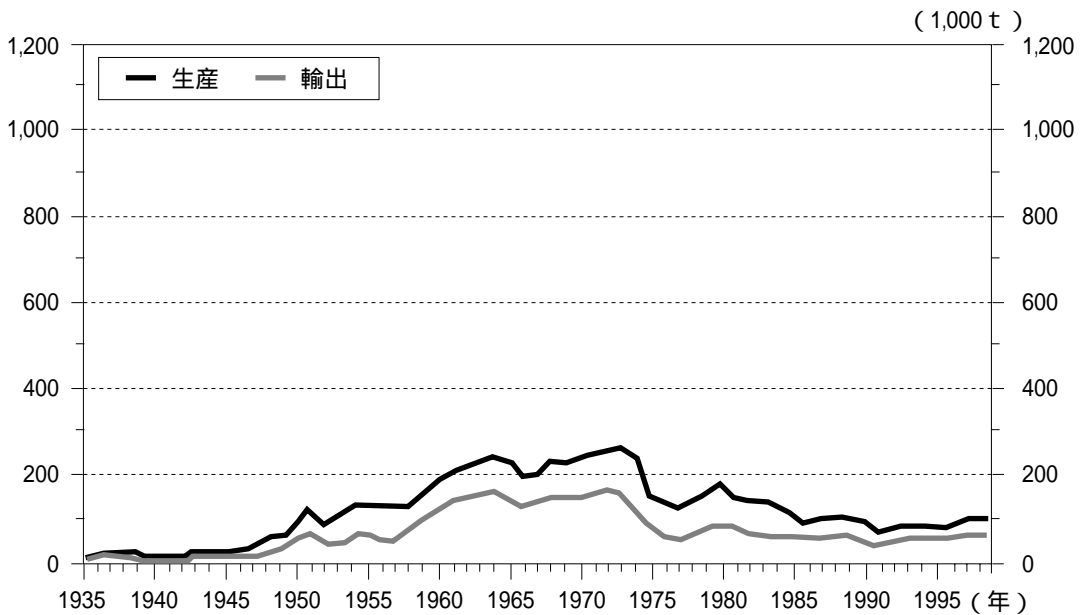
一方、パーティクルボードとファイバーボ

図17 フィンランドのパーティクルボードの生産と輸出（1957～99年）



出所：林産工業連合会

図18 フィンランドのファイバーボードの生産と輸出（1935～99年）



出所：林産工業連合会

ードは70年代前半に生産と輸出が大きく伸びたが、ここ10年間は生産、輸出とも停滞気味である。

6. 輸出

フィンランドの林産業は全般的に輸出指向型であり、紙・板紙、合板では、生産量に対する輸出割合が80%を超えている。その一方、マーケットパルプを除いたパルプの輸出割合

は14%と比較的低い。つまり、フィンランドの林産業は大量に生産したパルプの多くを自国で、紙・板紙に加工して輸出するのが基本的な構造といえる。

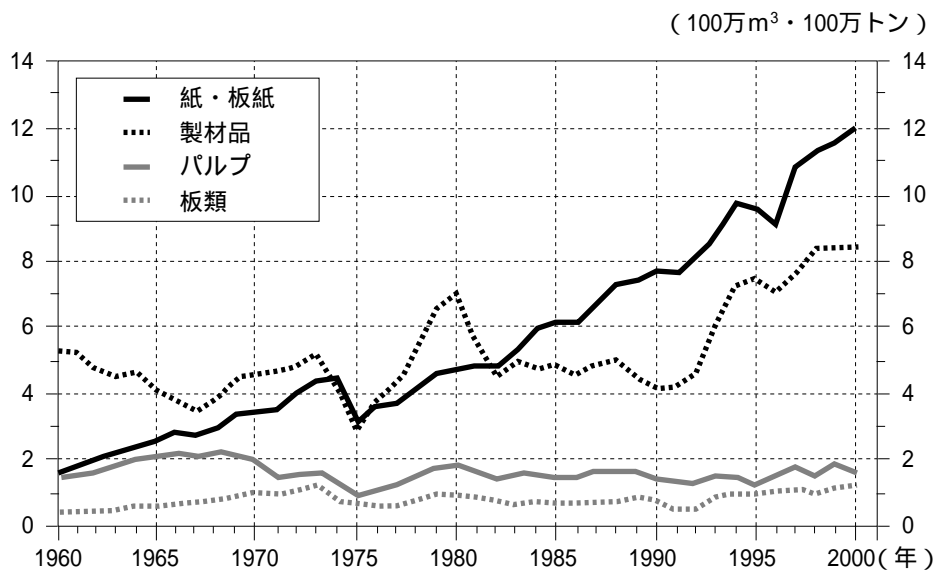
林産業製品輸出量の推移は、紙・板紙が過去40年間順調に増加しており、製材品についてはやや年毎の変動があるものの、過去10年間増加傾向にある。一方、パルプと板類の輸出はほぼ停滞気味である。

表2 フィンランドの林産業の状況(2000年)

	生産	輸出	輸出/生産(%)	工場数
製紙産業(100万トン)	10.8	9.7	90	28
板紙産業(100万トン)	2.8	2.3	82	14
パルプ産業(100万トン)	11.9	1.7	14	43
マーケット・パルプ(100万トン)	1.8	1.6	89	14
製材業(100万立方メートル)	13.3	8.4	63	170 ^(注)
合板業(1,000立方メートル)	1,167	988	85	16
パーティクルボード製造業(1,000立方メートル)	462	203	44	3
ファイバーボード製造業(1,000トン)	100	68	68	2

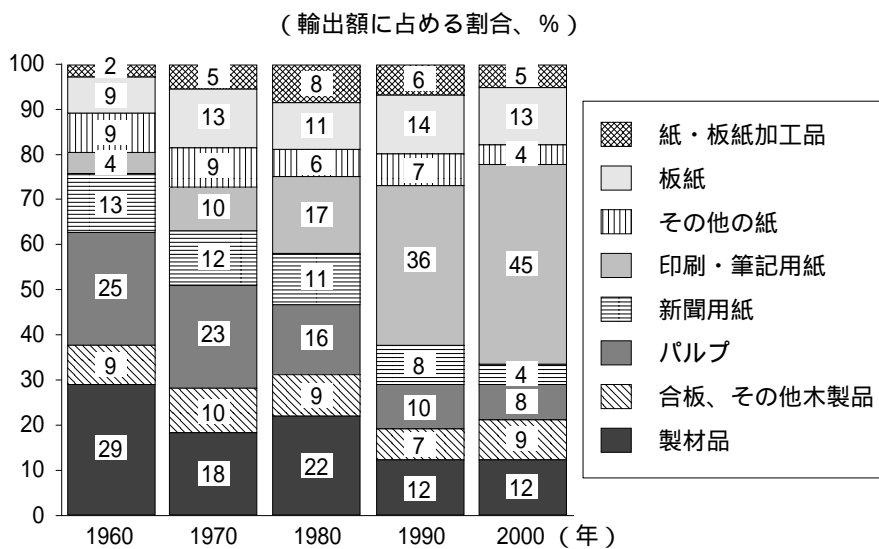
(注) 年間製材生産能力が1万立方メートル以上の大・中規模製材工場
出所: 林産工業連合会

図19 フィンランドの林産業製品輸出量(1960~2000年)



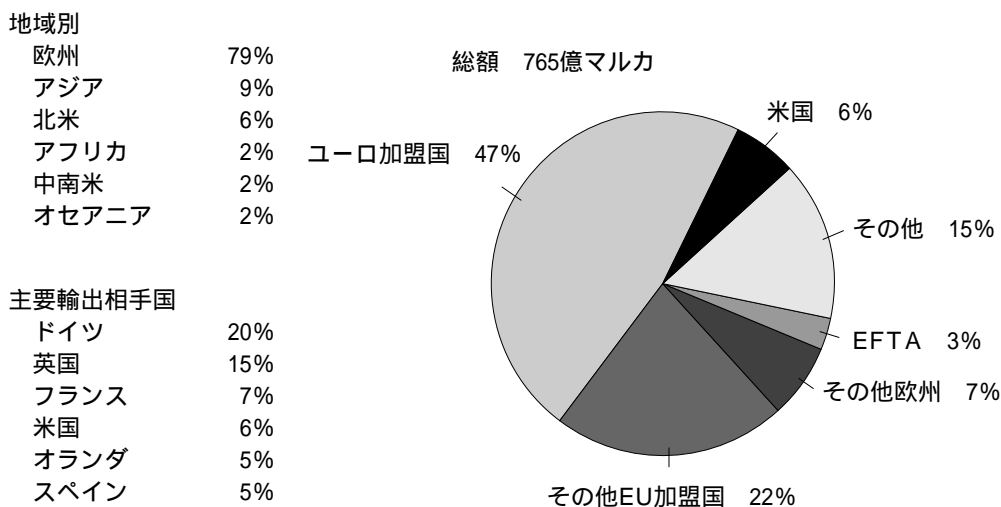
出所: 林産工業連合会

図20 フィンランドの林産業の品目別輸出割合（1960～2000年）



出所：税関

図21 フィンランドの林産業の地域・国別輸出（2000年）



出所：税関

また、林産業の品目別輸出の推移では、紙・板紙の中でも特に印刷・筆記用紙が林産業の輸出総額に占める割合を大きく伸ばしてきているのに対し、新聞用紙の割合は逆に減少してきている。同様にパルプ、製材品の割合も減少傾向にある。

今日フィンランド林産業の製品は世界150

カ国に輸出されており、2000年の林産業の輸出総額は765億フィンランド・マルカ（以下、マルカ）に達する。EU加盟国向けが69%、そのうちユーロ加盟国向けが47%を占めている。EUの中ではドイツ、英国、フランスの3カ国が一番重要な輸出相手国である。また欧州全体では輸出比率は79%にも及ぶ。欧州

以外ではアジア向けと米国向けが輸出比率でそれぞれ9%、6%と比較的高い。

フィンランドの針葉樹製材品の国別輸出(99年)を見ると、英国、ドイツ、フランス、オランダ、デンマークのEU加盟国5カ国ですでに54%を占めている。欧州以外では日本向けの輸出比率8%が比較的高い。

合板の国別輸出では、ドイツ、オランダ、英国、スウェーデン、フランス、デンマークのEU加盟国6カ国で70%を占めており、欧州以外にはわずか5%しか輸出されていない。

7. 林産業の国際化

94年以降、フィンランドの林産業では業界再編成が活発化し、国内から始まった吸収・合併は隣国スウェーデンの企業、さらにそれ以外の外国企業へと拡大していった。2000年現在、国内大手3社は、ストゥラ・エンソ社、ユーピーエム・キュンメネ社、メツァリートグループである。

フィンランド林産業企業の年間総売上は2,000億マルカ以上で、輸出総額にほぼ匹敵

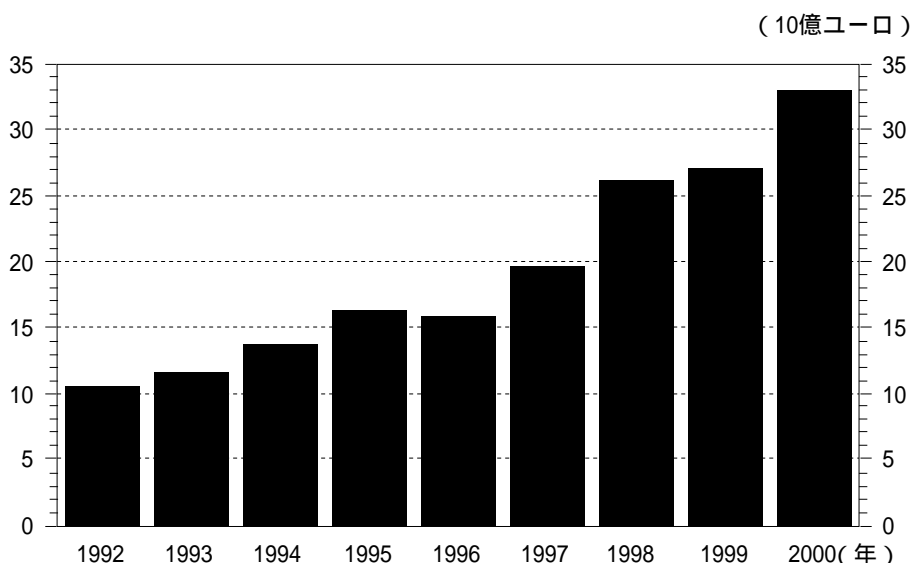
する。年間総売上のうち、約半分が国内で、残り半分が国外での売上げである。2000年には林産業企業の紙・板紙生産能力、3,400万トンのうち、58%が国外に置かれており、吸収・合併によって、フィンランドの製材業も隣国や西欧諸国に足場を築いている。

西欧における林産業企業の所属国別紙・板紙生産能力では、西欧合計9,400万トンのうち、フィンランド系資本の工場設備による紙・板紙生産能力が31%を占めている。

2000年で国外にあるフィンランド系林産業企業の紙・板紙工場数は欧州内に51カ所、北米に12カ所、南米(ブラジル)に2カ所、アジア(中国、韓国)に3カ所となっている。

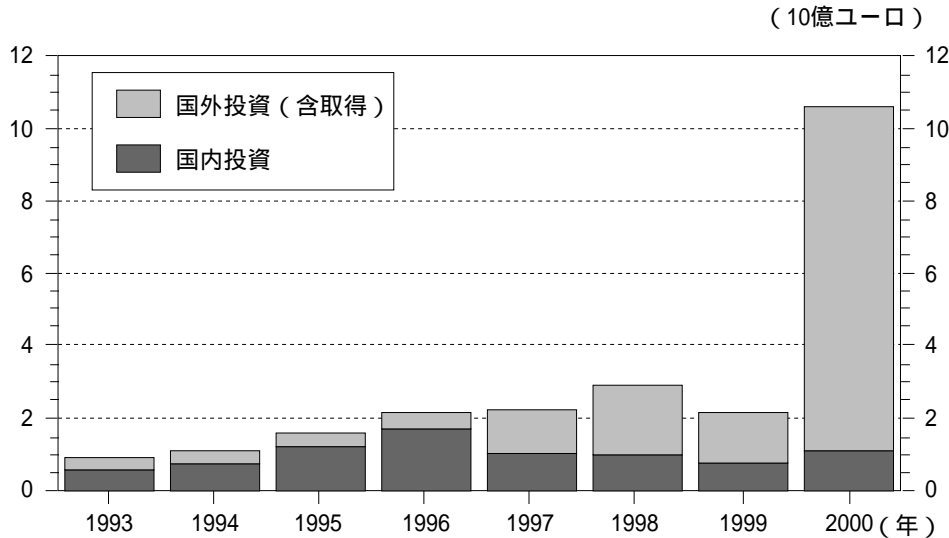
1930年代に英国の製紙工場を初めて取得したことが、フィンランド林産業の国際化の始まりとされている。最近では欧州統合や世界経済のグローバル化といった要因が、フィンランドの林産業界に新たな転機をもたらした。国際貿易が急速に発展し、競争が激化してきたため、生産設備を市場に近いところに移転する必要性が生まれてきたのである。国

図22 フィンランドの林産業グループの売上(1992~2000年)



(注) グループの非森林部門を除く
出所: 林産工業連合会

図23 フィンランドの林産業企業の資本投資（1993～2000年）



出所：林産工業連合会

際競争力を維持し、規模の優位性を利用するために、フィンランドの林産業企業は国内外で吸収・合併を進め、規模を拡大していった。またこれに伴い、販売組織も世界中に広がっていった。こうした結果、国際化によって顧客サービスの向上、距離の短縮、流通の円滑化、古紙の利用促進が実現している。

8．収益性と投資

2000年にはフィンランドの林産業企業の資本投資が前年比で5倍以上に増え、約107億ユーロとなった。その増加分のほとんどが国外投資で、外国企業の買収・取得や工場設備の新設・更新などに使われている。国外投資は結果的にその企業の国内業績見通しを向上させるものであり、世界各地で行われている個々の投資は相互に補完し合い、リスク・ヘッジとして機能している。

80年代以前からフィンランドの林産業企業は空気汚染防止や水質汚染防止のため、積極的に環境保全に対する投資を行ってきた。最近ではこうした個別の汚染防止だけでなく、1つの製品について原料から始まって、

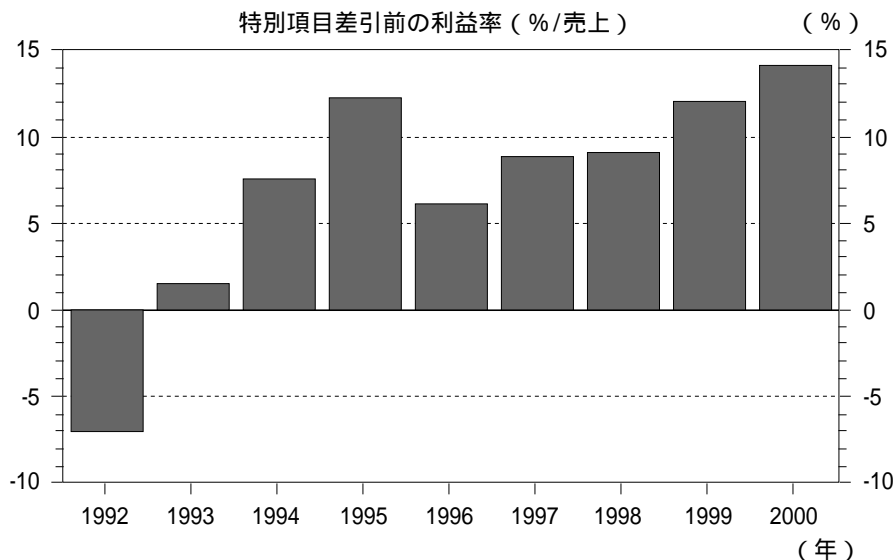
その製品が廃棄・再生されるまでの全工程（ライフ・ロング）を網羅する環境保全の考え方が採用されるようになった。これにより、天然資源の効率的利用、生産過程での環境負荷の抑制、リサイクルの推進が図られている。

フィンランドの林産業グループ全体の収益性を見ると、93年以降、特別項目（資金調達、管理費用など）差引前の利益率はプラスを示している。2000年の利益率は売上高（2,000億マルカ）の14.2%、金額にして284億マルカに達した。

9．EUとの関係

フィンランド、オーストリア、スウェーデンの3カ国が95年にEUへ加盟した結果、EU内での森林関連産業の重要性が増した。これら3カ国は伝統的に森林と林産業の国で、EUの森林資源が一挙に倍増し、EU全体としては林産業製品の純輸出地域となった。EUの政治の場でも林産業の役割が増大し、欧州委員会の産業総局に林産業担当ユニットが設立された。EUの森林クラスターは、EU域内で約500万人を雇用していると見積もられて

図24 フィンランドの林産業グループの収益性（1992～2000年）



(注) グループの非森林部門を除く
出所：林産工業連合会

いる。

森林関連産業に対する理解度を高め、その重要性を強調するために、フィンランドの働きかけで97年から99年にかけて森林クラスター・プロジェクトが発足した。その目的はEUの主要政策決定機関に対して林産業に関する情報を提供することである。99年後半にEUの議長国を務めたフィンランドは、EUにおける林業と林産業の立場をさらに強化した。

欧州委が99年9月にEU内の森林関連産業の競争力について報告書を発表するに及んで、EUの産業戦略における森林クラスターの存在意義が再認識された。同時に設立されたのがいわゆる林産業フォーラムで、年1回の会議では政府・行政関係者、林産業界の首脳陣、その他関連団体の代表が業界の時事問題や目標について意見交換を行っている。この林産業フォーラムの第1回会議が99年夏にフィンランドで開催された。

フィンランドの林産業にとってEU加盟は、欧州市場における従来からの立場を維持・強化していくことを意味した。EU加盟以前で

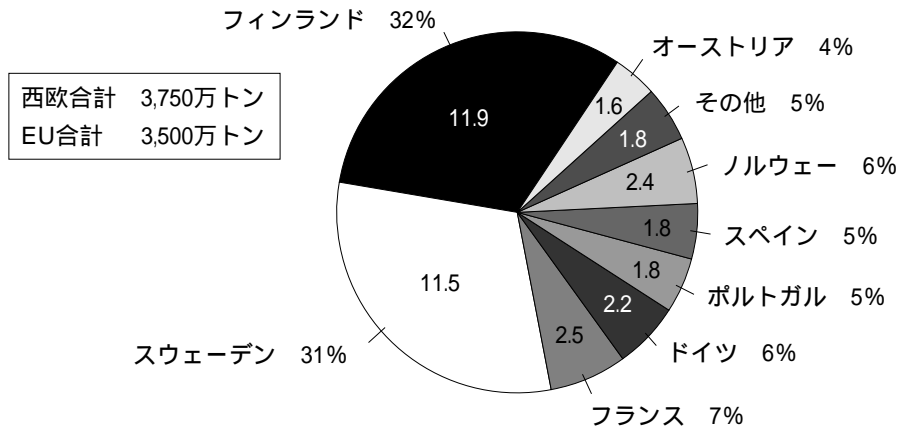
もEU域内に生産拠点を設立した企業もあり、EUはこれまでも長期にわたって国内林産業の原料調達、生産工程、製品基準、製品や労働力や資本の移転、顧客側の選択、企業間の競争に影響を及ぼしてきた。また、EUの政策目標の1つにEU域外での加盟国の競争力支援が掲げられており、フィンランドの林産業もその恩恵を受けている。

EU域内のフィンランド系資本の工場設備をすべて合わせると林産製品の潜在的生産能力においてフィンランドの林産企業は、40～50%にものぼる市場占有率を誇り、現在欧州市場の大半を占めている。製材部門でも西欧の大手3社はすべてフィンランド系企業である。

2000年の西欧とEUのパルプ生産高合計は、それぞれ3,750万トンと3,500万トンである。フィンランドのパルプ生産高は1,190万トンで、西欧全体の32%を占めている。

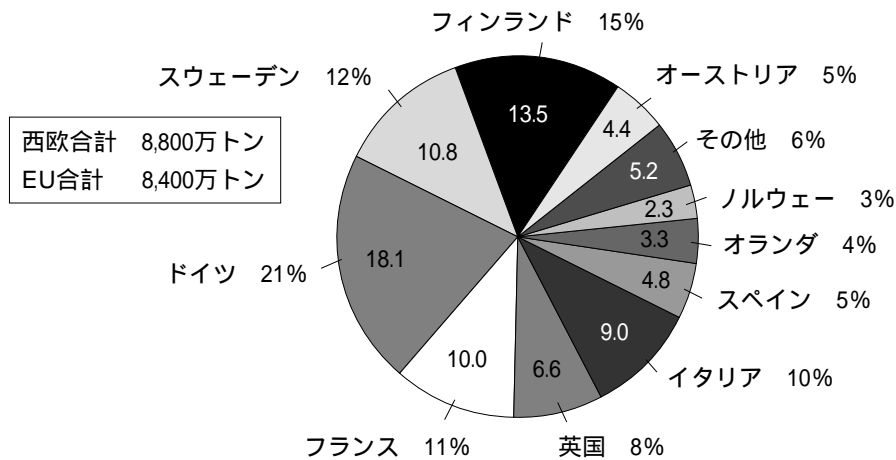
また、2000年の西欧とEUの紙・板紙生産高合計は、それぞれ8,800万トンと8,400万トンであり、このうちフィンランドの生産高は

図25 西欧のパルプ生産高（2000年）



出所：林産工業連合会

図26 西欧の紙・板紙生産高（2000年）



出所：林産工業連合会

1,350万トンで、西欧全体の15%を占めている。99年にはEUの紙・板紙生産量のうち、EU内のフィンランド系資本の工場設備による生産高がほぼ3分の1を占めたほか、新聞用紙が54%、上質紙が36%、非塗工雑誌用紙（SC）が63%、塗工雑誌用紙（LWC）が73%の割合を占めた。

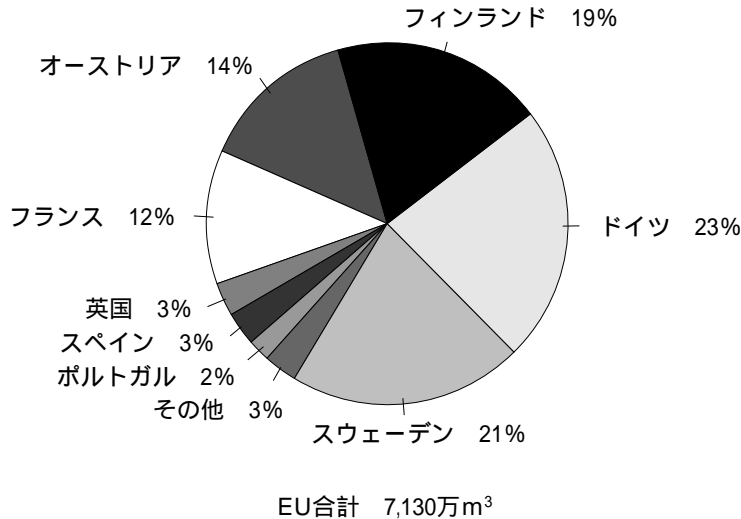
2000年のEUの針葉樹製材品生産高合計は、

7,130万立方メートル、うちフィンランドは1,355万立方メートルで、EU全体の19%を占めている。EU内では、ドイツとスウェーデンがそれぞれ23%、21%と高い割合を占めている。

10. 関連制度の変化

フィンランドでは60年以來最近まで、全国

図27 EUの針葉樹製材品生産高(2000年)



出所：林産工業連合会

中央農業協同組合(農村民はこの傘下であり、施業森林組合の上部団体)の代表と林産工業連合会の代表が、毎年木材の基準価格を決めることが原則となっていた。その基準価格は全国一律ではなく、地域ごとに基準価格が決められ、樹種や引渡形態、用途別に区分される。

しかし最近こうした木材の基準価格設定方式が独占禁止法に抵触すると関係当局から指摘された。このため、現在は個別の山林所有者が立木ないし丸太を木材会社や林産会社・製材工場などに販売する場合、事前に設定された基準価格によらず各社の木材調達部門関係者と直接価格交渉を行う。ただし山林所有者が交渉する販売相手は1社に限らず、むしろ2～3社を相手に行うことが一般的である。

フィンランドでは92年の地球サミット、93年の欧州の森林保護に関する関係閣僚会議、そしてEU加盟など、一連の国際的に重要な出来事が引き金となり、90年代半ばから、林業に関する各種の法律が全面的に改正された。こうした法律改正の主眼は、経済、社会、生態系、文化の各面で持続可能な林業を振興することにあり、特に森林法と環境保全法の

改正はとりわけ重要とされている。

そのほかの主な法改正としては、93年の林業税制改正があり、山林所得税が新たに導入された。これは木材の売上から、育林や伐採の経費を差し引いた額に課税され、税率は現在一律29%となっている。2005年末までは新林業税制への移行期間となっている。

フィンランドでは独自の森林認証制度(FFCS: Finnish Forest Certification System)を採用し、2000年末までにフィンランドのすべての森林(2,000万ヘクタール前後)がこの認証制度に組み込まれた。同年5月にフィンランドの森林認証制度は、汎欧州森林認証計画(PEFC: Pan-European Forest Certification Scheme)の一環として正式に認められ、認証を受けた製品に対してPEFC標識のラベルを付けることが許可された。

11. 将来の展望

世界の紙・板紙の消費増は、人口増加、学歴・所得水準の向上、予想されるさまざまな梱包材料の需要増などに基づいている。たとえば電子メディアや情報処理装置の市場占有率

表3 世界と欧州の林産物の消費（1998年）と予測（2010年）

	消費（1998年）	予測（2010年）	年平均成長率％（1998～2010）
紙・板紙合計（100万トン）			
世界	301	396	2.4
欧州	81	97	1.6
印刷・筆記用紙（100万トン）			
世界	90	133	3.4
欧州	31	40	2.1
新聞用紙（100万トン）			
世界	36	48	2.3
欧州	10	13	2.0
製材品（100万m ³ ）			
世界	410	476	1.1
欧州	98	104	0.5

出所：FAO

が上昇したとしても、紙の需要は減少しないと考えられる。

長期見通しによると、林産物の消費は今後とも増加傾向が続く。2010年までに世界の紙・板紙の消費は毎年約2.4%の成長率で増加すると予測されている。欧州の増加率は同時期1.6%の見込みであり、特に印刷・筆記用紙の増加が顕著であるとみられる。一方、欧州における製材品の需要の伸びは約0.5%にとどまる見込みである。

2010年までに世界の製材品の供給は5億立方メートル近くに達する見込みだが、供給の増加は、主としてオセアニアと南米の人工林からのラジアータ・パイン材とユーカリ材による。一方、製材品の需要は伸び悩み、2010年までに2,000万立方メートル以上の製材品

が供給過剰となるおそれがある。欧州では2010年に針葉樹製材品が約200万立方メートル程度の供給過剰が見込まれている。

今日、フィンランドの林産業は、技術、品質、原価構造の点で国際競争力が備わっている。平均的生産規模が世界でも最大級で、最新鋭の工場設備を誇り、経済規模が大きいことが最大限の優位性をもたらしている。また、計画的に製品レンジを変化させて、将来の需要増で予測される傾向にうまく対応している。

将来の成功の鍵は、今後とも継続して国際化を推し進めることと欧州圏外での足場を強固にしておくことにかかっている。この観点から、特に興味があるのは今後とも成長目覚ましい東南アジア市場と中南米市場、そして世界最大の消費量を有する北米市場である。

Report 6

(参考)

林業・林産業関連のホームページリスト

- (1) 政府・官庁機関
- フィンランド農林省
<http://www.mmm.fi>
 - フィンランド環境省
<http://www.vyh.fi>
 - フィンランド商工省
<http://www.vn.fi/ktm/>
 - フィンランド林野庁(国有林)
<http://www.metsa.fi>
 - フィンランド国立統計センター
<http://www.stat.fi>
 - 中央林業開発センター・タピオ
<http://www.metsakeskus.fi>
 - 地方森林センター
<http://www.metsavastaa.net>
- (2) 大学・研究機関
- フィンランド国立森林総合研究所
<http://www.metla.fi>
 - ヨーロッパ森林研究所
<http://www.efi.fi>
 - 国立ヘルシンキ大学農林学部
<http://honeybee.helsinki.fi>
 - 国立ヨensuu大学林学部
<http://www.joensuu.fi>
 - 国立ヘルシンキ工科大学林産技術学部
<http://www.hut.fi/Units/Forest/>
 - 国立科学技術センター(VTT)
<http://www.vtt.fi>
 - (株)林産中央研究所
<http://www.kcl.fi>
- (3) 林業・林産業関係団体
- フィンランド林産工業連合会
<http://www.forestindustries.fi>
- フィンランド森林協会
<http://www.forest.fi>
- フィンランド製材協会
<http://www.suomensahat.fi>
- 全国中央農業協同組合
<http://www.mtk.fi>
- フィンランドの施業森林組合
<http://www.smy.fi>
- (4) 林業・林産業関係企業(総合林産会社)
- ストウラ・エンソ社
<http://www.storaenso.com/content/>
 - ユーピーエム・キュンメネグループ
<http://w3.upm-kymmene.com>
 - メツァリートグループ
<http://www.metsaliitto.com>
 - エム・リアル社
<http://www.m-real.com>
 - フィンフォレスト社
<http://www.finnforest.com>
 - メツァ・ボスニア社
<http://www.metsabotnia.com>
 - メツァ・ティッシュ社
<http://www.metsatissue.com>
 - アールストローム社
<http://www.ahlstrom.com>
 - ミュッルコスキ社
<http://www.myllykoski.com>
- (5) 林業・林産業関係企業(その他)
- パペリンケラウス社(古紙の回収)
<http://www.paperinkerays.fi>
 - メツォ社(製紙・抄紙機械)
<http://www.metso.com>
 - ラウテ社(林産・製材用各種機械・設備)
<http://www.rautewood.com>

.....

ポンセ社（林業用高性能機械）

<http://www.ponsse.fi>

ティンバージェック社(林業用高性能機械)

<http://www.timberjeck.fi>

ホンカラケンネ社（ログハウスメーカー）

<http://www.honka.co.jp>

<http://www.honka.com>

中欧進出企業にみる ビジネス環境の現状と今後の展望 (チェコ・ハンガリー・ポーランド)

中欧3事務所

中・東欧諸国のEU加盟交渉が進むなか、日本企業の中欧への進出も活発化しつつある。すでにチェコ、ハンガリー、ポーランドの中欧3カ国に進出している日系および外資系企業は、EU加盟に向けた、企業活動を取り巻く環境の変化をどのように捉えているのか。中欧3カ国におけるビジネス環境の現状と今後の展望を、日系・外資系の既進出企業5社～昭和アルミニウム・チェコ（カーエアコン用コンデンサー）の柴田徹郎社長、台湾資本のフォックスコン・チェコ（パソコン部品）のジム・チャン社長、三洋ハンガリー（小型2次電池）の飯田正信副社長、YKKポーランド（ファスナー）の本田孝一社長、スウェーデン資本のSCA（衛生製品）のマイケル・ペダーソン社長～にお話を伺った。以下にその要旨を報告する。

チェコ - プラハ事務所 -

1. 昭和アルミニウム・チェコ

柴田徹郎社長

昭和アルミニウム・チェコ社は、97年に外国投資に対するチェコの投資インセンティブの適用第1号として日本からの100%出資によるグリーンフィールド投資を決定し、99年から自動車エアコンのコンデンサーを製造している。インセンティブとして、5年間の法人税免除、雇用・教育訓練補助金、製造設備の輸入関税免除などの適用を受けている。工場があるクラドノ市は人口7万人で、プラハ空港から車で約20分の位置にある。同社は同

市の工業団地への進出第1号でもある。全従業員数は約300人で、そのうち日本人駐在員は4人である。これは米国とタイにある同社の同一製品の製造拠点と比較して少ない。事務管理部門は35人で、全員英語を話す。製品の出荷先内訳は、EU向け輸出が75%、CEFTA諸国向け輸出が5%、チェコ国内が20%となっている。部品調達先はチェコで5%、EUから57%、日本から36%となっている。

(1) チェコへの投資を決めた理由

欧州での自動車エアコンの普及率は約5割だが、需要が増加しており拡大余地が大きい。チェコは、欧州自動車産業の中心地であるドイツに近く、ロジスティクスの点でベストの

位置にあり、さらに、主要納入先であるフォルクスワーゲンからチェコ進出の強い誘いがあった。同社は生産の中・東欧シフトを進めていて、91年からチェコの乗用車メーカーであるシュコダに資本参加しており、当時からチェコの工業力を高く評価していた。

また、クラドノ市は、市内の旧国営大手鉄鋼電炉メーカーの倒産による失業問題を抱え、外国メーカーの投資誘致に極めて積極的だった。当該倒産会社からの人材流出も期待できた。現在もワーカーの採用には苦労しない。プラハ市内から車で約40分という点も駐在員のために良かった。

(2) 工場の建設や操業に際して直面した問題

工場用地は市が工業団地に指定した地域の民有地を個人から1平方メートル当たり500コルナ(1コルナ=約3.23円)で取得した。電気・水道・ガスなどのインフラは市が整備した。「アルミニウム」というイメージから、環境への影響を危惧する住民の反対が強かったが、工場稼働後は、住民のイメージは一変した。一方で、欠勤率が高い点にも悩まされた。医者 の 証 明 書 が あ れ ば 国 から 最 大 9 割 程 度 の 休 業 補 償 が あ る た め、一 般 に 病 休 が 長 い。そ こ で、給 与 に 欠 勤 状 況 と 連 動 す る イ ン セ ン テ ィ ブ 制 を 導 入 し た こ と に よ り、欠 勤 率 は 当 初 の 12% から 現 在 8% ま で 低 下 し た。

(3) チェコのビジネス環境についての評価

チェコではワーカーの能力が高いが、ヘッドハンティングですぐに転職してしまうということは少ない。そのため、エンジニアでも事務管理部門でも一流の人間を継続的に雇用できる。このため、現地のワーカーに中間的な管理を任せられることができるという点が何より良い。生産現場のワーカーの技能習得も早く、技術者の基礎レベルは日本より高いかもしれない。チェコでは組合問題がないという点も利点として大きい。また、チェコの部品

メーカーのレベルはかなり高い。通関手続は基本的に即日処理され、外国との資金移動に関する制限もない。総体的に見た場合、生産コストはタイより低いのではないかとと思われる。タイではほとんどの部品を日本から持ち込まなければならない。

一方、問題点としては前述の欠勤率のほかに、労働者1人当たりの生産性が低いのも問題だ。米国工場と比較して約50%低い。もっとも米工場も初めは低かった。労働者保護の規制が多く、特に解雇は難しい。現在、クラドノ工業団地には当社の他に4社の外資メーカーが進出しており、マネージャークラスの獲得が以前ほど容易でなくなった。また、各種の行政規制にかかわるコストが大きい。規制が不透明であることに加え、EU加盟に向けた法改正が多い。国際基準の会計や財務に対応できる人材や会計法人は少ない。

(4) 事業拠点としての中・東欧の今後の展望

現在、中・東欧における一般工の賃金水準は西欧の7分の1程度だが、EU加盟後には長期的に上昇していくことは避けられないと考えている。従って、今のうちから生産性を高めていくことが重要な課題で将来、ロシア・CIS、中・東欧の市場が活性化すれば、欧州の東西をカバーすることを見込んでいる。欧州における生産拠点の東へのシフトは今後さらに本格化するだろう。中でもチェコは、道路をはじめとするインフラの整備状況や伝統に裏打ちされた工業の基礎、投資インセンティブの充実度といった点で中・東欧の中で一歩抜き出ている。また、伝統的に機械工業が優れており、自動車製造の歴史が長く、現在も高い技術水準を維持している。同国への外国投資のなかでも自動車部品メーカーの進出が特に目立っている。近い将来、当地での自動車産業の発展が見込まれるので、日本の中小サプライヤーが同国に進出してくることを期待している。

2. フォックスコン・チェコ

ジム・チャン社長

フォックスコン・チェコ社は2000年6月に、軍事・民事用のレーダーを製造していたHTT Tesla社の工場を破産手続により約270万ドルで買収し、同年8月からAppleの欧州向けiMacのOEM生産を開始した。チェコでの現在までの総投資額は約4千万ドル、今後3カ年で約5千万ドルの追加投資を予定している。

同社に100%出資している親会社は、台北に本社がある鴻海精密工業(Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.)で、74年にPCのキャビネットとコネクターのメーカーとして創業した。台湾・中国・米国・英国・チェコに製造拠点があり、海外での総雇用数約4万人のうちチェコでの従業員数は約1,000人である。工場はチェコ中央部、プラハの東約100キロメートルに位置するパルドヴィツェ市(人口16万人)にある。2000年末時点で月間約5万台製造しており、部品のほとんどを日本、米国、韓国、台湾、中国から輸入している。テレビなどに比べて関税が低いので、ローカルコンテンツの問題は大きくない。しかし、同社は2002年半ばから一部の部品をチェコで製造する方針である。

(1) 既存工場買収により早期操業開始を図る

投資形態としては、ブラウン・フィールドの方が操業開始までの時間を短縮できる。買収から3カ月で生産を開始できた。並行して新工場の建設も進めており、本年8月から稼働を予定している。新工場では大手メーカーのコンピュータのOEM生産を行うことになっているため、2002年半ばまでに新たに2,000人雇用する。周辺の失業率が高くないことに加えて、チェコ人は仕事のために転居することが少ないため労働者の確保に苦労している。新工場での生産は、徐々にではなく

一気にフル生産から始める計画でいる。この新工場では、稼働後半年間ほど台湾、米国、英国から約200人の指導員が駐在し、従業員を教育する予定である。

(2) チェコ進出の理由

欧州でのPC消費地は、ドイツ、英国、フランスが主体であり、次いでスペイン、スカンジナビアとなっている。ジャスト・イン・デリバリーのためにはロジスティクスが最も重要であり、チェコは西欧に最も近いうえに、輸送インフラの整備が進んでいる。例えば、ハンガリーに立地した場合、輸送に6時間多くかかり、この時間差はPCメーカーにとって痛い。また、チェコのビジネスコンディションの改善が進むと見込んだ。Hon Hai社では、チェコ工場を欧州での生産の主要拠点とする方針で、サプライヤーに対して欧州への進出を働きかけている。今後、通関手続の簡素化が進めば、チェコの立地上の利点はさらに際立ったものとなり、IT産業の拠点になると見込まれる。

(3) ビジネス環境についての評価

労働コストが低い。ワーカーは水準が高く、よく働く。反面、こちらから刺激を与えなくてはならない。病休などの欠勤率が高く、出勤率を欠勤状況と連動させるボーナスを導入することにより、現在では8%まで下がったが5%以下にすることが目標である。一般工で英語を話す者は少なく言葉の壁があるため、無料の英語レッスンを行っている。

チェコのサプライヤーは技術的には対応可能だが、ファイナンス面の問題により安定的な調達が難しく外国からの投資が必要である。

通関手続に時間がかかる点は大きな問題となっている。受注から製品の納品までの時間は3~5日でなければならないため、製品を輸出する際の通関手続をできる限り短縮する

.....

ことが極めて重要である。特に、部品輸入の際は各部品ごとに通関手続が必要であるため、手続の迅速化を強く望んでいる。近年、政府のディシジョン・メイキングが非常に良くなったが、それは行政の現場にまで及んでいない。

(畠山 悟)

ハンガリー - ブダペスト事務所 -

1. 三洋ハンガリー

飯田正信副社長

三洋電機は、5つのカンパニー(部門)を持っており、その1つのソフトエナジーカンパニーは電池の製造・販売を担当している。三洋ハンガリーは、ソフトエナジーカンパニーの100%出資の電池製造拠点として、ブダペストの北西30キロメートルに位置するドログ市に99年に設立、2000年9月に操業を開始した。資本金は850万ユーロ、従業員は830人(2001年7月時点)。携帯電話用の電池を月200~250万個生産している。

(1) 進出の契機について

チェコとハンガリーには下請けがあったこともあり、英国に次ぐ欧州第2の製造拠点として中・東欧への進出を以前から考えていた。ハンガリー進出の最大の契機は、同社製品の最大の納入先であるノキアがハンガリーに携帯電話の工場を設立したためである。ハンガリーに進出するまでは、ビデオトロンに電池の生産を委託していた。

(2) ハンガリー市場について

同社の主力製品で、欧州において45%のシェアを占めている小型2次電池は、2000年に携帯電話が爆発的に売れた反動で、2001年の販売額は前年比で減少している。しかし、将来的には大きく伸びると予想している。

(3) 投資環境について

ハンガリーに進出したことのメリットとしては、労働コストが安価である点が挙げられる。また、労働者が勤勉であり、3シフトへの対応が可能であることを評価している。また、欧州の中欧に位置するロケーションはロジスティクス面で有利である。冬でもそれほど寒くない気候は、駐在員にとって魅力的である。

一方で、投資優遇制度に対して不満を抱いている。現行の制度では、法人税の減免は投資額が100億フォリント以上という高額なものでなければ認められない。また、制度の変更が頻繁で、当初は支給される予定だった設備投資に対する補助金が支給されなかった。

今後、ハンガリーのEU加盟交渉が進展するにしたいが、諸制度がEU基準に統一され、ビジネス環境が整備されることが見込まれる。

(菱木 勤治)

ポーランド - ワルシャワ事務所 -

1. YKKポーランド

本田孝一社長

ファスナー世界最大手のYKKは、96年12月に現地法人YKK POLAND Sp.zo.o.を資本金100万ドルで設立した。その後、2001年5月の工場稼動に伴い、現在では資本金を850万ドルに増資している。

同社の従業員数は現在約40人であるが、2001年末には60人程度に、そして最終的には100人程度にまで増員する予定である。また、工場の順調な立ち上がりと同調な販売により、2001年の売上高は前年比50%増の1,800万ズロチを目標としている。

(1) ポーランド市場について

ポーランドのファスナー市場は、経済発展

に伴う衣料品販売の成長により年々拡大している。

同社は、世界水準の高品質商品を高サービスで販売することを基本方針としており、現在ポーランドで最大の市場となっている低価格帯分野とは一線を画している。

ポーランド市場における同社の市場占有率は現在13%であり、輸入品（シェア25%）、地場製品（シェア62%）と激しい販売競争を繰り広げている。主な外資系競争相手としては、ドイツのオプティ社やフィンランドのサルミ社などがある。

（2）進出のメリットと問題点について

ポーランドの労働コストは、西欧の5分の1程度であり、労働力の質も高いことから、同社をはじめ多くの日系企業が満足している。また、ポーランドの失業率は全国平均で16%に迫るなど、近年悪化してきていることから、雇用者側に極めて有利な状況となっている。

労働者の欠勤率は、西欧諸国と比較しても低くなっているが、同社では誰が欠勤しても生産に影響を及ぼさない柔軟な生産体制を構築する目的で、すべての従業員に対し多種多様な役割を果たせるようトレーニングを行っている。

ポーランドは高速道路を含む道路インフラの整備が遅れているが、同社は将来を見据えて、建設が予定されている2つの主要な高速道路が交差するムシチョヌフに工場を設立した。

（3）EU加盟が与える影響について

ファスナーの主要ユーザーはファッション業界である。ファッション業界は流行に大きく左右されるビジネスであることから、ファスナー業界では、在庫を多数抱えることは好ましくない。したがって、多種多様な注文に素早く応じられるようユーザーに近い

ところで生産することがビジネスの基本となっている。

同社の生産する商品の大部分は、ポーランド国内市場向けであり、EU加盟後、国内市場が大きく成長することで、衣類、鞆などの販売が増加し、結果として同社の売上が増加することが期待されている。

同社にとってポーランドのEU加盟がもたらすメリットは、EU諸国との国境が実質的になくなることにより、物流が簡素化することである。ポーランドでは、通関に多大な時間を有する場合があるなど、多くの企業は通関手続の煩雑さに不満を抱いており、EU加盟による改善が期待されている。

2 . SCA

マイケル・ペダーソン社長

欧州の衛生製品市場で主要な地位を占めるSCA社は、1929年にスウェーデンで設立された北欧を代表する企業である。

同社は、社業の発展にあわせ海外進出を加速し、現在では世界40カ国に従業員3万8,000人を抱える多国籍企業となっている。

同社のビジネスの柱は、包装資材、衛生製品（トイレトペーパー、おしめ、生理用品など）、森林製品（パルプやベニヤ板）の3分野からなっており、2000年のグループ全体の売上高は670億クローネ（約63億ドル）となっている。

（1）ポーランド市場への進出について

89年の共産党政権崩壊後、多くの外国企業が人口3,900万人を抱えるポーランド市場に進出し始めた。SCA社のポーランド進出は、同社がバルト海を挟んだ隣国スウェーデンの企業ということもあり、他の西欧企業よりも早い91年に地場企業とのジョイントベンチャーという形でスタートした。その後、社業の発展に伴い、94年にジョイントベンチャー先企業を買収することにより、SCA Hygiene

.....

Products Sp.zo.o.が設立された。

現在、同社はポーランド国内に3つの工場と1つの倉庫を所有し、包装資材と衛生製品のビジネスを行っている。従業員数は、約400人であり、2000年の売上高は2億5,100万ズロチ(約6,000万ドル)だった。このうち、輸出は5,100万ズロチ(約1,200万ドル)であり、主に生理用品やおしめをフランス(70%)、ドイツ(15%)、オーストリア(15%)に輸出している。

(2) ポーランド市場について

ポーランドの衛生製品市場は、経済発展に伴い年々拡大している。しかし、この分野はFMCG市場(Fast Moving Consumer Goods=価格低下が著しい商品市場)と呼ばれており、P&Gやキンバリー・クラーク、ジョンソン&ジョンソンといった多国籍企業と激しい競争が繰り広げられている市場でもある。

ポーランドにおけるトイレトペーパーとティッシュペーパーの1人当たり消費量は西欧の5分の1程度であり、今後、大きな伸びが期待されている。特に、85%を占める一般層の消費量増加に対する期待が強い。

(3) インフラについて

衛生製品は、一般に価格の割に体積があることから、製品価格に占める輸送費の割合が大きくなるのが特徴である。従って、輸送コストの削減は収益を左右する大きな要素の一つとなっている。

しかし、現在ポーランドでは高速道路網がほとんど整備されていないことから、輸送効率が極めて悪く、製品価格に占める輸送費の割合は、西欧諸国におけるそれを上回っている。

また、ポーランドでは、西欧と比較して地方におけるスーパーマーケットの展開が遅れており、多くの個人商店が存在するなど小売業の集約化が進展していない。このことも輸送コストを上昇させる原因の一つともなっている。

しかし、ポーランドはEU加盟に向け高速道路網の整備を加速させており、今後この問題は大幅に改善されるだろう。また、EU加盟に伴い更なる経済発展が予想されることから、ポーランド人が買い求める衛生製品も質・量ともに上方にシフトするものと考えられる。

(佐野 浩)

西欧からの拠点移転が進む エレクトロニクス産業 (ハンガリー)

ブダペスト事務所

ハンガリーのエレクトロニクス産業は、同国経済発展の原動力となっている輸出産業のひとつである。

同産業は、体制転換以降、外資による民営化とグリーンフィールド投資が順調に行われてきた。主要輸出先である欧州経済の減速が懸念されるものの、EU加盟を間近に控え、外国企業は、コスト面などでのメリットを求め西欧から生産拠点を移すなど、同国への投資は引き続き順調に推移するものと予想される。

本レポートでは、ハンガリーのエレクトロニクス産業の歴史や主要欧米企業の活動について報告する。

1. エレクトロニクス産業の略史

ハンガリーのエレクトロニクス産業の歴史は、1930年代まで遡ることができる。当時、既にオリオン（Orion）社は高品質ラジオを世界中に輸出し、ガンツ（Ganz）社の電車車両は遠くアルゼンチンやエジプトへも輸出されていた。また、ツングスラム（Tungslam）社は、照明機器の生産規模や欧州市場におけるシェアのみならず、研究開発力でも優れた企業として国内外で有名であった。

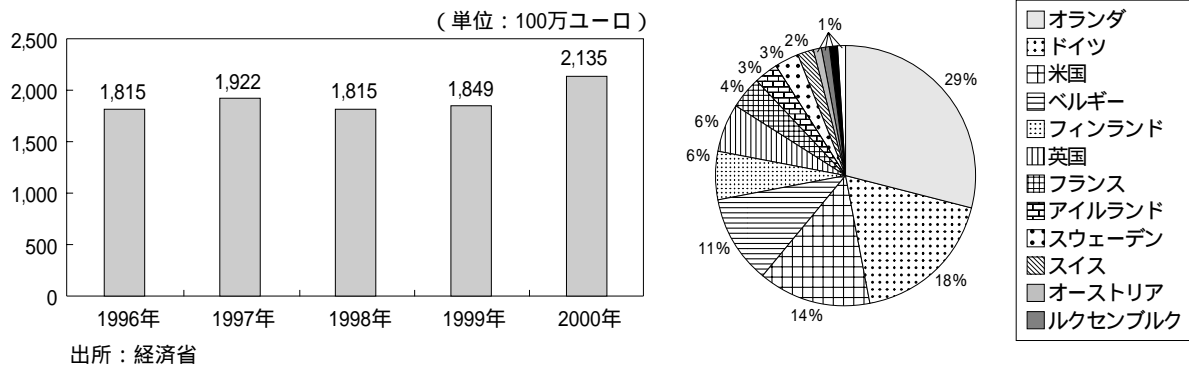
第二次大戦後、社会主義時代に入ると、水平分業体制の中でコメコン諸国向けにテレビ、冷蔵庫などの完成品を生産、供給する役割が与えられた。テレビは、ビデオトン・ホールディング（Videoton Holding）社およびオリオン社、冷蔵庫はレヘル（Lehel）社、洗濯機はハイドゥ（Hajdu）社が生産を行った。同一

企業内で部品も生産され、巨大な国営企業が川上から川下までの一貫生産を行っていた。

68年以降、他のコメコン諸国に先駆け、経済を部分的に自由化したことを受け、70年代以降農業協同組合による国営工場の生産下請けのほか、企業内での労働共同体の従業員により設立された別の共同体が、正規の業務シフト終了後、勤務先の資材や設備を使い、生産を請け負う動きが拡大した。これらの組織は90年以降に私企業化し、中小企業として産業の裾野を形成した。

89年の体制転換以降、市場経済の中で競争力の弱さが露呈した同国企業の多くは、自国のみならず旧コメコン諸国でも、西側のブランド製品やアジア製品に市場を奪われることになった。巨大国営企業は次々に分社化された後、民間企業へと売却された。旧経営陣、従業員による買収も行われたが、その後で価

図1 ハンガリーの対内直接投資額の推移（フロー）と国別構成比（2000年）



値があると思われた企業の多くは、さらに外資系企業により買収された。こうして、巨大企業が解体されるなか、70年代から活動を続けてきた労働共同体が多数の中小企業を形成した。

体制転換直後、欧米の多国籍企業が積極的に投資活動を展開した。90年に照明機器製造のツングラム社を買収したゼネラル・エレクトリック(GE)社、91年に電話・交換機製造のテルタ(Terta)社を買収したシーメンス(Siemens)社、91年に冷蔵庫製造のレヘル社を子会社化したエレクトロラックス(Electrolux)社、さらに韓国の三星(Samsung)社は、オリオン社とテレビ工場を合併で設立した(後に清算)。また、大企業だけではなく欧米中堅企業、特にドイツ系の部品メーカーによる企業買収も活発化した。

一方で、90年代半ば以降、労働力のコストパフォーマンスの高さ、EU市場へのアクセス、政治的安定などを高く評価した外資系企業(フィリップス、ノキア、IBM、TDK、ソニーなど)によるグリーンフィールド投資も本格化した。

90年代終盤から急速にその影響力を拡大しているのが、EMS(エレクトロニクス・マニファクチャリング・サービス)企業群で、現在国内には同産業の主要上位企業のほとんどが拠点を有している。最も積極的に投資を行っているのはフレクストロニクス(Flextronix)社であり、その他に、ナットスティー(Natsteel)社、ジャビル(Jabil)社、SCI社、JIT社、エルコテック(Elcoteq)社などが、携

帯電話を中心にインクジェットプリンター、PC周辺機器、ゲーム機など多様な製品を受託生産している。当国ローカル企業の中にも追随する動きが出てきており、例えば、90年代初頭から自社ブランド品の生産を打ち切り、主にOEM生産で業績を拡大してきたビデオトン・ホールディングも受注を積極化させようとしている。

2. エレクトロニクス産業の現状

製造業全体に占めるエレクトロニクス産業の割合は、総生産の27.2%、輸出において39.8%を占め、ハンガリーにおいて極めて重要な産業であることがわかる。総生産で前年比54%増、輸出で同57%増と、相対的に他産業よりも高いことから、EU市場向けに順調に事業が拡大していることが読み取れ、まさに経済の牽引役となっているといえよう。

中央統計局によると、99年末時点でエレクトロニクス産業に属する企業数は約7,900社であるが、これはハンガリーで登記されている企業総数の1%弱に過ぎない(ただし、休眠会社が多くあるといわれている)(表2参照)。また、そのうち従業員数が50人以上の企業数は270社(3.4%)であり、圧倒的に中小・零細企業が多いことがわかる。ハンガリーのもう一つの主要産業である自動車関連産業と比較すると、企業数は自動車産業に比べ8倍あるものの、中小・零細企業が多い産業であることがわかる。

さらに、多くの外資系企業が最低数百万ドル単位で投資を行い、数百から数千人規模で

表1 ハンガリーのエレクトロニクス産業の現状(2000年)

(単位:10億フォリント)

	総生産	前年比 伸び率 (%)	国内販売	前年比 伸び率 (%)	輸出	前年比 伸び率 (%)	投資
エレクトロニクス産業	2,869	154	390	143	2,447	157	142
機械産業	4,928	-	707	-	4,185	-	260
製造業	10,538	121	4,305	111	6,151	128	593
全産業	11,574	118	5,310	108	6,179	128	-

出所:経済省、KSH(中央統計局)

表2 従業員数別社数構成

(単位:%)

	10人未満	10人以上	50人以上	250人以上	全社数(社)
エレクトロニクス産業	91.1	5.5	2.2	1.2	7,932
自動車関連産業	80.6	9.8	5.0	4.6	1,010
全産業	96.4	2.9	0.6	0.1	802,215

出所:KSH(中央統計局)

生産を行っているのに対して、ローカル企業の多くは中小・零細企業の規模となっている。これは前述のとおり、過去の歴史的経緯が大きく影響している。

3. 主要エレクトロニクス企業の活動

表3は99年のハンガリー企業の売上高ランキングから、製造業のみを抜粋したものである(1位のモル社(MOL、ハンガリー石油ガス会社)は企業規模を比較しやすいように参考として表記)。ここで注目すべき点は、第1に純粋な意味でのハンガリー企業は、63位のビデオトン・ホールディング(Videoton Holding)が最高で、上位は外資系企業により占められている点である。第2は上位企業のエレクトロニクス製品の品目が多岐にわたっていることである。例えば、エレクトロニクス業界で最大の売上高であるIBMは、HDD(ハードディスクドライブ)、フィリップスは家電から電子デバイスまで、GEは照明機器、フレクストロニクスは携帯電話やプリンター、シーメンスは電話交換機器など通信機器、エレクトロラックスは冷蔵庫と掃除機、ノキア(NOKIA)はPC向けモニター、三星はテレビ、VCR、電子レンジといった具

合である。この表には出てこないが、日系メーカーもVTR、DVDプレーヤー、カーオーディオ、コンデンサー、携帯向けのバッテリーなど製造アイテムは、幅広い。

主要企業の概要は次のとおりである。

IBM Storage Products Ltd.

IBM Deutschland GmbHの100%子会社として95年に設立。最新鋭の製造設備を有し、大容量ハードディスクドライブを年間100万個以上生産し、そのほとんどを欧州へ輸出している。ラップトップ向けの2.6インチHDDの生産も始まっている。工場はIBMの要求を受け入れる形で、ビデオトン・ホールディングが2,300万ドル投資して建設し、IBMが賃貸契約を結んでいる。生産能力を増強するために、IBMおよびビデオトン・ホールディング双方合わせて6,000万ドルの追加投資が行われたため、将来的には生産能力は300万個まで増加する。

フィリップス(Philips)グループ

オランダに本社を持つRoyal Philips Electronicsの子会社である。ハンガリー国内には17の関連会社が存在し、CD-RWユニット、DVDレコーダー、テレビ、VCR、照明

表3 ハンガリー企業売上高の上位企業リスト(99年/製造業)

売上順位	企業名	生産品目	売上<100万フォリント> (前年比伸び率、%)
1	MOL	石油・ガス	748,521 (16.4)
2	AUDI(H)	自動車、エンジン	720,854 (49.3)
3	IBM*	ハードディスクドライブ	529,274 (38.0)
4	Philips*	電機・電子	391,422 (35.7)
13	GE Lighting Tungsram*	照明機器	122,694 (34.3)
14	Flextronix*	EMS	110,632 (100.2)
18	Suzuki	自動車	91,614 (5.1)
35	Siemens*	電機・電子	69,167 (-)
40	Visteon	自動車部品	64,499 (51.8)
44	Electrolux-Lehel*	冷蔵庫	61,837 (36.1)
52	Nokia Monitor*	モニター	52,109 (17.8)
53	Samsung*	家電製品	52,011 (53.4)
61	RABA	トラック・バス	47,148 (13.5)
63	Videoton Holding*	電機・電子	45,422 (31.9)

(注) *印はエレクトロニクス関連企業
出所: Adatbanya / Figyelo

機器、電子部品、半導体、医療および産業用電機機器、家電製品などを生産販売する。99年末までに1億3,400万ドルの直接投資を行い、99年の業績に基づけば、グループ全体で国内第3位の輸出額(13億4,000万ドル/ちなみに国内販売額は約1億4,000万ドル)同5位の売上規模を誇る。グループ全体では9,500人を雇用している。グループ各社の中で最大規模の関連企業は、テレビ・VCR、PCモニター、カーステレオ機構部品を生産している。また、ハンガリーの南西部に位置するカポシュバルではビデオトン・ホールディングの関連会社との合併で、電気剃刀、バリカンの生産も手がけている。さらに95年からオーストリア国境に面したゾンバトハイ保税地域でPC向けカラーモニターの組み立て生産を開始し、初年度年間80万台だった生産台数が99年には160万台まで増加し、全て輸出している。97年のグループ全体でのリストラの後で、セーケシュフェールパール(ハンガリー中西部)の生産会社は、欧州で唯一のVCRおよびVCR一体型のテレビの生産拠点となった。ジョールにある光ピックアップユニット、PC向け情報記憶ユニット、カーステレオ向け機構部品の生産会社は、グループ内の国際的な製造、管理センターにもなっている。この他にも照明機器、半導体、

通信・医療システム、産業用電機、家電製品などの幅広い事業分野を有す。

GE Lighting Hungary

(99年までの旧社名はGE Lighting Tungsram)

米国に本拠を有するGE(ゼネラル・エレクトリック)社の100%子会社である。90年欧州での照明機器メーカーとして高い知名度を誇っていたツングスラムを買収したのが、GEの中欧での大型買収の第一歩となった。そもそもGEとツングスラムとの関係は、1924年に両社が研究開発に関する覚書を結んだところから始まっている。現在、同社は住宅、乗り物、街路、商業用施設や工場などのあらゆる場所で使用される軽量電球を生産している。その一方で、照明に関する発明・開発拠点ともなっている。また、欧州全体をカバーする同社のカスタマー・センターとしての役割も担っている。現在、国内に8つの工場を有し、欧州・中東・アフリカ市場への主要な生産拠点となっている。買収以降、99年末までに9億ドル強の投資が行われている。社員数は約1万1,000人、製品の95%は輸出されている。

なお、GE Lighting Hungary以外にもGEは4つの製造部門の、Power Controls(産業システム)、Engine Services(航空機エンジ

ン)、Power Systems (発電機)、Medical System (医療)が進出し、GE Capitalを通じて銀行業務も行っている。産業システム部門は、98年にハンガリー北東部のウズドに2,700万ドルをかけ工場を建設し、99年からサーキット・ブレイカーや産業用の電子機器を生産し、90%以上を輸出している。従業員数は1,000人弱である。航空機エンジン部門は99年にベレシェージハース(ブダペスト北部)に1,500万ドルで工場を建設し、60人体制でエンジン部品の修理を行っている。また同じベレシェージハースにパワーシステム部門の工場もあり、1億ドルの投資により欧米市場向けにガスタービンの生産組み立てを行うことになっている。本格稼働は2001年で従業員数は500人になる予定。医療部門は、2000年にハンガリーの医療機器メーカー、メディコル(Medicor)社を買収し、同社の技術や経験を活用して最新技術である放射線透視診断イメージングを開発しながら、ソフトウェア・エンジニアリングの中心にしていく予定である。

フレクストロニクス (Flextronix)

シンガポール系で、世界有数のEMS企業である。最近ではエリクソン(Ericsson)社の携帯電話の生産を一括受注し、さらにマイクロソフトがソニー、任天堂に対抗して開発、発売したゲーム機(X-box)の生産を受注したことで知られる。現在ハンガリー国内にシャルパール(ハンガリー西部)、タブ(中西部)、ザラエゲルセーグ(西部)の3カ所に生産拠点を持つ。部品の現地調達にも積極的に取り組んでおり、99年にはサラエゲルセーグに6,000万ドルの投資を行って、工業団地を自ら開発し、インフラ整備を進めた上で、自社の部品サプライヤーを招致している。99年末時点で、3工場の合計で5,600人の従業員を雇用している。加えて、失業率が高い東部地域への投資も活発化させており、ニー

レジハーザ(ハンガリー北東部)の工業団地に7,500万ドルの投資を行い、将来的には第4の拠点として3,000人が働くことになる。2000年の売上高は5億ドルを超えた模様。

シーメンス (Siemens)

ドイツのSIEMENS AGの100%子会社である地域統括会社の下に11社と、91年に国営通信機器メーカーであったテルタ社を買収したSIEMENS Telefongyar(ハンガリー語で電話工場の意)とSIEMENS Investmentからグループを構成している。SIEMENS Telefongyarは、資本金10億フォリントで、EWSD電話交換機の開発製造、文字・データ転送機器の製造、通信ネットワーク・ケーブルの施設事業を行っている。最近では光ファイバー機器のみならず、SDHおよびISDNシステムも生産している。国内最大のハンガリーテレコム(MATAV)社をはじめとする通信業者にネットワーク機器および電話交換機を納入するだけでなく、ハンガリー石油・ガス会社(MOL)やハンガリー電力会社(MVM)、国鉄(MAV)へもシステムを納入している。92年のシーメンスによる300万ドルの投資によりデジタルEWSD交換機製造の設備が設置され、年間20万回線の需要を賄うことが可能となっている。さらに、デジタルEWSD交換機の周辺機器の製造も手がけている。

またシーメンスと松下の合弁会社エプコス(Epcos)のハンガリー子会社がソンバトヘイにあり、ここではセラミックチップ、セラミックマイクロ波部品を製造し、全世界へ輸出している。99年の売上は1,600万ドルであった。この他にも、発電・送電機器、医療機器、通信ネットワークシステムなど、事業分野は多岐にわたっている。

エレクトロラックス - レヘル

(Electrolux-Lehel Hutogepgyar)

旧体制下で家庭用・業務用冷蔵庫製造の巨

.....

大企業であったレヘルを、91年にスウェーデンのエレクトロラックス・グループのイタリア法人であるザヌシ（Zanussi）社が買収し、今日に至る。すでに70年代からボッシュ（BOSCH）社など有力外国メーカーとライセンスを結び生産していたため、技術水準は比較的高かったといわれる。同社はハンガリー北東部のヤースペリーニに位置し、3,600人の従業員が働き、現在、エレクトロラックス・グループの中で中欧最大の家電生産拠点になっている。冷蔵庫はエレクトロラックスおよびザヌシブランドで販売されている。また、97年より掃除機の生産もはじまっている。製品の80%は輸出向けである。

ノキア（NOKIA）

フィンランドの通信機器メーカー・ノキアのハンガリー法人の100%子会社として、ハンガリー南部のペーチに95年に設立された。そこで、15～19インチのPCモニターを製造し、全てを欧米向けに輸出、売上は98年に440億フォリント、99年は530億フォリントと順調に伸びていた。しかし、中核的な事業ではなくなったPCモニター事業がリストラの対象となり、2000年初頭に、同じフィンランドのEMSであるエルコテックに売却された。

なお同社はコマーロム（ハンガリー北西部）で携帯電話の生産を続ける一方、ブダペストとデブレツェンに大規模な研究開発センターを設置し、ハンガリーを生産基地としてよりも研究開発の拠点として利用する方向に軸足を移しつつある。

ちなみに、同社のモニター工場を買収したエルコテックは、フィンランドを本拠に、エストニアやロシアにも受託生産工場を有する欧州のEMSの代表格である。グループ全体での売上は2億ドルといわれる。97年末にペーチの別の場所に既に受託生産工場を設置し、家庭電化製品や通信機器メーカー向けに電子部品を生産していたが、2000年に3,000

万ドルでノキア工場を買収した。

三星（Samsung）

サムスン電子の現地法人は、当初オリオンとテレビ生産の合併企業として89年に設立された。その後、合併は解消され、韓国資本100%になっている。98年の売上は、前年の倍増の1億3,600万ドルに達した。これには97年に1,000万ドルの追加投資を行い、ヤースフェニサル（ブダペスト東部）の工場を拡張したことが大きな要因となった。年間の生産台数は100万台。全体の90%を輸出する一方で、ハンガリー国内では19.4%のシェアをとっている。また、テレビに続いて、電子レンジ、液晶ディスプレイ付カメラ、VCR、携帯電話の生産も開始しており、電子レンジの国内市場シェアは22.7%で1位となっている。

ビデオトン・ホールディング

（Videoton Holding）

過去30年間にわたり、同社はハンガリーを代表するエレクトロニクスメーカーであった。コンピューターおよび同部品、テレビ、ラジオ、カセットプレーヤー、軍事機器に至るまで幅広い生産を行い、コメコン市場へと輸出していた。しかし、体制転換後の市場経済下で急速に市場を失い、90年初頭に民営化されたと同時に、契約製造業者へと戦略を転換した。以後、売上は年間20%の割合で増加し、現在、ハンガリー国内に9工場（計36万平方メートル）を有し、1万5,000人の従業員を抱えるまでになっている。現在30以上の契約を多国籍企業（その多くは日、米系）と結び、リレー、コイルなどの電子デバイス、自動車向けの制御基盤、家庭用娯楽機器、各種プラスチック・メタル部品などを生産している。

4．部品産業

長い歴史を有しているにもかかわらず、エレクトロニクス産業を支える裾野産業の国際

図2 ハンガリーのエレクトロニクス部品メーカーの相対比較 (ジェットロ・ブダベスト作成)

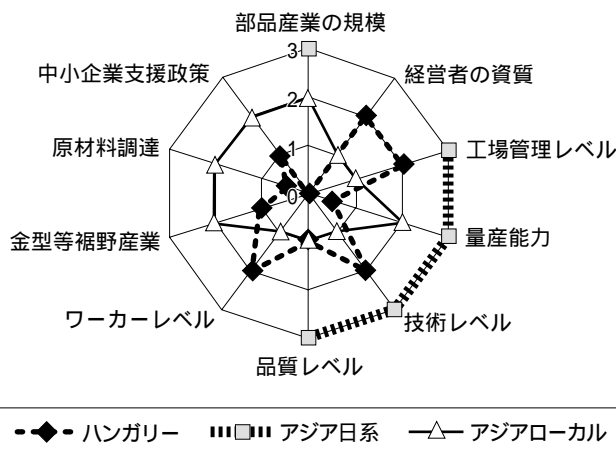


表4 ハンガリーで調達可能な部品(ジェットロ・ブダベスト作成)

国内生産品	機構(メカ系)部品/外装(フロント・リアパネル/ベゼル、バックケース)/板金プレス ヒートシンク/金型/アルミダイキャスト/アルミ/ダンボール/クッション (カスタムエレクトロニクス)/ハーネス・コネクタ/PCB(片面、両面、多層)/トランス スピーカー/フェライト関連/インダクター/メカデッキ/電源ユニット(マウント外注)
輸入部品	挽物/螺子/スプリング/表面処理鋼板/プラスチック材料 (汎用エレクトロニクス)抵抗/インダクター/コンデンサー/トランジスタ/ダイオード クリスタル/チューナー/モジュレータ/フライバックトランス/DY

競争力は十分とはいえない。コスト、品質、納期管理の点で取引の対象になりうる企業数が少ない。組立メーカーの輸出の増加に伴い、アジアからの部品輸入も増加しているのが実態である。しかし最近では、外資系の部品メーカーの進出も増加してきており、徐々に状況は変化しつつある。なお、地元企業からの品目別部品調達状況は、特に外装部品などの機構部品類の現地調達が進む一方、エレクトロニクス部品のほとんどを輸入に頼っている。ちなみに99年末時点での弊社派遣のエレクトロニクス専門家によるハンガリーの部品メーカーの評価は図2のとおりである。

全体的にいえることは、ローカル企業の経営者の資質については評価が高く、個人技術レベルも高いということである。また、アジアと比べ産業の歴史が長いため、製造現場にも経験者が多いのも事実である。その一方で、

ローカル企業に部品生産に関する技術は過去からあったものの、多国籍企業が求める水準には達しておらず、組立主体で過去10年間、成長してきたため、部品産業自体の技術的、経営的成長はこれからであるといえる。

また、アジアと比べ、エレクトロニクス部品の調達が種類と量の点で難しい。表4の「ハンガリーで調達可能な部品」にあるように、ハーネス・コネクタ、片面・両面PCB (Printed Circuit Board)、多層PCB、トランス、フェライト関連、各種インダクターの一部は調達可能になってきているが、メカ部品に比べ、電機・電子関連部品の製造業者が少ない。その一方で、フロント・リアパネル、ベゼル、バックケースといった外装部品、板金プレス、金型に関しては、国内でもある程度のものが調達できる。

(本田 雅英)



西 欧

EU

EUROPEAN UNION

< 8 月 >

- 1日▶ユーロ圏の銀行手数料の国内外格差を解消するため、国境を越えた取引手数料を強制的に引き下げる特別法令制定。送金、小切手、カード、現金自動預払機を通じた全取引を対象に、2002年1月から実施予定。民間企業の「販売価格」に介入する極めて異例の措置。
- 2日▶欧州委、東欧諸国の加盟をにらみ、2,400人のスタッフ（通訳、資料作成スタッフなど）増員に着手するほか、ブリュッセルに新たな事務所設置や小学校の建設計画を発表。行政組織を大幅に拡充する計画に着手。
- 4日▶欧州委、郵便事業の自由化促進のため、EU加盟国や郵便事業者に対し、法的措置を含めた早急な対応を要請。ベルギーなどに対しては監視機関の設立を求めて提訴する準備に入り、ドイツポストには罰金支払を命令。郵便事業は自由化が遅れており、EU主導で各国市場にメス。
- 25日▶欧州委、遺伝子組み替え作物（GMO）を原料とした食品や飼料の表示義務を

強化する法案を発表。組替えられた遺伝子（DNA）やその遺伝子が作り出すタンパク質が加工工程中、除去・分解されて検出できない植物油、調味料にも義務を拡大。

< 9 月 >

- 6日▶欧州委、加工食品の完全な成分表示を義務付ける新法案を発表。
- 8日▶ラミー欧州委委員（通商担当）、ブリュッセルを訪問した武部農相と会談。日本の水産物の輸入割当制度撤廃を要求。
- 8日▶欧州委、2010年の域内総エネルギー消費のうち、12%を水力、風力、太陽発電など再生可能なエネルギーでまかなうことを目指した新法案を採択。
- 10日▶ソルベス欧州委委員、EUの2001年の実質GDP成長率は2.0%かそれ以下に鈍化するとの見通しを明らかに。
- 10日▶EU非公式一般問題理事会開催。マケドニアの安定を維持するためNATO主体の国際治安部隊を駐留させることが必要との立場で基本合意。
- 11日▶パッテン欧州委委員、ブリュッセルでハラジ・イラン外相、ソラナ外交・安保上級代表らと会談。包括的な協力協定調印に向けた協議開始について合

Chronology

- 意。イラン高官のEU訪問は1979年のイスラム革命以来初。
- 12日▶プロディ欧州委委員長、米国同時多発テロについて米政府と国民への連帯を表明、支援のためにあらゆる努力を惜しまないとの声明発表。
- 13日▶北大西洋条約機構（NATO）、米国同時多発テロが外部から米国への武力攻撃と判明した場合、米国政府の要請を受けて設立条約第5条（集団自衛権）を発動し、必要な支援を行うことを決定。
- 13日▶ECB、臨時買いオペ実施で405億ユーロ（約4兆4,000億円）の資金を金融市場に供給。米国同時多発テロに伴う金融市場の混乱回避を狙った国際協調の一環。
- 17日▶ECB、創立以来初の臨時政策理事会を開催。主要政策金利である短期オペ最低入札金利を4.25%から0.5ポイント引き下げ、3.75%とすることを決定。
- 19日▶欧州委、国際テロの定義や罰則の共通化、容疑者引渡しの迅速化などを盛り込んだ法案を発表。
- 21日▶EU緊急首脳会議開催。米国の報復攻撃の正当性を認め、加盟国がそれぞれの能力に応じて攻撃に参加する用意があることを盛り込んだ総括文書を採択。
- 25日▶EU代表団、パキスタンを訪問。サッタール外相らとテロ対策のための国際協力態勢作りなどについて協議。代表団は議長国ベルギーのミシェル外相、ソラナ共通外交・安全保障政策上級代表、パッテン欧州委委員らで構成。パキスタン後、イラン、サウジアラビア、エジプトなどを歴訪。
- 25日▶欧州委、米国がアフガニスタンを攻撃した場合、パキスタンなど近隣諸国の難民対策のため緊急対策として400万ユーロを支援する旨発表。
- 27日▶EU議長国ベルギーのフェルホフスタ

ット首相とプロディ欧州委委員長、米国でブッシュ大統領と会談。米国の報復軍事行動は「正当である」とのEU側の認識を直接伝え、国際テロ撲滅への協力を確認。

英国

UNITED KINGDOM

<8月>

- 2日▶イングランド銀行（中銀）、主要政策金利を5.0%に引き下げ。

<9月>

- 6日▶中銀、主要政策金利を5.0%に据え置き。
- 10日▶ジョージ中銀総裁、世界経済減速の安定局面入り示す。2001年下半年には回復に向かうとの見通し。
- 12日▶英国産業連盟（CBI）、米国同時多発テロ事件が世界経済に重大な影響を与えたとの断定は時期尚早との見解。
- 13日▶野党保守党、ユーロ導入反対派のダンカン・スミス氏を新党首に選出。
- 18日▶中銀、金融政策委員会の特別会議を開催、主要政策金利を4.75%に引き下げ。
- 20日▶ブレア首相、ワシントンでブッシュ米大統領と会談。同首相は18日から中国やアフリカ各国首脳と協議、20日はシラク仏大統領とも会談。
- 23日▶中銀総裁、米国同時多発テロ事件の影響で英国の不況入り判断には時期尚早との見解。
- 24日▶金融サービス局（FSA）、保険会社の投資規制緩和。株売却抑制で株価下落に歯止め。
- 27日▶首相、同国経済の力強さは米国テロ事件以降、不変との見解。

フランス

FRENCH REPUBLIC

< 8 月 >

- 21日▶雇用・連帯省、週35時間労働制は小規模企業には負担が大きいと、残業の法定上限時間延長など例外的な運用を検討。具体的には、年間130時間に設定されている超過勤務の法定上限時間を180時間前後に引き上げる措置などを検討。
- 28日▶プジョー・シトロエン・グループ（PSA）トヨタ自動車との小型車共同生産計画をめぐり、ポーランド国内に工場を建設する意向をポーランド経済省に伝えた。年間30万台生産予定。

< 9 月 >

- 3日▶仏雇用・連帯省、英仏海峡に近い仏北部に不法移民の収容施設を建設する方針を発表。英国政府は犯罪者の流入を恐れ反発。
- 7日▶トリシェ中銀総裁、2001年の実質GDP成長率は2.3%との見通し発表。ユーロ圏経済については、米国景気減速の影響を、過剰に受け止めるべきではないとし、2001年の実質GDP成長率が2%前後に達することは可能と強調。
- 10日▶シラク大統領、ブーチン露大統領と電話会談。マケドニア情勢について協議。
- 11日▶INSEE、2001年第2四半期経済予測発表。実質GDP成長率は前期比で0.3%、前年同期比では2.3%。
- 12日▶ジョスパン首相、米国同時多発テロについて「非常な恐怖と悲しみを感じる」と発表。ベドリア外相とリシャル国防相は情報収集のための緊急会議を開催。また、エールフランス米国行き

全便の運航を見合わせる旨発表。

- 18日▶米仏首脳会議開催。仏大統領、米国と欧州各国がNATOの一員として協力して事態に対処することの重要性を強調。
- 18日▶2002年度（暦年）の予算案を決定。教育、治安、司法、環境部門を中心とした雇用確保が目玉。歳出規模は前年度比0.5%増の2660億ユーロに。ユーロによる予算案発表は初めて。減税については、投資促進を図るため、特に中小企業を中心とした法人税の軽減などを図る見込み。財政赤字については前年の320億ユーロから305億ユーロまで減少させる見込み。
- 23日▶上院（321議席、任期9年）の3分の1を改選する選挙実施。

ドイツ

FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY

< 8 月 >

- 3日▶シリー内相、移民に関する改正草案を公表。外国人滞在許可法と外国人労働法を初めてひとつの法律で規定。年内の成立を志向。
- 7日▶シャープニング国防相、ロシアのイワノフ国防相とサンクトペテルブルクで会談。軍事技術協力の強化で基本合意。
- 9日▶独バイエル（化学）脂質改善薬「バイコール」回収で大打撃。株価急落。
- 13日▶シュレーダー首相、ベルリン市内に残る「ベルリンの壁」跡で献花。壁構築から40周年。
- 13日▶首相、ポーランドとチェコと国境を接する東部ドイツ都市の歴訪開始。
- 15日▶首相、独ARD（放送局）のインタビューで2001年の実質GDP成長率を1.5~2.0%と予測。約2%の政府見通しからさらに下方修正。
- 15日▶連邦政府、都市再生に22億マルクの資金拠出を閣議決定。他のプログラムと

Chronology

- 合わせ、2002年から2009年で総額42億マルク超に。
- 15日▶首相、ポーランドのシチェチンでクワシニエフスキ大統領、プゼック首相と会談。ナチス時代の強制労働問題につき協議。首相、ポーランドの第一陣でのEU加盟に強い期待表明。
- 15日▶連邦政府、アウトバーンのトラック料金制度改定を閣議決定。最大積載量12トン以上のトラックが対象で、料金は走行距離に比例。2003年からの実施を目指す。
- 15日▶連邦政府、証券、保険、金融を一括して監督する金融サービス監視庁設立を閣議決定。
- 15日▶連邦政府、2010年までに2,300万トンの温室効果ガス排出削減を目指す温暖化対策を閣議決定。
- 20日▶フィッシャー外相、イスラエルでペレス外相と会談。イスラエルとパレスチナの衝突收拾をめぐり協議。
- 21日▶フィッシャー外相、パレスチナでアラファト議長と会談。
- 21日▶首相、チェコでゼマン首相と会談、EU加盟、テメリン原発問題について協議。
- 21日▶連邦大蔵省、特別資産への新減価償却率の導入時期を延期すると発表。当初は2002年1月からを予定。
- 23日▶連邦政府、連邦軍のマケドニア派遣を閣議決定。
- 27日▶キリスト教民主同盟（CDU）、経済政策案を発表。法人税率引き下げ、児童手当の引き上げ、規制緩和などが柱。12月の党大会で議論。
- 28日▶独フォルクスワーゲン（自動車、VW）と労働組合IGメタル、「5000×5000」と名付けられた新雇用制度で合意。雇用機会を広げる一方、賃金は抑制。首相が仲介に尽力。
- 31日▶アイヒェル蔵相、ファビウス仏蔵相と定期協議。安定成長協定の堅持で一致。
- < 9 月 >
- 4日▶ミュラー経済相、2001年の実質GDP成長率が「高くても1.5%」と発言。ただし、所得税減税の効果で、2002年前半の景気回復を予測。
- 4日▶連邦大蔵省、少数株主保護を目指す第4金融市場助成法を発表。投資家の権利拡大と上場企業の義務を強化。
- 5日▶連邦消費者保護・農業・食糧省、有機製品を示すマークを発表。EU指令に基づいたもので、有機製品には自由に貼付可能。ただし、基準に満たない商品に貼付した場合、罰金。
- 5日▶連邦政府、新設する公共施設や電車のバリアフリー化を義務付ける「障害者対等法案」を閣議決定。
- 5日▶連邦政府、「脱原発法案」を閣議決定。
- 7日▶VW、監査役会でピエヒ社長の後任にピシュツリーダー取締役を選出。就任は2002年4月。ピエヒ社長は監査役会会長に。
- 11日▶フランクフルト国際自動車ショーが開幕。
- 12日▶世界最大の工作機械見本市「EMO2001」、ハノーバーで開幕。
- 19日▶連邦議会、米国同時多発テロ事件に関して、米国軍事支援を支持する決議を賛成多数で可決。
- 19日▶連邦政府、包括的なテロ対策案を閣議決定。対策費はタバコ税の増税などで確保。
- 25日▶首相、ベルリンでプーチン露首相と会談。国際的なテロ組織撲滅のため世界的な連合が必要との見方で合意。
- 25日▶首相、ベルリンでエジプトのムバラク大統領と会談。中東和平の進展が必要

との認識で一致。

- 23日▶ハンブルク市議会選挙（州に相当）実施。市レベルでの連立与党・緑の党が大敗。治安対策を唱えた新党「法治国家の攻勢」が第3党に躍進。
- 26日▶IMF、ドイツの2001年経済成長率を4月予測の1.9%から0.8%に下方修正。2002年も2.6%から1.8%へ。
- 26日▶連邦政府と英国政府、アフガニスタン難民を救援するため、国際機関を通じた緊急援助をすることを明らかに。

イタリア

REPUBLIC OF ITALY

< 8 月 >

- 1日▶チャンピ大統領、ローマでパレスチナ自治政府のアラファト議長と会談。中東問題について協議。
- 2日▶政府、北部同盟のボッシ書記長（現制度改革相）が提案していた地方への権限付与強化法案に関する国民投票を10月7日に行うことを閣議決定。
- 28日▶ルッジェーロ外相、ガザでアラファト議長と会談。中東問題に関して、イスラエルとパレスチナ自治政府の仲介へ。
- 28日▶欧州委、フィアットの伊電力・化学大手モンテジソンの買収を承認。国内の電力市場に悪影響は与えないとの判断。

< 9 月 >

- 9日▶欧州委、伊ピレリリの伊オリベッティの買収に関して、買収計画承認の判断を9月17日から27日に延期したことを明らかに。
- 28日▶政府、実質GDP成長率見通しを下方修正。2001年2.4%から2.0%、2002年3.1%から2.3%。財政赤字の対GDP比は2001年約0.8%、2002年0.5%と予測。

オランダ

KINGDOM OF THE NETHERLANDS

< 8 月 >

- 14日▶クラウス殿下が入院。持病の腎臓病が悪化。
- 29日▶ヴィム・コック首相、2002年5月の総選挙の際には首相候補に出馬しない旨表明。
- 31日▶ハーグ地裁、ミロシェビッチ前ユーゴ大統領の拘置はオランダ国内法に違反しないと判決。

< 9 月 >

- 18日▶2002年度（暦年）予算案を発表。27億ユーロの黒字。福祉、教育を重視。
- 24日▶米国同時多発テロ事件におけるオランダ人の行方不明者は欧州で最多。

ベルギー

KINGDOM OF BELGIUM

< 8 月 >

- 31日▶ベルガコム、オランダKPNとの合併交渉が失敗に終わった旨発表。

< 9 月 >

- 13日▶サベナ航空、「成田 ブリュッセル便」廃止を決定。搭乗率は80%を超えていたが、座席の単価下落が止まらず、採算割れが続いていたため。10月27日が最終便となる見通し。

デンマーク

KINGDOM OF DENMARK

< 8 月 >

- 28日▶連立与党、2002年度予算案（暦年）を発表。2010年までに政府債務残高をGDP比25%以下に抑えるため、192億デンマーク・クローネの黒字予算。

Chronology

< 9 月 >

18日▶中銀、前日の欧州中央銀行(ECB)の利下げに追随、公定歩合を4.25%から3.75%に引き下げ。

アイルランド

IRELAND

< 8 月 >

23日▶雇用者団体IBEC、米国経済の低迷を受けてハイテク部門での失業増加、回復は2002年以降との見込みを明らかに。

< 9 月 >

2日～5日▶朱鎔基・中国首相、アイルランドを訪問。アハーン首相と人権問題やチベット問題などについての意見交換後、中国とアイルランドの相互理解が重要であるとし、両国間の貿易を毎年50%ずつ増大させたい旨表明。

20日▶首相、12月に提出される2002年予算について拡大予算となる可能性を否定。過去数カ月間の国内経済の成長鈍化を認めながらも、景気の後退局面に入ったとの見方に対しては議論の余地があると表明。

スペイン

SPAIN

< 8 月 >

13日▶国家統計庁が失業率を発表。前期比で0.46ポイント低下して12.97パーセントに。1980年代前半以来の低水準。

< 9 月 >

5日▶分離独立を求める過激派「バスク祖国と自由(ETA)」がユーロによる革命税の支払いを要求。ユーロへの統一を見据えて。

ポルトガル

PORTUGUESE REPUBLIC

< 8 月 >

2日▶テイシェイラ・ドゥアルテ社(建設)国内最大のセメント会社シンポールの政府保有株式(10%)すべてを買収。シンポールは完全民営化。

20日▶ポルトガル銀行協会によると、銀行業において外国資本が占める割合(資産ベース)は2000年に21%に達した(99年は9.1%)、うちスペイン資本が17.6%。

< 9 月 >

17日▶政府、再生可能エネルギーによる発電業者への補助金増額を発表。今後10年間で、電力の39%を二酸化炭素を排出しないエネルギー源から発電することが目標。

19日▶国連の発表によると、ポルトガルの98年から2000年の3年間の直接投資(FDI)受け入れ額は世界全体の65位。88年から90年の3年間では53位。

20日▶政府、経済的な理由による移民受け入れの上限人数を設定することを決定。2001年末までの受け入れ上限は20,000人。

ギリシャ

HELLENIC REPUBLIC

< 8 月 >

19日▶政府、アテネ五輪を機に大英博物館の所蔵品である「エルギン・マーブル」の返還を要求。英国政府は正当に購入したとして、返還を拒否。

オーストリア

REPUBLIC OF AUSTRIA

< 8 月 >

9日▶2000年11月に起きたケーブルカー火災事故の米国人遺族、独ティッセン・ク

ルップなど21社を相手に損害賠償訴訟を起こす旨発表。

- 21日▶クレディタンシュタルト銀行、ナチス政権下でのホロコーストをめぐる損害賠償で、総額4,000万ドルの基金創設などで和解したと発表。

< 9 月 >

- 6日▶ザルツブルク司法当局、2000年11月のケーブルカー火災事故について、油圧系統から漏れた油が原因との専門家報告を発表。

スウェーデン

KINGDOM OF SWEDEN

< 8 月 >

- 10日▶ペーション首相、EMU加盟は2005年の次期総選挙後になると言明。同加盟の国民投票実施の可否はEMU加盟国と同国経済の整合性、国家財政の状況、賃金の安定性をもとに判断する見通し。
- 13日▶「ストックホルム水シンポジウム」開催。国際機関の世界水会議やNGOから1,000人が参加、地球温暖化による気候変動と世界的な渇水、洪水との関係などを議論。
- 30日▶政府、スウェーデンの文学作品の輸出を促進するため、22万5,000スウェーデン・クローナの基金を設置。

< 9 月 >

- 2日～3日▶森山真弓法相、スウェーデンを訪問。法務大臣と司法制度や出入国管理、触法精神障害者の処遇について意見交換。
- 20日▶政府、2002年の予算案を発表。子供のいる家庭、学校、雇用創出、保健・介護サービスや高齢者への予算配分を増やし、平均的所得者や年金生活者の所得増大に配慮。実質GDP成長率は2000

年の前年比3.7%に対し、2001年では1.7%と落ち込むものの、2002年には2.4%に回復する見通しを表明。

フィンランド

REPUBLIC OF FINLAND

< 8 月 >

- 10日▶政府、2002年の予算案を発表。税収と雇用者側の社会保障負担減少により、財政黒字の対GDP比は2001年の4.4%から2.5%へと低下する見込み。不透明な経済情勢を受け、2001年の実質GDP成長率は前年比2.5%、2002年も2.5%と予測。

< 9 月 >

- 2日～3日▶プーチン露大統領、同国を訪問。ハロネン大統領と二国間関係のほか、バルト海沿岸地域の協力やEU拡大、欧州の安全保障体制構築などについて会談。
- 6日～8日▶片山総務相、同国を訪問。ITや通信事情について運輸通信相と意見交換。
- 21日▶蔵相、国税収入は当初見込みより450億マルカ減少する見通しを明らかに。世界経済の低迷が電子機器や林産業の輸出に大きな打撃を与え、労働者や企業からの税収が落ち込んだことが主な原因。
- 21日▶中央銀行は2001年の成長見通しを1.5%に下方修正。

スイス

SWISS CONFEDERATION

< 8 月 >

- 26日▶ネスレ、今年初めに発表した米ペットフード大手ラルストン・ピュリナの買収が年内に完了するとの見通しを表明。ラルストン買収が実現すれば、ペ

Chronology

ットフード市場で世界最大級に浮上。

< 9 月 >

24日▶スイス航空、機内食部門の従業員約3万人のうち少なくとも10%（約3,000人）を直ちに解雇する旨発表。米国同時多発テロ事件の影響が大きい北米地区の人員削減が中心。

ノルウェー

KINGDOM OF NORWAY

< 8 月 >

8日▶中銀、対中銀預金金利と対市中銀行翌

日物貸出金利の据え置き決定。

< 9 月 >

10日▶総選挙実施、与党・労働党が第1党の座を確保したが、得票率で前回97年の総選挙を大幅に下回ったほか、議席数では22議席減。1927年以来の歴史的な後退。

19日▶中銀、対中銀預金金利と対市中銀行翌日物貸出金利の据え置きを決定。

中・東欧

ポーランド

REPUBLIC OF POLAND

< 8 月 >

- 3日▶世銀、2002年までの石炭採掘部門の再編計画に対して1億ドルを融資。政府は同融資で解雇する炭鉱夫の新規雇用を促進。世銀の対ポーランド融資額は累計で50億ドル以上。
- 22日▶金融政策評議会（RPP）、金利引下げを発表。8月23日から主要政策金利を1ポイントずつ引き下げ、ロンバード（債券担保貸付）金利を年18.5%、再割引手形金利を年17%、短期市場金利を年14.5%に引き下げ。
- 28日▶独リアル・アルグス社、スタロヴァ・ヴォラ経済特区で自動車のアルミ製車輪リムの生産を開始。投資額は5,000万ズロチ、従業員は最終的に300人（初期段階70人）の見込み。
- 30日▶中央統計局が公表した2000年の商業統計調査によると、小売店数は前年比4.1%減の43万2,000店。しかし、スーパーマーケットなど大規模店（店舗面積400平方メートル以上）が前年比12%増加した結果、総売場面積は前年比9%増。総売上高は3,470億ズロチ。

< 9 月 >

- 3日▶ポーランド石油ガス採掘公社（PGNiG）、ノルウェーの5社とノルウェーからのガス供給協定に調印。北海からのガス・パイプライン建設費用はノルウェー側が全額負担。供給開始は2008年の予定で、その後16年間で740億立方メートルを輸入する計画。
- 5日▶フランステレコム（FT）とポーラン

ド企業のクルチク・ホールディング（KH）、ポーランドテレコム（TP）の民営化株12.5%の買収について、財務省と最終合意。この結果、2000年7月に買収した35%のTP株と合わせて、FTとKHは共同でTP株の47.5%を所有。

- 13日▶国会、インターネット通信利用に対する付加価値税（VAT）の現行22%から7%への引き下げを決定。また、学校や教育関連施設、ポーランドアカデミーの研究施設に関しては付加価値税を免税。
- 26日▶金融政策評議会（RPP）、金利引き下げを見送り。次期政権の財政政策が明確になっていないことが理由。
- 28日▶外国投資庁（PAIZ）、今年上半期の直接投資額は前年同期比11%減の32億7,000万ドルと発表。年間の直接投資額は前年の106億ドルを大きく下回る60億～70億ドルになる見込み。

チェコ

CZECH REPUBLIC

< 8 月 >

- 8日▶古河電工、中央ボヘミアのズジツェに自動車エアバッグ用コネクタ製造子会社「古河エレクトリック・オートパーツ・セントラル・ヨーロッパ」の設立を発表。10月より生産開始予定。2003年には従業員200人、年間売上1,200万ドル達成が目標。
- 13日▶5月の世論調査で、EU加盟に賛成は、全回答者の40%と前年10月調査時より8ポイント減少。反対は22%で、前回調査時比7ポイント増加。
- ▶2000年末現在のチェコ在住（長期滞在）

Chronology

外国人数は、20万951人で前年比2万8,000人減。93年以降初の減少。国籍別では、ウクライナ人が全体の25%と最大。以下スロバキア人(22%)、ベトナム人(11.7%)。

- 22日▶チェコ国内で2件目の狂牛病が発生。
29日▶内閣、ルーマニアに対して10月1日付で入国査証制度を導入することで合意。同国からの亡命希望者の増加が理由。
30日▶内閣、向こう10年間の鉄鋼業リストラ計画を承認。国が大株主となっている3鉄鋼メーカーを統合して「チェコ鉄鋼会社」を設立した上で、民営化を実施。民営化実施のためのアドバイザーは入札によって決定。民営化プロセス開始は2002年下半期の見込み。

< 9 月 >

- 5日▶内閣、国民投票に関する法律を承認。EU加盟のほか、国家の重要事項につき、内閣、下院、上院の提議、あるいは国民30万人以上の要請があれば、大統領宣言により国民投票を実施。
11日▶ハベル大統領、「米国におけるテロ事件を人類の自由と民主主義に対する攻撃として非難、米側の必要があればいつでも援助する用意がある」と言及。
▶ペトシーチェク通産次官の発表によると、投資インセンティブ制度導入により、98年以降およそ34億ドル相当の対チェコ外国直接投資を誘致。
17日▶内閣、2002年最終予算案を承認。これは歳入7,000億コルナ、歳出7,522億コルナとする522億コルナの赤字予算。
18日▶在パキスタン・チェコ大使館は、パキスタン、アフガニスタン在住チェコ人に対して退避勧告。
21日▶ハベル大統領、「米・ブッシュ大統領のテロに対する断固とした闘い宣言に

応じ、これに同調する」声明を発表。

- 22日▶EUの「国連の決議を尊重し、その範囲で米国の対テロ措置を支援する」との共同声明に公式に加わることを表明。
24日▶ハベル大統領、不整脈のため入院。
▶世論調査によると、2002年選挙後の組閣メンバーにおいて最も高い支持率を得たのはクラウス元首相(46.6%)。上位10人のうち、現閣僚はグロス内相(38.9%)のみ。

スロバキア

SLOVAK REPUBLIC

< 8 月 >

- 7日▶USスチール、スロバキアでの今年の増産見通しを発表。中・東欧の自動車メーカー向けの販路を拡大し、生産能力を90万トン増の450万トンとする予定。
10日▶運輸・郵政・通信省、新たな携帯電話事業者の参入計画を発表。UMTSおよびGSMの利用権を2001年内に入札し、2002年下半期に事業開始の予定。
20日▶政府、税制改正法案を議会に提出。法人税率の引き下げ(29%から26%)、個人所得税の最高税率の引き下げ(42%から38%)などが骨子。
21日▶カナダのExall Resources Limited社、国営化学メーカー大手NCHZの株式41%を2億7,500万スロバキア・コルナで落札。
31日▶経済省、今年10月からガス料金の平均19.3%の値上げを提案。今後3年間で約70%の値上げを予定。

< 9 月 >

- 1日▶民営化庁は、国営ガス会社SPPの株式49%の国際入札を開始。
5日▶政府は、欧州委員会に提出する加盟準

備経済プログラムを承認。

- 6日▶オーストリア・クレディッタンシュタルト銀行(Bank Austria Creditanstalt)とヒポフェラインス銀行(HypoVereinsbank)はそれぞれのスロバキア子会社を9月30日に合併すると発表。欧州で3番目の規模を誇るヒポフェラインス銀行グループとなり、スロバキアに10の支店を有し、総資産300億スロバキア・コルナで国内5番目の規模となる銀行が誕生。
- 7日▶電子署名を筆記による署名と同等とみなす電子署名法案が成立。2002年1月から施行。
- 20日▶140億スロバキア・コルナ相当の300におよぶ権限を地方自治体に委譲する地方権限委譲法が成立。
- 25日▶世界銀行はスロバキアに対して、総額2億ユーロのEFSAL(拡大構造調整融資制度)ローン融資。
- 26日▶政府は、EBRD(欧州復興開発銀行)から1億5,000万ユーロの融資を受け、ボフニチェ原子力発電所を、2008年までに閉鎖することを決定。
- 27日▶農業省、国内初の狂牛病感染を報告。

ハンガリー

REPUBLIC OF HUNGARY

< 8 月 >

- 1日▶化学品製造のボルショドケム(BorsodChem)社とロシアの石油化学会社シブル・インターナショナル(Sibur International)社が、ハンガリー北東部に子会社を設立。資本金2,800万フォリント。同社はボ社製品をロシア市場で販売し、ボ社はシ社から原材料を調達。
- 10日▶インドのタタ・コンサルタンシー・サービス社、ソフトウェア開発センターを設置。今後2年間に1億ドル投資。年

間総売上目標は5億ドル。

- 15日▶ロシアのセントラル・ヨーロッパ・スチール・グループ(CES)、ハンガリーでロシア産石炭を利用した火力発電所の建設計画を発表。2002年春着工。投資額7億ドル。
- 22日▶2001年9月末にクローリング・ベッグ制を廃止、変動相場制に移行を発表。
▶マジヤール・スズキ、2003年に新型車の生産を始める計画。2001年上半期に620億フォリントの追加投資。
- 25日▶イカルス・バス社、モスクワ市から300台のバスを受注。受注総額3,100万ドル。
- 27日▶EU加盟に伴う労働力の自由移動について、オーストリアがハンガリーに対し段階的な自由化を提案。
- 29日▶マトルチ経済相、フォリント高の打撃を受けた輸出関連や旅行関連中小企業向け支援策を発表。関連企業向け資金援助やVAT税返還の迅速化など。また2002年から旅行者に対する旅行業税(売上の1~2%)を廃止。

< 9 月 >

- 2日▶韓国のサムスン電子、グドでテレビ用ブラウン管工場の建設を開始。2002年の生産目標は260万個。
- 5日▶スタンレー電機、ジュンジュシュ工業団地内に工場を建設、自動車用照明機器を生産。投資額は11億フォリント、操業は2002年12月を予定。
- 10日▶カーエアコン用部品を生産予定で、ウイハルチャンの三菱商事工業団地で新工場を建設中の大豊工業の工事完了は2002年1月の見込み。
▶国営高速道路会社は、M5とM3を結ぶM0の建設が、予定されていた今年末ではなく、来年になると発表。
- 20日▶GEハンガリー社、ベレシェジハーザ

Chronology

で5万㎡、従業員500人規模の工場を開設。飛行機タービンの組み立てと部品生産を行う予定。

- 24日▶政府、来年から教師のインターネット利用促進のため、コンピュータ1万台を無料配布。

ルーマニア

ROMANIA

<8 月>

- 5日▶ルーマニアのコンスタンツァとグルジアのバツミを結ぶ黒海横断フェリー開通。アジアと欧州を結ぶ第4回廊の一環。
- 16日▶EU、イアシ市のテクノロジカルパーク建設に400万ユーロの融資を承認。
- 17日▶米格付け会社フィッチ、ルーマニア開発銀行(BRD)の格付けを引き上げ。BRDは国内第2の銀行で、99年3月に仏ソシエテジェネラルが株式の51%を取得。
- 20日▶政府、9月1日から、零細企業に対する課税方式を、利益税(法人税)を免除し四半期毎に収入の1.5%の税を支払う方式に変更。
- 23日▶欧州統合省によると、9月に2つの新分野(人の自由移動と財政・予算規定)でEU加盟交渉開始。2001年末までに24分野のポジションペーパーをEUに提出。現在ルーマニアは15分野について交渉中で、うち8分野は交渉を終了。
- 24日▶ナスターセ首相、今後新設の未発展地域への投資インセンティブ期間を最長3年(従来は3~10年)に短縮の方針。現在29の未発展地域が指定され、雇用創出1人当たりの援助額は年1,200ドル。
- 28日▶独コンティテック社が自動車機器生産のためティミショアラに進出。投資額は数百万マルク。
- 29日▶チェコ政府、ルーマニア人に対し10月

1日(その後11月に延期)よりビザ取得を義務づけ。ルーマニア人難民数の増加が理由。2000年にチェコを通過した不法難民3万2,720人のうち、ルーマニア人は最多の4,281人。

- 30日▶新パスポート作成で独ブンデスデュルツカライ・インターナショナルサービス社が落札。契約では、今後ルーマニアがパスポートを独力で製造するために必要な製造ラインも同社が提供。落札額は3,550万ユーロで、18カ月以内に納入。

<9 月>

- 3日▶フィリップ・モリス、タバコ工場を設立。投資額1億ドル以上、場所はブカレスト近郊のオトペニ、敷地面積15ヘクタール、従業員600人。
- 6日▶チェコ政府、ルーマニア人へのビザ導入を当初の10月から11月に延期。
- 11日▶サウジアラビアのアミアンティットグループ、ルーマニアでの石油掘削用パイプ生産に今後2~3年で5,000万ドルの投資を予定。
- 13日▶伊ウニ・クルディット銀行、トルコの銀行デミルバンク・ルーマニアの株式62.5%を買収。デミルバンクルーマニアの資本金は4,870億レイ、資産は1兆8,087億レイ。
- 19日▶国会、米国同時多発テロに関し、NATOおよびその同盟国のルーマニア領空、領海および領土の使用を認めることを決議。
- 28日▶政府、EU加盟、市場経済化のための中期開発計画を採択。2007年のEU加盟を目標に、現在31分野中15分野につき交渉中、年末までにさらに13分野を追加し交渉を開始。計画では2001~2005年の経済成長を当初平均5.1%としていたが、米同時多発テロによる国際

的な経済環境悪化の可能性を考慮し
4.3%に下方修正。

ブルガリア

REPUBLIC OF BULGARIA

< 8 月 >

- 6日▶国営電力会社のタルフォフ会長、2001年の電力輸出量が前年の56億kWh（99年は36億kWh）を上回る60億kWhとなる見込みと発表。
- 8日▶アルセノヴァ環境相、近く製材の輸出禁止措置発動を示唆。
 - ▶3月12日に破産管理下に置かれたバルカン航空、同日以降6月30日までの営業収入を965万レバと発表。英国ヴァージン・アトランティック航空との提携が営業収入の増加に大きく貢献。
- 13日▶中央銀行の発表によると、6月末時点の対外債務は100億5,200万ドルで2000年末から3億1,270万ドルの減少。2001年の対外債務のGDP比は74.5%の予測。
- 19日▶政府、2002年度に導入予定の減税案を発表。所得税率引き下げ（最低20%、最高38%をそれぞれ18、29%に）、同課税最低限度額の引き上げ（月額85レバ以上を100レバ以上に）、再投資に充てられる利潤ならびにキャピタル・ゲインの非課税扱い等が骨子。
- 20日▶農業省、2001年の小麦の予想収穫量は2000年の285万トン大きく上回る約400万トンと発表。
- 26日▶カヴァチェフ資源エネルギー庁新長官、10月1日より電気料金の10%値上げを発表。家庭用電力のみが対象。

< 9 月 >

- 2日▶ヴェルチェフ財務相、2001年の財政は7月のブラディ債の利払いを終えた時点で赤字に転じており、前政権の予算立案における最終的な黒字1億3,000

万ドルは非現実的と批判。

- 3日▶経済省発表によれば、2001年度の観光収入は前年比20～25%増の見込み。
- 4日▶ブルガリア・テレコム、国家通信委員会に対し、国内通話料20%増、国際通話料19%減、新規加入料33%減（100レバに）などの内容を盛り込んだ料金変更申請を提出。
 - ▶ブルガリア・セルビア国境地帯に位置する各地方自治体首長、相互協力プロトコルに調印。国境道路整備プロジェクト資金4,000万ドルの南東欧安定協定への申請も併記。
- 17日▶ブルガリアを訪問中のIMFミッションのシフ代表、新しい融資枠組み協定成立に前向き意思表示。減税案を中心とする政府方針についてはなお掘り下げた協議が必要との考えを強調。
- 19日▶国会、大統領選挙の日程を11月11日に決定。現職のストヤノフ大統領はUDFをバックとして既に再出馬を表明済み。現連立与党は統一候補擁立につき協議継続中。
- 21日▶国会、NATO軍による反テロリズム作戦実施に際して同軍機の領空通過を容認すると宣言。同時にブルガリアの作戦参加は軍事的関与なしで、輸送・救助・その他補助的活動に限るという方針を表明。
- 27日▶民営化庁、民営化時の条件が遵守されていない問題企業27社と、民営化手続き停止措置に踏み切る11案件のリストを発表。リストは制裁措置の理由等も併記されており、毎月更新する予定。

スロベニア

REPUBLIC OF SLOVENIA

< 8 月 >

- 1日▶スロベニア、スロバキアなどEU加盟候補5カ国とともに欧州環境庁（EEA）

Chronology

- の正式メンバーとなる。
- 2日▶コパッチ環境相、国外の電力会社に対する電力市場の部分開放の1年前倒し(2002年1月から実施)を表明。工場などの大口消費者は国外の電力会社との契約が可能となる。6月にクロアチアとの間でクルシュコ原子力発電所の所有権問題で合意に達し、来年1月からの同発電所のクロアチアへの送電開始に伴い、国内の電力不足と価格高騰の懸念が出たことへの措置。
- 8日▶中銀、2001年の財政赤字がGDP比2.7%(政府予測1.4%)に悪化する可能性がある旨発表。
- 10日▶ポムルスカ銀行の株主総会、国内最大手ノヴァ・リュブリャンスカ銀行(NLB)との合併を承認。
- 17日▶2001年1~7月の国内新車販売台数は3万7,029台。うち、RV部門では、トヨタRAV4とホンダHRVがそれぞれ122台、81台で1、2位。自動車全体では、ルノーClioが3,472台でトップ。
- 28日▶コペンハーゲン空港運営会社がリュブリャナ・ブルニーク空港運営会社の株式49%を取得する計画を発表。ブルニーク空港は今後10年間で1億2,000万マルク規模の投資と輸送量の倍増を期待。
- < 9 月 >
- 4日▶エネルギー庁、スロベニア企業304社に対して新たに電力小売事業の免許を発行。EU各国よりも自由化を速めることで加盟実現を有利に運ぶ構え。
- 13日▶スロベニア規格機構(SIST)設立。政府が実施してきた各種規格の認証・発行業務を全面的に移管、SISTはISO、IEC、ETSIなどの正式メンバーとなる。
- 13日▶政府、VAT改正法案を承認。EU加盟交渉で合意した内容に基づき、アパー

ト、ワイン、オーディオ部品などに対するVATの軽減税率および移行期間を規定。アパーは2009年、それ以外はEU加盟時まで軽減税率を適用。

- 17日▶NLBの民営化にかかわる入札募集開始。発行株式全体の34%(政府保有は83%)を売却し、最終的に政府保有比率を25%まで引き下げ。締め切りは10月1日、年内にも売却先決定の見込み。
- 19日▶政府、年内を目途に税金や諸手数料の支払にクレジットカード利用を認めると発表。
- 21日▶NLB、ユーゴスラビア6位のセルビア・コンチネンタル銀行の株式51%を取得。NLBは同じくユーゴ国内のドゥナフ銀行の買収も検討中。

クロアチア

REPUBLIC OF CROATIA

< 8 月 >

- 3日▶クロアチア決済研究所、2001年1月~5月の全企業の売上高は前年同期比24.8%増の1,761億クナと発表。
- 9日▶訪問中のIMF視察団、クロアチアの財政赤字削減対策が不十分と指摘し、2001年の財政赤字のGDP比を合意の5.3%以下に抑えるよう要請。クロアチアは3月以降18カ月間、総額2億5,000万ドルのIMF特別引出権を取得。
- 14日▶国内最大手のザグレブ銀行、スロベニア第2位のノヴァ・クレジットナ・パンカ・マリボール(NKBM)の株式獲得の意思を表明。NKBMの民営化に伴う国有株式売却については、オーストリアなど近隣諸国の大手銀行も名乗り。
- 21日▶ザグレブ証券取引所(ZSE)とリュブリャナ証券取引所(LJSE)、年内の提携を発表。2002年初頭を目途にそれぞれの取引所で双方の上場銘柄の売買を

目指す。

28日▶世界観光機関（WTO）、クロアチアが今後20年間で欧州最大の観光地域になるとの分析結果を発表。同国の観光物価が低水準で推移すれば、20年後の外国人観光客は1,000万人を超えると予測。

29日▶EUとの間でワイン類の輸出入に関する特惠割当協定を締結。クロアチアからの輸出については、初年度の4万5,000hlからその後最大7万hlまで無税。

< 9 月 >

3日▶欧州投資銀行（EIB）および欧州復興開発銀行（EBRD）、クロアチア東部エルネスチノホの電力供給設備修復費用として5,870万ユーロの融資を決定。同地域は中・東欧の超高压系統の要として早急な修復が必要と判断。

10日▶政府、民営化を計画中の製薬会社大手

Plivaなど9億ユーロ相当の国有企業の株式売却の年内実施を発表。

10日▶独フィッシャー外相がコメントしたとされる「西バルカン同盟構想」について、クロアチア政府与野党が一斉に非難。クロアチア側は、EU加盟は加盟候補国の個別ベースに則るもので、バルカン独自の地域連合は「旧ユーゴ」への回帰であり受け入れられないとの姿勢。

12日▶フィジュリッチ経済相、国内の5造船所が総額6億2,000万ドル相当の契約を受注したと発表。有力産業である造船部門（国営）は2001年だけで14隻、2002年にも21隻を竣工、2004年まで契約はすべて埋まっている。

21日▶ベツェク中小企業相、ドイツ企業の累積投資額が13億6,000万ドルに上った旨発表。ドイツテレコムおよびシーメンスの2社で8割近くを占める。

主要経済指標

	英国			フランス			ドイツ			イタリア			スペイン		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1995年	2.8	2.9	7.6	1.7	1.8	11.8	1.7	1.7	9.4	2.9	5.4	11.6	2.7	4.7	22.9
96年	2.6	3.0	7.0	1.1	1.7	12.3	0.8	1.4	10.4	1.1	4.0	11.6	2.4	3.6	22.2
97年	3.5	2.8	5.3	1.9	1.2	12.5	1.4	1.9	11.4	1.8	2.0	11.7	3.9	2.0	20.8
98年	2.6	2.6	4.5	3.4	0.7	11.9	2.1	1.0	11.1	1.5	2.0	11.8	4.3	1.8	18.8
99年	2.3	2.3	4.2	2.9	0.5	11.2	1.6	0.6	10.5	1.4	1.7	11.4	4.1	2.3	15.9
2000年	3.1	2.1	3.6	3.1	1.7	9.7	3.0	1.9	9.6	2.9	2.5	10.6	4.1	3.4	14.1
2000年 1～3月	3.2	2.1	3.8	*0.7	-	-	4.1	-	-	3.3	2.4	11.4	4.5	2.9	15.0
4～6月	3.4	2.1	3.7	*0.7	-	-	3.9	-	-	3.0	2.6	10.8	4.4	3.2	14.0
7～9月	3.0	2.1	3.5	*0.8	-	-	2.6	-	-	2.7	2.6	10.1	4.0	3.6	13.7
10～12月	2.6	2.1	3.4	*0.8	-	-	1.5	-	-	2.6	2.6	10.0	3.6	4.0	13.6
2001年 1～3月	2.7	1.9	3.3	*0.4	-	-	1.4	-	-	2.4	2.9	10.1	3.3	3.8	13.4
4～6月	2.1	2.3	3.2	*0.3	-	-	0.6	-	-	2.1	3.0	9.6	3.0	4.1	13.0
2000年 7月	-	2.2	3.6	-	1.7	9.7	-	1.9	9.3	-	2.6	-	-	3.6	-
8月	-	1.9	3.5	-	1.8	9.6	-	1.8	9.3	-	2.6	-	-	3.6	-
9月	-	2.2	3.5	-	2.2	9.5	-	2.5	9.0	-	2.6	-	-	3.7	-
10月	-	2.0	3.5	-	1.9	9.4	-	2.4	8.9	-	2.6	-	-	4.0	-
11月	-	2.2	3.4	-	2.2	9.2	-	2.4	8.9	-	2.7	-	-	4.1	-
12月	-	2.0	3.4	-	1.6	9.2	-	2.2	9.3	-	2.7	-	-	4.0	-
2001年 1月	-	1.8	3.3	-	1.2	9.0	-	2.4	10.0	-	3.1	-	-	3.7	-
2月	-	1.9	3.3	-	1.4	8.8	-	2.6	10.1	-	3.0	-	-	3.8	-
3月	-	1.9	3.3	-	1.3	8.7	-	2.5	9.8	-	2.8	-	-	3.9	-
4月	-	2.0	3.2	-	1.8	8.7	-	2.9	9.5	-	3.1	-	-	4.0	-
5月	-	2.4	3.2	-	2.3	8.7	-	3.5	9.0	-	3.0	-	-	4.2	-
6月	-	2.4	3.2	-	2.1	8.8	-	3.1	8.9	-	3.0	-	-	4.2	-
7月	-	2.2	3.2	-	2.1	8.9	-	2.6	9.2	-	2.8	-	-	3.9	-
8月	-	-	-	-	1.9	9.0	-	2.6	9.2	-	2.7	-	-	3.7	-

	ポルトガル			ギリシャ			オランダ			ベルギー			ルクセンブルク		
	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
1995年	1.9	4.2	7.3	2.1	8.9	10.0	2.3	2.0	7.0	2.3	1.5	14.1	4.1	1.9	2.9
96年	3.0	3.1	7.3	2.4	8.2	9.8	3.0	1.4	6.6	1.0	2.1	13.8	2.9	1.4	3.3
97年	3.6	2.2	6.7	3.5	5.5	10.3	3.8	2.2	5.5	3.4	1.6	13.3	7.3	1.4	3.7
98年	3.9	2.8	5.0	3.1	4.8	9.9	4.1	2.0	4.1	2.4	1.0	12.6	5.0	1.0	3.3
99年	3.0	2.5	4.4	3.4	2.6	11.7	3.9	2.2	3.1	2.7	1.1	11.7	7.5	1.0	3.1
2000年	3.3	2.9	4.0	4.1	3.9	11.1	3.5	2.6	2.6	4.0	2.5	10.9	-	3.2	2.6
2000年 1～3月	3.0	1.8	4.4	-	-	-	4.9	-	3.0	-	-	-	-	-	-
4～6月	3.0	2.5	3.8	-	-	-	4.3	-	2.4	-	-	-	-	-	-
7～9月	3.0	3.4	4.0	-	-	-	3.5	-	2.4	-	-	-	-	-	-
10～12月	3.0	3.9	3.8	-	-	-	2.8	-	2.6	-	-	-	-	-	-
2001年 1～3月	-	4.8	4.2	6.1	-	-	1.6	-	2.4	-	-	-	-	-	-
4～6月	-	4.9	3.9	4.9	-	-	1.5	-	1.8	-	-	-	-	-	-
2000年 7月	-	3.2	-	-	2.6	-	-	2.8	-	-	2.8	11.2	-	3.4	2.6
8月	-	3.5	-	-	2.9	-	-	2.5	-	-	2.9	11.9	-	3.1	2.7
9月	-	3.4	-	-	3.0	-	-	2.9	-	-	3.4	11.5	-	3.4	2.6
10月	-	3.5	-	-	3.8	-	-	3.1	-	-	3.0	11.1	-	3.5	2.5
11月	-	3.8	-	-	4.2	-	-	3.0	-	-	3.1	10.7	-	3.7	2.6
12月	-	3.9	-	-	3.9	-	-	2.9	-	-	2.5	10.6	-	3.5	2.6
2001年 1月	-	4.4	-	-	3.4	-	-	4.2	-	-	2.2	10.7	-	2.9	2.7
2月	-	4.8	-	-	3.5	-	-	4.5	-	-	2.3	10.6	-	2.9	2.7
3月	-	5.1	-	-	3.0	-	-	4.6	-	-	2.1	10.3	-	2.9	2.5
4月	-	4.5	-	-	3.5	-	-	4.9	-	-	2.8	10.2	-	2.8	2.5
5月	-	4.8	-	-	3.6	-	-	4.9	-	-	3.1	10.0	-	3.3	2.4
6月	-	4.5	-	-	3.9	-	-	4.5	-	-	2.9	9.9	-	2.9	2.4
7月	-	4.3	-	-	3.9	-	-	4.6	-	-	2.7	11.1	-	3.0	2.4
8月	-	4.0	-	-	3.8	-	-	4.7	-	-	2.7	-	-	-	-

(注) 1 実質GDP成長率は前年比および前年同期比*は前期比 は推定値
 2 消費者物価上昇率は前年比、前年同期比および前年同月比
 3 英国の消費者物価上昇率は基調インフレ率(住宅ローン支払い金利を除く小売物価上昇率)、失業率は失業保険申請ベース
 4 ポルトガルの実質GDP成長率・四半期の値は、99年より半期(1月～6月、7月～12月)平均値
 5 ルクセンブルクの実質GDP成長率は、2001年1月より96年まで溯り計算方法が変更。

デンマーク			アイルランド			オーストリア			スウェーデン			フィンランド			スイス		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
2.8	n.a.	7.2	8.3	2.5	12.1	1.6	2.2	6.6	3.9	2.5	7.7	4.0	1.0	15.4	0.5	1.8	4.2
2.5	2.0	6.8	7.8	1.6	11.5	2.0	1.9	7.0	1.3	0.5	8.1	4.1	0.6	14.6	0.3	0.8	4.7
3.0	1.9	5.6	10.8	1.5	9.8	1.3	1.3	7.1	1.8	0.5	8.0	6.3	1.2	12.7	1.7	0.5	5.2
2.8	1.3	5.2	8.6	2.4	7.4	3.3	0.9	7.2	2.9	0.1	6.5	5.3	1.4	11.4	2.3	0.0	3.9
2.1	2.1	5.2	10.8	1.6	5.6	2.8	0.6	6.7	3.8	0.4	5.6	4.0	1.2	10.2	1.5	0.8	2.7
3.2	2.7	4.7	11.5	5.6	4.1	3.3	2.3	5.8	4.6	-	4.7	5.7	3.4	9.8	3.4	1.6	2.0
2.7	2.9	4.7	10.2	-	4.5	4.1	1.6	5.3	3.9	0.8	5.4	5.2	2.7	11.0	3.9	1.6	2.4
3.7	2.9	4.7	13.4	-	4.2	4.2	2.1	4.6	3.9	0.8	4.4	4.5	3.0	11.1	3.8	1.4	1.9
3.5	2.6	4.7	10.1	-	3.9	2.4	2.8	5.8	3.7	0.9	4.8	5.6	3.9	8.4	3.6	2.0	1.8
2.9	2.6	4.8	12.1	-	-	2.8	2.8	7.2	2.3	1.1	3.9	5.5	3.9	8.6	2.5	2.6	1.8
1.0	-	4.7	13.2	-	-	2.6	2.8	5.3	2.2	1.6	4.2	3.4	3.1	9.8	2.5	1.8	1.9
-	-	4.6	-	-	-	0.9	-	-	-	2.7	3.8	-	3.1	10.3	-	-	-
-	2.8	4.7	-	6.2	4.0	-	2.8	4.5	-	0.8	5.2	-	3.7	7.8	-	2.0	1.8
-	2.2	4.5	-	6.2	3.9	-	2.7	4.6	-	0.9	5.1	-	3.8	8.3	-	1.3	1.8
-	2.7	4.8	-	6.2	3.8	-	3.0	4.6	-	0.8	4.1	-	4.2	9.1	-	2.3	1.7
-	2.8	4.8	-	6.8	3.7	-	2.8	5.2	-	1.0	4.0	-	4.1	8.9	-	1.3	1.7
-	2.7	4.8	-	7.0	3.7	-	3.1	5.8	-	1.3	3.9	-	4.0	8.7	-	1.9	1.8
-	2.3	4.7	-	5.9	3.6	-	2.6	6.5	-	1.0	3.7	-	3.5	8.3	-	1.7	1.9
-	2.3	4.6	-	5.2	3.6	-	3.0	7.7	-	1.5	4.4	-	3.3	9.9	-	1.3	2.0
-	2.3	4.7	-	5.3	3.6	-	2.6	7.5	-	1.5	4.2	-	3.1	9.8	-	0.8	1.9
-	2.2	4.7	-	5.4	3.6	-	2.7	6.4	-	1.8	3.9	-	2.9	9.6	-	1.0	1.8
-	2.6	4.7	-	5.6	3.6	-	3.0	5.8	-	2.7	3.7	-	3.0	10.3	-	1.2	1.7
-	2.8	4.6	-	5.4	3.7	-	3.4	5.3	-	2.8	3.5	-	3.4	11.3	-	1.8	1.7
-	2.2	4.6	-	5.3	3.7	-	2.8	4.9	-	2.7	4.2	-	3.0	9.3	-	1.6	1.6
-	2.3	-	-	4.8	3.6	-	2.8	4.8	-	2.7	4.2	-	2.5	7.6	-	1.4	1.7
-	2.5	-	-	4.6	-	-	2.5	5.0	-	-	-	-	-	-	-	1.1	1.7

ノルウェー			アイスランド			ポーランド			チェコ			ハンガリー			ルーマニア		
実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率	実質GDP 成長率	消費者物 価上昇率	失業率
3.7	2.4	4.9	0.1	1.7	5.0	7.0	27.8	14.9	5.9	9.1	2.9	1.5	28.2	10.2	7.1	32.3	9.5
4.8	1.3	4.9	5.2	2.3	4.4	6.0	19.9	13.2	4.3	8.8	3.5	1.3	23.6	9.9	3.9	38.8	6.6
3.5	2.6	4.1	4.8	1.8	3.9	6.8	14.9	10.3	0.8	8.5	5.2	4.6	18.3	8.7	6.9	154.8	8.9
2.0	2.2	3.2	4.5	1.7	2.8	4.8	11.8	10.4	2.2	10.7	7.5	4.9	14.3	7.8	5.4	59.1	10.3
0.9	2.3	3.2	4.1	3.4	1.9	4.1	7.3	13.1	0.4	2.1	9.4	4.2	10.0	7.0	3.2	45.9	11.8
2.3	3.1	3.4	3.6	5.0	1.3	4.1	10.1	15.0	2.9	3.9	8.8	5.2	9.8	6.4	1.6	45.6	10.5
4.6	2.9	3.9	-	5.8	1.8	6.0	10.3	-	3.2	3.6	9.6	6.6	9.8	6.7	-	-	-
2.2	2.9	3.3	-	5.8	1.4	5.2	10.0	-	2.4	3.7	8.9	5.8	9.1	6.5	-	-	-
1.4	3.4	3.5	-	4.8	1.0	3.3	10.8	-	2.4	4.0	8.9	4.5	9.8	6.3	-	-	-
0.7	3.1	3.1	-	4.3	1.1	2.4	9.2	-	3.8	4.2	8.6	4.2	10.4	6.0	-	-	-
0.1	3.5	3.7	-	3.8	1.5	2.3	6.7	-	4.1	-	-	4.4	10.3	6.0	-	-	-
1.4	4.0	3.6	-	5.6	1.5	-	-	-	3.9	-	-	4.0	-	5.6	-	-	-
-	3.3	3.3	-	5.6	1.1	-	11.6	13.8	-	3.9	9.0	-	9.6	6.6	-	44.5	10.8
-	3.5	3.6	-	4.7	1.1	-	10.7	13.9	-	4.1	9.0	-	9.6	6.5	-	45.4	10.5
-	3.5	3.4	-	4.0	0.9	-	10.3	14.0	-	4.1	8.8	-	10.3	5.7	-	44.9	10.2
-	3.1	3.4	-	4.2	0.9	-	9.9	14.1	-	4.4	8.5	-	10.4	6.2	-	42.9	10.2
-	3.2	3.1	-	4.6	1.1	-	9.3	14.5	-	4.3	8.5	-	10.6	6.0	-	41.3	10.3
-	3.0	3.0	-	4.2	1.3	-	8.5	15.0	-	4.0	8.8	-	10.1	5.7	-	40.7	10.5
-	3.4	3.6	-	3.5	1.6	-	7.4	15.6	-	4.2	9.1	-	10.1	6.0	-	39.9	10.8
-	3.6	3.4	-	4.1	1.5	-	6.6	15.8	-	4.0	9.0	-	10.4	6.3	-	40.0	10.8
-	3.7	3.3	-	3.9	1.5	-	6.2	15.9	-	4.1	8.7	-	10.5	5.6	-	40.3	10.5
-	3.8	3.2	-	4.5	1.6	-	6.6	15.8	-	4.6	8.3	-	10.3	5.8	-	37.5	9.9
-	4.3	3.4	-	5.5	1.6	-	6.9	15.7	-	5.0	8.1	-	10.8	5.7	-	37.4	9.3
-	3.8	3.5	-	6.8	1.2	-	6.2	15.8	-	5.5	8.1	-	10.5	5.4	-	35.7	8.8
-	2.7	-	-	7.0	-	-	5.2	15.9	-	5.9	8.5	-	9.4	5.7	-	31.8	8.4
-	-	-	-	7.9	-	-	-	-	-	5.5	8.5	-	8.7	-	-	32.4	8.1

(注)6 デンマークの失業率は99年10月よりEU基準に変更。
 7 アイルランドの実質GDP成長率は、96年より中銀からCentral Statistics Office統計値に変更。
 8 97年1月からのオーストリアの消費者物価上昇率は、調整品目・方法をEU基準に合わせるとともに96年=100としたCPIに基づく新統計。
 資料：各国統計による。ドイツの実質GDP成長率は99年4月よりEU基準に変更。

中・東欧三二情報

《医療事情》

ポーランド

英語で受診できる私立病院

ポーランドの病院は一次医療施設(一般医)、二次医療施設(専門医)、三次医療施設(入院施設のある専門または総合病院)の3つに区分される。まず一般医の診察を受け、必要な場合は紹介状を発行してもらい、二次医療施設、三次医療施設で受診することになる。保険料を納めているポーランド人は受診料が無料だが、日本からの駐在員などは1回の診療につき100ズロチほど支払う。

国公立病院では英語が通じない場合が多い。そこで、ここでは最近増えてきた設備の新しい私立病院を以下のとおり紹介する。これらの病院では英語で受診することができる。

メディカル センター (Medical Center) 2カ所: マリオット ホテル内、イエロゾリムスキエ通り 65/79、TEL: 30-5115、630-5134、土・日も一般診療・歯科診療あり。 マース (Mars) ビル内、ドマニェフスカ通り 41、TEL: 874-3030~32、レントゲン設備あり、医師・看護婦24時間待機)

ダミアナ メディカルセンター (Damiana Medical Center): (ヴァウブジスカ通り 46、TEL: 874-3313、853-1644、入院用ベッド38床、レントゲン、CT設備あり)

ワルシャワ市では国公立病院が平日夜間、土曜、日曜に持ち回りで当直病院となっている。重症疾患、重傷交通事故の場合は、公共の救急車(電話番号999)で最寄りの適切な病院に搬送される。

チェコ

ダニの予防接種は必須

チェコに長期滞在する場合、注意する必要があるのが、木ダニ(チェコ語でクリシュチェ)対策である。木ダニは、おもに中欧の藪、森林など緑の多い場所に生息しており、この中には日本脳炎によく似た「初夏脳炎」と「ボラリア」という疾患を引き起こす菌を持ったものがある。このうち「初夏脳炎」は、予防接種で防ぐことができる。接種回数は通常3回で、1回目を11~2月頃に受けておくことが望ましい。1回目の接種から1~3カ月後に2回目の接種を受けるが、これでほぼ95%予防することができる。2回目までで、ワクチンの有効期間は1年間、3回受けると3年間になる。

予防接種は、どの診療所でも受けることができる。プラハ市内であれば、外国人用に英語で診療の受けられる病院(UNICARE Medical Center Tel: 3535-6553、American Medical Center Tel: 2143 3110など)があるので、ここでまず十分説明を受けることをお勧めする。一般にチェコの病院では、国内の健康保険会社に加入していれば診察料は無料であるが、外国の保険は認められないため、いったん支払いを済ませた上で、保険会社に後から自分で請求する形となる。しかし、上記の病院では例外的にBUPA、AETNA、PPPなどの保険会社は有効であり、これらの保険に加入していれば病院側で手続きをしてもらえる。

ハンガリー

診察順番待ちのコツ教えます

診察場所としてまず考えられるのは、大学病院などの大病院や地域の診療所、個人病院などである。これらの施設では、多くの医師が英語を話す。看護婦や病院の職員などとの会話は、ハンガリー語が使えないと難しい。

一般の病院では、待合室で待っていても日本のように看護婦が自分の名前を呼んでくれることはまずない。待合室に入ったらず誰が最後か躊躇せずに大声で皆に尋ねよう。きっと最後の人の名乗ってくれるので、その人の動きに注意すること。その人が診察室から出てきたら、すかさず診察室に突進しよう。何食わぬ顔で横入りしようとする人がいるので要注意だ。

当地の外国人がよく利用する個人病院は、受付でも英語が通じる。また、自前の救急車を持ち、救急医療の契約サービスを行っている病院もある。当地に住む邦人の中には、地元の病院で手術や出産をした人がいる。しかし、当地では十分な診察・治療は受けられないとして、ロンドンやパリなど欧州の大都市、さらに日本の病院に行く人も見られる。

一方、歯科医は、料金が安い割には、満足のいく技術レベルにあるようで、ドイツ人やオーストリア人が当地に逗留しながら歯の治療を行っていると聞く。そういえばオーストリア国境に近い街を訪れた際、気のせいかな歯医者看板をよく目にした。

ルーマニア

医療器具・薬が不足

ルーマニアには42の県がある。各県は3～6の地域に分かれ、各地域に一次（一般医）、二次医療施設がそれぞれ1つ以上ある。

しかし、一般的に病院の医療器具はかなり古く、特に救急医療器具が不足している。病院の建物も古いものが多い。また、医師、歯科医師、看護士、薬剤師の数もEU諸国、他のEU加盟候補国と比べても少ない。

健康保険は、98年1月から導入された（被雇用者が月給の7%、雇用者が給与総額の7%を負担）。医療制度は一次、二次、三次の3段階に分かれる。患者はまず一般医で診察を受け、一般医は、必要に応じて二次（専門医）、

三次レベル（総合病院）に患者を紹介する。

医療費は、原則保険でカバーされるが、より良い治療を受けるため治療代を払う患者も多い。また、患者と保険の共同負担の場合も、保険料の資金不足のため、患者が全額負担することも珍しくない。病院の薬は無料であるが、不足している。外来治療用の薬も原則として無料または一部が補助の対象であるが、薬局に補助対象の薬の在庫がない時もある。

外国人の場合、ルーマニアは22カ国と相互健康協定を締結している。それらの国の国民は無料で治療を受けられるが、それ以外の国民は治療代を現金で支払う必要がある。なお、ルーマニアへの旅行者に対する予防接種の義務はない。

スロバキア

治療レベルによって医療機関を選ぶ

風邪や腹痛といった軽微な病気の薬であれば、薬局で処方箋なしで購入することができる。診察が必要な場合は、地域の医院（poliklinika）で治療を受けるのが一般的だ。Poliklinikaは政府が運営する公的な診療機関で、人口2,000人以上の市町村にある。スロバキアの強制健康保険に加入していれば、診療費は無料である。poliklinikaではほとんど英語が通じないので、スロバキア語の通訳が必要だ。もちろん、プライベートクリニックで診察してもらうことも可能だが、その場合はかなり高額となる。

一方、各都市に1つは総合病院（nemocnica）

があり、英語の話せる医者も若い世代を中心に増えてきているようだ。首都ブラチスラバでは5つの総合病院が救急病院も兼ねている。電話で救急車を呼ぶ場合の番号は155番だが、これにかけるとpoliklinikaが対応するので、救急病院を兼ねている総合病院が近くにあれば、その電話番号も控えておいた方がよい。また、総合病院は医療レベルによって3段階にランク分けされており、高度な治療が必要な時はレベル3の病院で診察をしてもらう方がよい。ただしレベル3の病院でも、日本のように最新の医療設備が整っていない場合があるので、医師とよく相談して隣国オーストリアや、場合によっては日本に帰国してからの治療を検討する必要がある。

各国通貨交換レート

2001年10月1日現在

国名	通貨	略号	交換レート	備考
ユーロ圏12カ国	ユーロ	EUR	110.17	
フランス	仏フラン	F.FR.	16.80	6.55957
ドイツ	独マルク	D.M.	56.33	1.95583
イタリア	伊リラ	LIT.	5.69 ^{注2}	1,936.27
オランダ	オランダ・ギルダー	D.GL	49.99	2.20371
ベルギー	ベルギー・フラン	B.FR.	273.10 ^{注2}	40.3399
スペイン	スペイン・ペセタ	S.PESETA	66.21 ^{注2}	166.386
ポルトガル	ポルトガル・エスクード	P.ESC	0.55	200.482
アイルランド	アイルランド・ポンド	IRELAND £	139.89	0.787564
オーストリア	オーストリア・シリング	A.SCH.	8.01	13.7603
フィンランド	フィンランド・マルカ	MARKKA	18.53	5.94573
ギリシャ	ギリシャ・ドラクマ	DR.	0.32	340.750
英国	英ポンド	STG. £	180.37	
デンマーク	デンマーク・クローネ	D.KR.	14.92	
スウェーデン	スウェーデン・クローナ	S.KR	11.57	
スイス	スイス・フラン	S.FR.	74.28	
ノルウェー	ノルウェー・クローネ	N.KR.	13.77	
アイスランド	アイスランド・クローナ	I.KR.	1.18	
ポーランド	ポーランド・ズロチ	PLN	28.19	4.2266
チェコ	チェコ・コルナ	CZK	3.20	37.235
スロバキア	スロバキア・コルナ	SKK	2.49	47.932
ハンガリー	ハンガリー・フォリント	HUF	0.42	281.88
ルーマニア	ルーマニア・レイ	ROL	0.39 ^{注2}	30,485
ブルガリア	ブルガリア・レバ	BGN	55.69	2.1392

注：1) 交換レートは、現地通貨当たりの円貨額（売り相場）を表示。
ユーロ圏12カ国の備考欄は、1ユーロに対する各国通貨の交換レート。中・東欧諸国の備考欄は1米ドルに対する各国通貨の交換レート。
2) イタリア、ベルギー、スペイン、ルーマニアはそれぞれ100LIT.、100B.FR.、100S.PESETA、100ROL当たりの円貨額。
出所：東京三菱銀行EXCHANGE QUOTATIONS（Opening）、ただしギリシャ、アイスランドおよび中・東欧諸国はFINANCIAL TIMES ホームページ“FT.com”による10月1日現在のレート。

JETRO ユーロトレンド

2001年11月号（NO.49） 2001年10月25日発行

発行所 日本貿易振興会 海外調査部欧州課
〒105-8466 東京都港区虎ノ門2-2-5 電話03(3582)5569 FAX03(3589)3419

本会の許可なく無断転載および複製を禁じます。
本誌掲載の論文・論旨は、必ずしも本会の公式見解ではないことをお断りします。